

# 防府市地域防災計画

## 新旧対照表 (共通編)

(案)



# 防府市地域防災計画（共通編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																		
<p><b>第1編 総則</b> <b>第1章 計画の方針</b> 第4節 計画の運用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">平常時</td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">                     基本理念・予防計画に基づく事務の遂行                 </td> <td style="width: 75%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■施策・事業の企画・立案の段階における防災上の検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市各課は、各種施策・事業の企画・立案の段階において、当該施策・事業が基本理念及び災害予防計画と整合しているか確認し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行う。</li> </ul> </li> <li>(略)</li> <li>(新設)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">平常時</td> <td style="vertical-align: top;">                     計画等の習熟・マニュアル等の整備                 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■災害応急対策計画及び復旧・復興計画等の習熟                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災活動は災害応急対策計画及び復旧・復興計画に沿って行われることから、職員に対する活動計画の習熟を図る。</li> </ul> </li> <li>■マニュアル等の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市各課は、発災時の活動が迅速・的確に行えるよう、市防災計画に基づいたマニュアルを整備する。</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">発災時</td> <td colspan="2" style="vertical-align: top;">                     災害応急対策計画及び復旧・復興計画並びに市各課において作成したマニュアルを積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう防災活動を実施する。                 </td> </tr> </table>	平常時	基本理念・予防計画に基づく事務の遂行	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施策・事業の企画・立案の段階における防災上の検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市各課は、各種施策・事業の企画・立案の段階において、当該施策・事業が基本理念及び災害予防計画と整合しているか確認し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行う。</li> </ul> </li> <li>(略)</li> <li>(新設)</li> </ul>	平常時	計画等の習熟・マニュアル等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害応急対策計画及び復旧・復興計画等の習熟                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災活動は災害応急対策計画及び復旧・復興計画に沿って行われることから、職員に対する活動計画の習熟を図る。</li> </ul> </li> <li>■マニュアル等の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市各課は、発災時の活動が迅速・的確に行えるよう、市防災計画に基づいたマニュアルを整備する。</li> </ul> </li> </ul>	発災時	災害応急対策計画及び復旧・復興計画並びに市各課において作成したマニュアルを積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう防災活動を実施する。		<p><b>第1編 総則</b> <b>第1章 計画の方針</b> 第4節 計画の運用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">平常時</td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">                     基本理念・予防計画に基づく事務の遂行                 </td> <td style="width: 75%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■施策・事業の企画・立案の段階における防災上の検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市各課は、<u>防災の視点に立ち</u>、各種施策・事業の企画・立案を<u>するとともに</u>、当該施策・事業が基本理念及び災害予防計画と整合しているか確認し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行う。</li> </ul> </li> <li>(略)</li> <li>■災害予防計画の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市各課は、<u>災害予防業務を平常時の業務として位置付け、平常時から災害に備えた体制等がとれるよう取り組む。</u></li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">平常時</td> <td style="vertical-align: top;">                     計画等の習熟・マニュアル等の整備                 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■災害応急対策計画及び復旧・復興計画等の習熟                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災活動は災害応急対策計画及び復旧・復興計画に沿って行われることから、職員に対して計画の習熟を図る。</li> </ul> </li> <li>■マニュアル等の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>災害応急対策業務の手順等が分かるよう、各部班ごとの職員行動マニュアルを作成し、所属長は年度当初に所属職員に周知を図る。</u></li> <li>・市各課は、発災時の活動が迅速・的確に行えるよう、市防災計画に基づいた<u>実務マニュアルを作成するとともに</u>、所属長は年度当初に所属職員に対して周知する。</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">発災時</td> <td colspan="2" style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■災害業務への従事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、上司の命を受けて災害業務に従事する。</u></li> <li>・<u>災害対策本部未設置時も、必要に応じて各部班の所掌事務に従って、災害応急対策業務を実施する。</u></li> </ul> </li> <li>■計画、マニュアル等の活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対策計画及び復旧・復興計画並びに市各課において作成した<u>実務マニュアル</u>を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう防災活動を実施する。</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table>	平常時	基本理念・予防計画に基づく事務の遂行	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施策・事業の企画・立案の段階における防災上の検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市各課は、<u>防災の視点に立ち</u>、各種施策・事業の企画・立案を<u>するとともに</u>、当該施策・事業が基本理念及び災害予防計画と整合しているか確認し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行う。</li> </ul> </li> <li>(略)</li> <li>■災害予防計画の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市各課は、<u>災害予防業務を平常時の業務として位置付け、平常時から災害に備えた体制等がとれるよう取り組む。</u></li> </ul> </li> </ul>	平常時	計画等の習熟・マニュアル等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害応急対策計画及び復旧・復興計画等の習熟                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災活動は災害応急対策計画及び復旧・復興計画に沿って行われることから、職員に対して計画の習熟を図る。</li> </ul> </li> <li>■マニュアル等の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>災害応急対策業務の手順等が分かるよう、各部班ごとの職員行動マニュアルを作成し、所属長は年度当初に所属職員に周知を図る。</u></li> <li>・市各課は、発災時の活動が迅速・的確に行えるよう、市防災計画に基づいた<u>実務マニュアルを作成するとともに</u>、所属長は年度当初に所属職員に対して周知する。</li> </ul> </li> </ul>	発災時	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害業務への従事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、上司の命を受けて災害業務に従事する。</u></li> <li>・<u>災害対策本部未設置時も、必要に応じて各部班の所掌事務に従って、災害応急対策業務を実施する。</u></li> </ul> </li> <li>■計画、マニュアル等の活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対策計画及び復旧・復興計画並びに市各課において作成した<u>実務マニュアル</u>を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう防災活動を実施する。</li> </ul> </li> </ul>		<p>平常時の記載の見直し 各課の役割をより明確化</p>
平常時	基本理念・予防計画に基づく事務の遂行	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施策・事業の企画・立案の段階における防災上の検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市各課は、各種施策・事業の企画・立案の段階において、当該施策・事業が基本理念及び災害予防計画と整合しているか確認し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行う。</li> </ul> </li> <li>(略)</li> <li>(新設)</li> </ul>																		
平常時	計画等の習熟・マニュアル等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害応急対策計画及び復旧・復興計画等の習熟                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災活動は災害応急対策計画及び復旧・復興計画に沿って行われることから、職員に対する活動計画の習熟を図る。</li> </ul> </li> <li>■マニュアル等の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市各課は、発災時の活動が迅速・的確に行えるよう、市防災計画に基づいたマニュアルを整備する。</li> </ul> </li> </ul>																		
発災時	災害応急対策計画及び復旧・復興計画並びに市各課において作成したマニュアルを積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう防災活動を実施する。																			
平常時	基本理念・予防計画に基づく事務の遂行	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施策・事業の企画・立案の段階における防災上の検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市各課は、<u>防災の視点に立ち</u>、各種施策・事業の企画・立案を<u>するとともに</u>、当該施策・事業が基本理念及び災害予防計画と整合しているか確認し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行う。</li> </ul> </li> <li>(略)</li> <li>■災害予防計画の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市各課は、<u>災害予防業務を平常時の業務として位置付け、平常時から災害に備えた体制等がとれるよう取り組む。</u></li> </ul> </li> </ul>																		
平常時	計画等の習熟・マニュアル等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害応急対策計画及び復旧・復興計画等の習熟                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災活動は災害応急対策計画及び復旧・復興計画に沿って行われることから、職員に対して計画の習熟を図る。</li> </ul> </li> <li>■マニュアル等の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>災害応急対策業務の手順等が分かるよう、各部班ごとの職員行動マニュアルを作成し、所属長は年度当初に所属職員に周知を図る。</u></li> <li>・市各課は、発災時の活動が迅速・的確に行えるよう、市防災計画に基づいた<u>実務マニュアルを作成するとともに</u>、所属長は年度当初に所属職員に対して周知する。</li> </ul> </li> </ul>																		
発災時	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害業務への従事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、上司の命を受けて災害業務に従事する。</u></li> <li>・<u>災害対策本部未設置時も、必要に応じて各部班の所掌事務に従って、災害応急対策業務を実施する。</u></li> </ul> </li> <li>■計画、マニュアル等の活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対策計画及び復旧・復興計画並びに市各課において作成した<u>実務マニュアル</u>を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう防災活動を実施する。</li> </ul> </li> </ul>																			
<p>第5節 防災に関する組織及び基本的責務</p> <p>第1項 市における防災に関する組織</p> <p>1 防府市防災会議（平常時）</p> <p>防府市防災会議は、市長を会長とし防府市防災会議条例（昭和38年条例第12号）第3条第5項各号に規定する者を（中略）本市地域に係る防災に関する重要事項を審議し、意見を述べる。</p> <p>2 防府市災害対策本部（災害時）</p> <p>本市に係る防災組織として、災害時においては、災害応急対策を主として機動的に防災対策を実施するため、各機関との調整を行う機関として、防府市災害対策本部を置く。</p> <p>なお、災害対策本部に関する詳細は、<u>共通編</u>第3編「災害応急対策計画」第1章を参照のこと。</p>	<p>第5節 防災に関する組織及び基本的責務</p> <p>第1項 市における防災に関する組織</p> <p>1 防府市防災会議（平常時）</p> <p>防府市防災会議は、市長を会長とし防府市防災会議条例（昭和38年<u>防府市</u>条例第12号）第3条第5項各号に規定する者を（中略）本市地域に係る防災に関する重要事項を審議し、意見を述べる。</p> <p>2 防府市災害対策本部（災害時）</p> <p>本市に係る防災組織として、災害時においては、災害応急対策を主として機動的に防災対策を実施するため、各機関との調整を行う機関として、防府市災害対策本部を置く。</p> <p>なお、災害対策本部に関する詳細は、第3編「災害応急対策計画」第1章を参照のこと。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>																		
<p>第6節 防災関係機関の業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置</p>	<p>第6節 防災関係機関の業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置</p>																			

現 行

修 正 案

備 考

【防府市】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市	1 防府市防災会議に関すること。 (略)
	10 避難の勧告又は指示及び避難者の誘導並びに指定緊急避難場所・指定避難所の開設に関すること。 (略)
	16 地域内の公共的団体、住民等を対象とした自主防災組織の育成指導に関すること。 (略)

【防府市】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市	1 防府市防災会議及び防府市災害対策本部に関すること。 (略)
	10 避難勧告等及び避難者の誘導並びに指定緊急避難場所・指定避難所の開設に関すること。 (略)
	16 地域内の公共的団体、住民等を対象とした自主防災組織の育成支援に関すること。 (略)

【指定地方行政機関】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
福岡管区気象台 (下関地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集・発表に関すること。
	2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設・設備の整備に関すること。
	3 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報、特別警報・警報・注意報、台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の市、県及び防災関係機関への伝達に関すること。
	4 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。
	5 防府市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成への技術的な支援・協力に関すること。
	6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
	7 市、県及び防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進並びに防災知識の普及啓発活動に関すること。

【指定地方行政機関】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
福岡管区気象台 (下関地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集・発表を行う。 (削除)
	2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報、警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
	3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
	4 防府市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (削除)
	5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に努める。

【指定公共機関】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
西日本高速道路株式会社 (中国支社周南高速道路事務所)	1 2 緊急輸送路の確保等、市、県及び防災関係機関が実施する応急対策への協力に関すること。

【指定公共機関】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
西日本高速道路株式会社 (中国支社周南高速道路事務所)	1 2 緊急輸送道路の確保等、市、県及び防災関係機関が実施する応急対策への協力に関すること。

【指定地方公共機関】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

【指定地方公共機関】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
一般社団法人 防府歯科医師会	1 災害時における救急歯科医療に関すること。 2 災害時における歯科保健活動に関すること。 3 身元確認活動に関すること。
一般社団法人 防府薬剤師会	1 災害時における調剤、医薬品等の提供に関すること。 2 防疫・その他保健衛生活動に関すること。

所要の修正

所要の修正

字句の修正

県地域防災計画と整合  
(気象庁標準記載例による)

字句の修正

県地域防災計画の修正  
(記載箇所の変更：管内の公共的団体から指定地方公共機関へ)

現 行		修 正 案		備 考	
公益社団法人 山口県看護協会	1 救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。	公益社団法人 山口県看護協会	1 <u>医療救護活動</u> (1) <u>救急医療及び助産活動に関すること。</u> (2) <u>負傷者の収容及び看護に関すること。</u> 2 <u>健康管理活動</u> <u>避難所地域等における保健指導その他健康管理に関する必要な業務</u>	県地域防災計画の修正 (熊本地震対策関連[避難所生活環境の改善])	
山口放送株式会社 テレビ山口株式会社 株式会社エフエム山口 山口朝日放送株式会社	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 2 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。 3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。 4 放送施設・設備の防災対策及び保守管理に関すること。	山口放送株式会社 テレビ山口株式会社 株式会社エフエム山口 山口朝日放送株式会社			県地域防災計画の修正 (熊本地震対策関連[輸送手段の確保])
( 新 設 )		<u>一般社団法人 山口県建設業協会</u>	1 <u>災害時における被害情報の収集・伝達への協力に関すること。</u> 2 <u>災害時における公共施設等からの障害物の除去および応急復旧への協力に関すること。</u>		
【管内の公共的団体】		【管内の公共的団体】		県地域防災計画の修正 (記載箇所の変更：管内の公共的団体から指定地方公共機関へ)	
機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	<u>(削除)</u>			
一般社団法人 防府歯科医師会 一般社団法人 防府薬剤師会	災害時における緊急医療に関すること。			国土地理院の公表による修正	
<b>第2章 防災面からみた防府市の概況</b> 第1節 自然的条件		<b>第2章 防災面からみた防府市の概況</b> 第1節 自然的条件			
第3項 位置及び面積	○ 面積 <u>188.59k m<sup>2</sup></u>	第3項 位置及び面積	○ 面積 <u>189.37k m<sup>2</sup></u>		
第4項 河川	市内の河川は、一級河川として佐波川と、これに流入する各支流の合計 15 河川、流路延長 58.0km、二級河川として <u>6</u> 河川、流路延長 14.0km、準用河川として 22 河川、流路延長 22.9km が指定されている。	第4項 河川	市内の河川は、一級河川として佐波川と、これに流入する各支流の合計 15 河川、流路延長 58.0km、二級河川として <u>5</u> 河川、流路延長 14.0km、準用河川として 22 河川、流路延長 22.9km が指定されている。	二級河川から勘場川を除外	
第6項 ため池	市内には、ため池が 457 か所あり、ため池等整備事業により玉泉ため池、長尾ため池等が全面改修されている。 <u>なお、4か所（大谷口、上洗川、上り岩及び走り出）のため池が、危険ため池に指定されている。</u>	第6項 ため池	市内には、ため池が 457 か所あり、ため池等整備事業により玉泉ため池、長尾ため池等が全面改修されている。	所要の修正	

現 行	修 正 案	備 考
<p><b>第2節 社会的条件</b></p> <p>第1項 人口 近年の本市の人口は12万人前後で推移しており、平成22年に行われた国勢調査の人口は、<u>116,611人</u>である。 世帯数は46,851で、1世帯当たりでは2.5人となり、わずかではあるが<u>減少</u>傾向にある。 また、65歳以上の人口は<u>29,506人</u>で比率にして<u>25.3%</u>と、全国平均の<u>23.0%</u>を上回っている。</p> <p><b>第3節 防府市の気象と災害</b></p> <p>5 地震 特に、伊予灘、豊後水道及び大分県内で、120km以浅の地震活動がやや活発となっている。 山口県付近の主な地震は、九州に比べると少ない現況にあるが、(中略)本県における地震被害が少ないことを保障するものではない。</p> <p>6 津波災害 津波は、30cm程度でも歩行が難しくなり、1m近くの津波に巻き込まれると健康な成人でも流されてしまう。また、物的物的被害についても(略)</p>	<p><b>第2節 社会的条件</b></p> <p>第1項 人口 近年の本市の人口は12万人前後で推移しており、平成27年に行われた国勢調査の人口は、<u>115,942人</u>である。 世帯数は<u>47,573</u>で、1世帯当たりでは2.5人となり、わずかではあるが<u>増加</u>傾向にある。 また、65歳以上の人口は<u>33,582人</u>で比率にして<u>29.0%</u>と、全国平均の<u>26.6%</u>を上回っている。</p> <p><b>第3節 防府市の気象と災害</b></p> <p>5 地震 特に、伊予灘、豊後水道及び大分県内で、120km以浅の地震活動がやや活発となっている。<u>さらに、平成28年熊本地震発生後は熊本・大分県を中心に地震が頻発している。</u> <u>市に大きな影響がある断層として周防灘断層帯や佐波川断層がある。平成28年7月1日に地震調査研究推進本部(本部長：文部科学大臣)から初めて公表された「中国地域の活断層の長期評価」によると、周防灘断層帯は主要活断層に位置付けられており、30年発生確率も「高い」ものに分類されている。また、中国地方の活断層で発生する地震の長期評価として、山口県も含む西部地域内において、M(マグニチュード)6.8以上の地震が30年以内に発生する確率は、14～20%とされている。</u> 山口県付近の主な地震は、九州に比べると少ない現況にあるが、(中略)本県における地震被害が少ないことを保障するものではなく、<u>長期評価からも地震の被害想定に基づく対策を急ぐことが求められている。</u></p> <p>6 津波災害 津波は、<u>20～30cm</u>程度の高さでも人は速い流れに巻き込まれてしまうおそれがあり、<u>大変危険である。</u> また、物的物的被害についても(略)</p>	<p>平成27年国勢調査の反映</p> <p>中国地域の活断層の長期評価を反映</p> <p>所要の修正</p>
<p><b>第2編 災害予防計画</b> <b>第1章 災害に強いまちづくり</b> <b>第1節 災害に強い都市基盤の整備</b></p> <p>第3項 公共土木施設・ライフライン施設等の整備</p> <p>3 農業用施設等の整備 ため池、頭首工、用排水路等の農業施設の管理者に対して、保守点検を徹底し、老朽化や安全性に問題がある施設については、必要な対策工事や修理・補修を行うよう指導する。 市が取り組む農地防災事業は次の表のとおり。 (略) なお、これらの施設については、長寿命化計画の策定・実施等により、適切な維持管理に努める。</p> <p><b>第2節 建築物等の安全化の促進</b> 災害による建築物の被害は、倒壊や損傷による建築物自体の被害の他、設備の転倒や天井落下、ブロック塀の倒壊による被害など広範囲に発生する。これらの被害は、人的な被害に結びつくばかりでなく火災の要因ともなるため、耐震性の確保や不燃化を推進する。 特に公共施設は、災害対応上重要な役割を担うため、計画的に施設の整備を進める。</p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b> <b>第1章 災害に強いまちづくり</b> <b>第1節 災害に強い都市基盤の整備</b></p> <p>第3項 公共土木施設・ライフライン施設等の整備</p> <p>3 農業用施設等の整備 ため池、頭首工、用排水路等の農業施設の管理者に対して、保守点検を徹底し、老朽化や安全性に問題がある施設については、必要な対策工事や修理・補修を行うよう指導する。 <u>なお、市が取り組む農地防災事業は次の表のとおりであり、これらの施設については、長寿命化計画の策定・実施等により、適切な維持管理に努める。</u></p> <p><b>第2節 建築物等の安全化の促進</b> 災害による建築物の被害は、倒壊や損傷による建築物自体の被害の他、設備の転倒や天井落下、ブロック塀の倒壊による被害など広範囲に発生する。これらの被害は、人的な被害に結びつくばかりでなく火災の要因ともなるため、耐震性の確保や不燃化を<u>促進</u>する。 特に公共<u>建築物</u>は、災害対応上重要な役割を担うため、計画的に施設の整備を進める。</p>	<p>記載箇所の変更</p>



現 行	修 正 案	備 考																
<p>(現状と課題)</p> <p>本市では、平成 20 年 3 月に耐震改修促進計画（平成 24 年 3 月変更）を定め、住宅・建築物の耐震化を進めてきている。今後も引き続き、さらなる減災を目指し、建築物の安全対策を促進していく。</p> <p>(基本方針)</p> <p>○公共建築物は、施設の用途や重要度に応じて安全化対策を推進し、施設の機能確保を図る。 ○一般建築物は、防府市耐震改修促進計画に基づき、耐震化を推進する。</p>	<p>(現状と課題)</p> <p>本市では、平成 20 年 3 月に防府市耐震改修促進計画（平成 29 年 6 月変更）を定め、住宅・建築物の耐震化を進めてきている。今後も引き続き、さらなる減災を目指し、建築物の安全対策を促進していく。</p> <p>(基本方針)</p> <p>○公共建築物は、施設の用途や重要度に応じて安全化対策を推進し、施設の機能確保を図る。 ○一般建築物は、防府市耐震改修促進計画に基づき、耐震化を促進する。</p>	<p>所要の修正</p>																
<p>第 1 項 建築物等の安全化</p> <p>3 工作物・設備等の安全化</p> <p>【達成目標】</p> <p>○発災直後から拠点としての機能が確保されるよう、計画的に公共建築物の安全化を進める。 ○防府市耐震改修促進計画に基づき、一般建築物の耐震化を進める。</p>	<p>第 1 項 建築物等の安全化</p> <p>3 工作物・設備等の安全化</p> <p>【達成目標】</p> <p>○発災直後から防災拠点としての機能が確保されるよう、計画的に公共建築物の安全化を進める。 ○防府市耐震改修促進計画に基づき、一般建築物の耐震化を促進する。</p>	<p>所要の修正</p>																
<p><b>第 2 章 災害に強い人づくり・地域づくり</b></p> <p>第 1 節 防災に関する普及啓発</p> <p>■災害教訓の伝承</p> <p>また、学校教育においても、災害の教訓を踏まえた啓発を折に触れて行ってきたものの、5 年という年月が経ち、児童生徒の記憶は薄れつつある。過去の教訓を決して忘れることなく、災害時の迅速かつ安全な対応につなげていくよう、教育・訓練を継続して行う必要がある。</p> <p>第 1 項 防災に関する普及啓発</p> <p>3 対応上の重要な事項に関する普及啓発</p> <table border="1" data-bbox="151 1507 1299 1854"> <tr> <td>要配慮者支援の視点</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画の視点</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>観光客等帰宅困難者への配慮の視点</td> <td>災害時には居住する住民だけではなく、通勤・通学者や観光客など市域に集まる全ての人への配慮が必要となることを踏まえ、帰宅困難者対策に関する防災知識の普及啓発に努める。</td> </tr> <tr> <td>動物救護の視点</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>5 普及啓発の内容</p> <p>防災に関し、普及啓発すべき事項を、対象者別に以下に示す。</p>	要配慮者支援の視点	(略)	男女共同参画の視点	(略)	観光客等帰宅困難者への配慮の視点	災害時には居住する住民だけではなく、通勤・通学者や観光客など市域に集まる全ての人への配慮が必要となることを踏まえ、帰宅困難者対策に関する防災知識の普及啓発に努める。	動物救護の視点	(略)	<p><b>第 2 章 災害に強い人づくり・地域づくり</b></p> <p>第 1 節 防災に関する普及啓発</p> <p>■災害教訓の伝承</p> <p>また、学校教育においても、災害の教訓を踏まえた啓発を折に触れて行っており、今後も過去の教訓を決して忘れることなく、災害時の迅速かつ安全な対応につなげていくよう、教育・訓練を継続して行う必要がある。</p> <p>第 1 項 防災に関する普及啓発</p> <p>3 対応上の重要な事項に関する普及啓発</p> <table border="1" data-bbox="1418 1497 2567 1854"> <tr> <td>要配慮者支援の視点</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画の視点</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>外国人旅行者を含めた観光客等帰宅困難者への配慮の視点</td> <td>災害時には居住する住民だけではなく、通勤・通学者や外国人旅行者を含めた観光客など市域に集まる全ての人への配慮が必要となることを踏まえ、帰宅困難者対策に関する防災知識の普及啓発に努める。</td> </tr> <tr> <td>動物救護の視点</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>5 普及啓発の内容</p> <p>防災に関し、普及啓発すべき事項を、対象者別に以下に示す。</p>	要配慮者支援の視点	(略)	男女共同参画の視点	(略)	外国人旅行者を含めた観光客等帰宅困難者への配慮の視点	災害時には居住する住民だけではなく、通勤・通学者や外国人旅行者を含めた観光客など市域に集まる全ての人への配慮が必要となることを踏まえ、帰宅困難者対策に関する防災知識の普及啓発に努める。	動物救護の視点	(略)	<p>所要の修正</p> <p>県地域防災計画の修正</p>
要配慮者支援の視点	(略)																	
男女共同参画の視点	(略)																	
観光客等帰宅困難者への配慮の視点	災害時には居住する住民だけではなく、通勤・通学者や観光客など市域に集まる全ての人への配慮が必要となることを踏まえ、帰宅困難者対策に関する防災知識の普及啓発に努める。																	
動物救護の視点	(略)																	
要配慮者支援の視点	(略)																	
男女共同参画の視点	(略)																	
外国人旅行者を含めた観光客等帰宅困難者への配慮の視点	災害時には居住する住民だけではなく、通勤・通学者や外国人旅行者を含めた観光客など市域に集まる全ての人への配慮が必要となることを踏まえ、帰宅困難者対策に関する防災知識の普及啓発に努める。																	
動物救護の視点	(略)																	

現 行			修 正 案			備 考
対象	平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動	対象	平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動	
市職員	(略)	(略)	市職員	(略)	(略)	
学校	(略)	(略)	学校	(略)	(略)	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害の基礎的知識、市内の災害発生実態や被害想定及び住宅周辺の災害特性の把握</li> <li>◆ 自主防災思想及び自主防災組織の普及</li> <li>◆ わが家の安全点検実施（住宅の耐震診断と補強、転倒防止対策及び消火器の普及）</li> <li>◆ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトイレットペーパー等生活必需品の備蓄</li> <li>◆ 非常持出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</li> <li>◆ （新設）</li> <li>◆ 防災マップ等による災害危険区域の把握（浸水区域（津波、洪水及び高潮）、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）</li> <li>◆ 家族防災会議の開催</li> <li>◆ 市の防災対策</li> <li>◆ 地震発生時に自動車運転者が措置すべき事項の把握</li> </ul>	(略)	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害の基礎的知識、市内の災害発生実態や被害想定及び住宅周辺の災害特性の把握</li> <li>◆ 自主防災思想及び自主防災組織の普及</li> <li>◆ わが家の安全点検実施（住宅の耐震診断と補強、転倒防止対策及び消火器の普及）</li> <li>◆ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトイレットペーパー等生活必需品の備蓄</li> <li>◆ 非常持出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</li> <li>◆ <u>保険・共済等への加入</u></li> <li>◆ 防災マップ等による災害危険区域の把握（<u>浸水想定区域</u>（津波、洪水及び高潮）、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）</li> <li>◆ 家族防災会議の開催</li> <li>◆ 市の防災対策</li> <li>◆ 地震発生時に自動車運転者が措置すべき事項の把握</li> </ul>	(略)	防災基本計画の修正 表現の適正化
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災計画の策定</li> <li>◆ （新設）</li> <li>◆ 重要書類及びデータの保存対策の実施</li> <li>◆ 情報連絡の複数ルートの確保</li> <li>◆ 自衛消防隊の充実・強化</li> <li>◆ 資機材の整備</li> <li>◆ 市及び地域との共同計画の検討</li> </ul>	(略)	事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災計画の策定</li> <li>◆ <u>事業継続計画の策定</u></li> <li>◆ 重要書類及びデータの保存対策の実施</li> <li>◆ 情報連絡の複数ルートの確保</li> <li>◆ 自衛消防隊の充実・強化</li> <li>◆ 資機材の整備</li> <li>◆ 市及び地域との共同計画の検討</li> </ul>	(略)	所要の修正
<p>【達成目標】</p> <p><b>■市職員に対する防災教育・研修</b></p> <p>○<u>南海トラフ巨大地震等に関する市職員研修を開催するなど、継続的に地震・津波に関する市職員研修を行う。</u></p> <p>○市本部各対策部は、所管する所掌事務についてのマニュアルを作成し、又は見直すとともに、所属職員に対し周知する。また、毎年マニュアルの見直しを検討する。</p> <p>○毎年、指定緊急避難場所や指定避難所に関する市職員研修を開催する。</p> <p><b>■市民に対する防災教育</b></p> <p>○市広報、防災ファイル、出前講座等により、避難場所や避難行動要支援者名簿等の啓発を推進する。</p> <p>○土砂災害警戒区域の指定の見直しや、洪水等浸水想定の見直しがあったときは、防災マップを作成し、全世帯に配布する。</p> <p>○平成26年度・27年度に配布した防災マップ（土砂災害編・津波災害編）などを基に、土砂災害警戒区域や津波災害警戒区域のある地区を対象とした出前講座等により避難等の啓発を継続して実施し、市民</p>			<p>【達成目標】</p> <p><b>■市職員に対する防災教育・研修</b></p> <p>○地震、風水害等の災害対応に関する市職員研修を<u>継続的に開催することで、職員への災害知識の普及や災害対応力の向上を進める。</u></p> <p>○市本部各対策部は、所管する所掌事務についてのマニュアルを作成し、又は見直すとともに、所属職員に対し周知する。また、毎年マニュアルの見直しを検討する。</p> <p>○毎年、指定緊急避難場所や指定避難所に関する市職員研修を開催する。</p> <p><b>■市民に対する防災教育</b></p> <p>○市広報、防災ファイル、出前講座等により、避難場所や避難行動要支援者名簿等の啓発を推進する。</p> <p>○土砂災害警戒区域の指定の見直しや、洪水等浸水想定<u>区域の公表</u>・見直しがあったときは、防災マップを作成し、全世帯に配布する。</p> <p>○土砂災害警戒区域や津波災害警戒区域、洪水等浸水想定のある地区を対象とした出前講座等により避難等の啓発を継続して実施し、市民の防災意識の向上を図る。</p>			所要の修正



現 行	修 正 案	備 考										
<p>の防災意識の向上を図る。 ○ハザードマップなどを基に、洪水や高潮の浸水想定のある地区を対象とした出前講座等により避難等の啓発を継続して実施し、市民の防災意識の向上を図る。</p> <p>○大規模災害時を想定し、地域0お主体の避難所の開設・運営ができるよう研修等を開催していく。 ○公民館での学級・教室や聞いて得するふるさと講座において、防災についての普及啓発を継続して行う。 ○防府市市民防災の日等に防災講演会など啓発行事を継続して開催する。</p> <p>第2項 自主防災組織の育成強化</p> <p>1 自主防災組織の結成・育成</p> <table border="1" data-bbox="142 573 1291 892"> <tr> <td data-bbox="142 573 371 892">地域住民を対象とする自主防災組織</td> <td data-bbox="371 573 1291 892"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>住民が参加しているコミュニティ団体等の既存の組織</u>を自主防災組織として設置し、育成する。</li> <li>◆ 自治会単位、学校区単位等、住民が無理なく活動できる規模とすることを基本とする。</li> <li>◆ 住民が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模</li> <li>◆ 地理的状況、生活環境等から、日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模</li> <li>◆ 自治会連合会による協議が行える機会を設定し、組織的な展開を図る。</li> <li>◆ 消防団員の積極的な協力を得て育成する。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>3 自主防災組織の活動支援</p> <table border="1" data-bbox="142 1024 1291 1207"> <tr> <td data-bbox="142 1024 409 1207">自主防災リーダーの育成</td> <td data-bbox="409 1024 1291 1207"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 研修会等を実施し、地域の要となる自主防災リーダーの育成に努める。</li> <li>◆ 男女共同参画の視点から、女性リーダーの育成・支援を推進する。</li> <li>◆ <u>平成25年度から平成29年度までの5年間</u>、防災士養成講座を開催し、自主防災組織のリーダー的な役割を果たすなど、防災活動の推進役となる人材育成に努める。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>【達成目標】</p> <table border="1" data-bbox="142 1329 1329 1686"> <tr> <td data-bbox="142 1329 1329 1686"> <p>■<u>自主防災組織の活動支援</u></p> <p>○各自主防災組織において、地域の実情に即した防災マニュアルを作成するよう促進する。 ○防府市自主防災組織育成事業補助制度の活用啓発等により、自主防災組織の活動の活性化や資機材等の整備の充実を図る。 ○防災ファイル等により、地域の自主防災組織に対して平常時や災害時の役割などを啓発する。 ○自主防災リーダー育成のため、研修会等を毎年実施する。 ○<u>平成29年度までに防災士300人</u>を目標に防災士養成講座を開催するとともに、フォローアップ研修などにより、防災士が自主防災組織のリーダー的な役割が担えるよう支援する。</p> </td> </tr> </table> <p>第3項 企業防災活動の推進</p> <p>市は、企業における防災の取組に資する情報提供等を進めるとともに、<u>企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。</u></p>	地域住民を対象とする自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>住民が参加しているコミュニティ団体等の既存の組織</u>を自主防災組織として設置し、育成する。</li> <li>◆ 自治会単位、学校区単位等、住民が無理なく活動できる規模とすることを基本とする。</li> <li>◆ 住民が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模</li> <li>◆ 地理的状況、生活環境等から、日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模</li> <li>◆ 自治会連合会による協議が行える機会を設定し、組織的な展開を図る。</li> <li>◆ 消防団員の積極的な協力を得て育成する。</li> </ul>	自主防災リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 研修会等を実施し、地域の要となる自主防災リーダーの育成に努める。</li> <li>◆ 男女共同参画の視点から、女性リーダーの育成・支援を推進する。</li> <li>◆ <u>平成25年度から平成29年度までの5年間</u>、防災士養成講座を開催し、自主防災組織のリーダー的な役割を果たすなど、防災活動の推進役となる人材育成に努める。</li> </ul>	<p>■<u>自主防災組織の活動支援</u></p> <p>○各自主防災組織において、地域の実情に即した防災マニュアルを作成するよう促進する。 ○防府市自主防災組織育成事業補助制度の活用啓発等により、自主防災組織の活動の活性化や資機材等の整備の充実を図る。 ○防災ファイル等により、地域の自主防災組織に対して平常時や災害時の役割などを啓発する。 ○自主防災リーダー育成のため、研修会等を毎年実施する。 ○<u>平成29年度までに防災士300人</u>を目標に防災士養成講座を開催するとともに、フォローアップ研修などにより、防災士が自主防災組織のリーダー的な役割が担えるよう支援する。</p>	<p>○（削除）</p> <p>○大規模災害時を想定し、地域主体の避難所の開設・運営ができるよう研修等を開催していく。 ○公民館での学級・教室や聞いて得するふるさと講座において、防災についての普及啓発を継続して行う。 ○防府市市民防災の日等に防災講演会など啓発行事を継続して開催する。</p> <p>第2項 自主防災組織の育成強化</p> <p>1 自主防災組織の結成・育成</p> <table border="1" data-bbox="1403 583 2552 850"> <tr> <td data-bbox="1403 583 1632 850">地域住民を対象とする自主防災組織</td> <td data-bbox="1632 583 2552 850"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>自治会等による自主防災組織の結成を促進し、活動の支援をする。</u></li> <li>◆ 自治会単位、学校区単位等、住民が無理なく活動できる規模とすることを基本とする。</li> <li>◆ 住民が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模</li> <li>◆ 地理的状況、生活環境等から、日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模</li> <li>◆ 自治会連合会による協議が行える機会を設定し、組織的な展開を図る。</li> <li>◆ <u>防災士や消防団員の積極的な協力を得て育成する。</u></li> </ul> </td> </tr> </table> <p>3 自主防災組織の活動支援</p> <table border="1" data-bbox="1403 1035 2552 1213"> <tr> <td data-bbox="1403 1035 1670 1213">自主防災リーダーの育成</td> <td data-bbox="1670 1035 2552 1213"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 研修会等を実施し、地域の要となる自主防災リーダーの育成に努める。</li> <li>◆ 男女共同参画の視点から、女性リーダーの育成・支援を推進する。</li> <li>◆ 防災士養成講座を開催し、自主防災組織のリーダー的な役割を果たすなど、防災活動の推進役となる人材育成に努める。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>【達成目標】</p> <table border="1" data-bbox="1403 1339 2605 1696"> <tr> <td data-bbox="1403 1339 2605 1696"> <p>■<u>自主防災組織の活動支援</u></p> <p>○各自主防災組織において、地域の実情に即した防災マニュアルを作成するよう促進する。 ○防府市自主防災組織育成事業補助制度の活用啓発等により、自主防災組織の活動の活性化や資機材等の整備の充実を図る。 ○防災ファイル等により、地域の自主防災組織に対して平常時や災害時の役割などを啓発する。 ○自主防災リーダー育成のため、研修会等を毎年実施する。 ○防災士養成講座を開催するとともに、フォローアップ研修などにより、防災士が自主防災組織のリーダー的な役割が担えるよう支援する。</p> </td> </tr> </table> <p>第3項 企業防災活動の推進</p> <p><u>県（経営金融課）及び市は、商工関係団体等と連携し、災害時に備え企業における防災の取組に関する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）の策定等を促進する。</u></p>	地域住民を対象とする自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>自治会等による自主防災組織の結成を促進し、活動の支援をする。</u></li> <li>◆ 自治会単位、学校区単位等、住民が無理なく活動できる規模とすることを基本とする。</li> <li>◆ 住民が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模</li> <li>◆ 地理的状況、生活環境等から、日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模</li> <li>◆ 自治会連合会による協議が行える機会を設定し、組織的な展開を図る。</li> <li>◆ <u>防災士や消防団員の積極的な協力を得て育成する。</u></li> </ul>	自主防災リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 研修会等を実施し、地域の要となる自主防災リーダーの育成に努める。</li> <li>◆ 男女共同参画の視点から、女性リーダーの育成・支援を推進する。</li> <li>◆ 防災士養成講座を開催し、自主防災組織のリーダー的な役割を果たすなど、防災活動の推進役となる人材育成に努める。</li> </ul>	<p>■<u>自主防災組織の活動支援</u></p> <p>○各自主防災組織において、地域の実情に即した防災マニュアルを作成するよう促進する。 ○防府市自主防災組織育成事業補助制度の活用啓発等により、自主防災組織の活動の活性化や資機材等の整備の充実を図る。 ○防災ファイル等により、地域の自主防災組織に対して平常時や災害時の役割などを啓発する。 ○自主防災リーダー育成のため、研修会等を毎年実施する。 ○防災士養成講座を開催するとともに、フォローアップ研修などにより、防災士が自主防災組織のリーダー的な役割が担えるよう支援する。</p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>
地域住民を対象とする自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>住民が参加しているコミュニティ団体等の既存の組織</u>を自主防災組織として設置し、育成する。</li> <li>◆ 自治会単位、学校区単位等、住民が無理なく活動できる規模とすることを基本とする。</li> <li>◆ 住民が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模</li> <li>◆ 地理的状況、生活環境等から、日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模</li> <li>◆ 自治会連合会による協議が行える機会を設定し、組織的な展開を図る。</li> <li>◆ 消防団員の積極的な協力を得て育成する。</li> </ul>											
自主防災リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 研修会等を実施し、地域の要となる自主防災リーダーの育成に努める。</li> <li>◆ 男女共同参画の視点から、女性リーダーの育成・支援を推進する。</li> <li>◆ <u>平成25年度から平成29年度までの5年間</u>、防災士養成講座を開催し、自主防災組織のリーダー的な役割を果たすなど、防災活動の推進役となる人材育成に努める。</li> </ul>											
<p>■<u>自主防災組織の活動支援</u></p> <p>○各自主防災組織において、地域の実情に即した防災マニュアルを作成するよう促進する。 ○防府市自主防災組織育成事業補助制度の活用啓発等により、自主防災組織の活動の活性化や資機材等の整備の充実を図る。 ○防災ファイル等により、地域の自主防災組織に対して平常時や災害時の役割などを啓発する。 ○自主防災リーダー育成のため、研修会等を毎年実施する。 ○<u>平成29年度までに防災士300人</u>を目標に防災士養成講座を開催するとともに、フォローアップ研修などにより、防災士が自主防災組織のリーダー的な役割が担えるよう支援する。</p>												
地域住民を対象とする自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>自治会等による自主防災組織の結成を促進し、活動の支援をする。</u></li> <li>◆ 自治会単位、学校区単位等、住民が無理なく活動できる規模とすることを基本とする。</li> <li>◆ 住民が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模</li> <li>◆ 地理的状況、生活環境等から、日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模</li> <li>◆ 自治会連合会による協議が行える機会を設定し、組織的な展開を図る。</li> <li>◆ <u>防災士や消防団員の積極的な協力を得て育成する。</u></li> </ul>											
自主防災リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 研修会等を実施し、地域の要となる自主防災リーダーの育成に努める。</li> <li>◆ 男女共同参画の視点から、女性リーダーの育成・支援を推進する。</li> <li>◆ 防災士養成講座を開催し、自主防災組織のリーダー的な役割を果たすなど、防災活動の推進役となる人材育成に努める。</li> </ul>											
<p>■<u>自主防災組織の活動支援</u></p> <p>○各自主防災組織において、地域の実情に即した防災マニュアルを作成するよう促進する。 ○防府市自主防災組織育成事業補助制度の活用啓発等により、自主防災組織の活動の活性化や資機材等の整備の充実を図る。 ○防災ファイル等により、地域の自主防災組織に対して平常時や災害時の役割などを啓発する。 ○自主防災リーダー育成のため、研修会等を毎年実施する。 ○防災士養成講座を開催するとともに、フォローアップ研修などにより、防災士が自主防災組織のリーダー的な役割が担えるよう支援する。</p>												

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4項 住民及び事業所による地区防災計画作成に関する普及啓発</p> <p>【達成目標】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○「市の一定の地区」の範囲をあらかじめ定義付けておく。</p> <p>○地区防災計画作成についての啓発を図る。</p> </div> <p><b>第3節 ボランティア活動の拡充強化</b></p> <p>主な担当関係機関：社会福祉協議会、市民活動支援センター</p> <p>このため、ボランティアの育成、登録、支援体制の整備など、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平常時における環境整備等について必要な事項を定める。</p> <p>(現状と課題)</p> <p>市は、社会福祉協議会及び市民活動支援センターを通じてボランティアの普及・啓発の取組を行っており、ボランティア登録団体数は増加している。今後も引き続き啓発活動に努めるとともに、ボランティアの能力向上及びその能力を活かせる体制の構築を図っていく必要がある。</p> <p>第1項 ボランティア活動の推進</p> <p>1 ボランティアの養成</p> <p>市は、災害時のボランティアの積極的な活動を促すため、<u>社会福祉協議会及び市民活動支援センター</u>と連携し、ボランティアの育成に努める。</p> <p><u>なお、市防災計画でいうボランティアは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除き災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加する者を指し、専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 [ボランティア活動]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2-2-1 ボランティアの活動内容</li> </ul> </div> <p><u>市は、社会福祉協議会及び市民活動支援センターと連携し、以下に示すボランティアの養成に努める。</u></p>	<p>第4項 住民及び事業所による地区防災計画の作成の支援</p> <p>(削除)</p> <p><b>第3節 ボランティア活動の環境整備</b></p> <p>主な担当関係機関：<u>市社会福祉協議会、県社会福祉協議会、市民活動支援センター</u></p> <p>このため、ボランティアの育成、登録、支援体制の整備や<u>災害ボランティアセンターの運営</u>など、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平常時における環境整備等について必要な事項を定める。</p> <p>(現状と課題)</p> <p>市は、社会福祉協議会及び市民活動支援センターを通じてボランティアの普及・啓発の取組を行っており、ボランティア登録団体数は増加している。今後も引き続き啓発活動に努めるとともに、ボランティアの能力向上及びその能力を活かせる体制の構築を図っていく必要がある。</p> <p><u>また、災害ボランティアセンターの運営体制等を協議し、災害時に円滑かつ効率的に運営等が行えるようマニュアル作成や訓練の実施等をする必要がある。</u></p> <p>第1項 ボランティア活動の推進</p> <p>1 ボランティアの養成</p> <p>市、<u>社会福祉協議会及び市民活動支援センター</u>は、災害時のボランティアの積極的な活動を促すため、<u>関係機関</u>と連携し、<u>以下によりボランティアの養成に努める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>所要の修正</p> <p>県地域防災計画との整合性</p> <p>所要の修正</p> <p>記載箇所の変更</p> <p>記載箇所の変更</p>

現 行	修 正 案	備 考																		
<p>2 ボランティア活動環境の整備</p> <p>市は、<u>社会福祉協議会及び市民活動支援センターと連携して、災害時におけるボランティアの活動が円滑かつ効率的に行えるよう、以下の取組を行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="145 281 1291 850"> <tr> <td>マニュアルの作成</td> <td>◆ 市、社会福祉協議会及び市民活動支援センターは、災害時の活動が円滑に行えるよう、災害ボランティアセンター運営マニュアル等を<u>作成</u>する。</td> </tr> <tr> <td>活動拠点及び連携体制の整備</td> <td>◆ 市内のどこで災害が発生しても対応できるよう、活動拠点、必要な連携体制等について検討を行う。</td> </tr> <tr> <td>資金・資機材、人材支援の準備</td> <td>◆ 市は、社会福祉協議会及び市民活動支援センターと連携して、災害ボランティアセンターの設置及び運営体制に必要な資金、資機材及び人材支援の整備を計画的に進める。 ◆ <u>市は、社会福祉協議会及び市民活動支援センターの支援体制の構築を図る。</u></td> </tr> <tr> <td>災害ボランティアセンターの体制強化</td> <td>◆ <u>社会福祉協議会及び市民活動支援センターの体制の強化を図る。</u></td> </tr> </table> <p>(新設)</p> <p>【達成目標】</p> <table border="1" data-bbox="145 1220 1329 1266"> <tr> <td>○市、社会福祉協議会<u>及び市民活動支援センター</u>の連携を緊密にするための連絡体制を構築する。</td> </tr> </table> <p>第4節 防災訓練による災害対応力の強化</p> <p>市は、単独で実施するほか、防災関係機関、他の市町等と共同で防災訓練を実施する。また、<u>自主防災組織非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、継続的に実施する。</u></p> <p>(現状と課題)</p> <p>■総合防災訓練</p> <p>市ではこれまでに市本部の設置訓練や、風水害や地震の発生を想定した訓練を実施し、県及び防災関係機関との連携や、市民が参加した避難訓練等により、自助・共助の推進をしている。<u>今後は、訓練シナリオ等を明らかにしない発災型（ブラインド型）の実践的な訓練や、要配慮者を対象とした地域防災力の強化に資する訓練、複合災害を想定した訓練等を取り入れ、災害対応職員の育成や県及び防災関係機関との連携体制強化などを図ることが必要である。</u></p>	マニュアルの作成	◆ 市、社会福祉協議会及び市民活動支援センターは、災害時の活動が円滑に行えるよう、災害ボランティアセンター運営マニュアル等を <u>作成</u> する。	活動拠点及び連携体制の整備	◆ 市内のどこで災害が発生しても対応できるよう、活動拠点、必要な連携体制等について検討を行う。	資金・資機材、人材支援の準備	◆ 市は、社会福祉協議会及び市民活動支援センターと連携して、災害ボランティアセンターの設置及び運営体制に必要な資金、資機材及び人材支援の整備を計画的に進める。 ◆ <u>市は、社会福祉協議会及び市民活動支援センターの支援体制の構築を図る。</u>	災害ボランティアセンターの体制強化	◆ <u>社会福祉協議会及び市民活動支援センターの体制の強化を図る。</u>	○市、社会福祉協議会 <u>及び市民活動支援センター</u> の連携を緊密にするための連絡体制を構築する。	<p>2 <u>災害ボランティアセンターの運営体制等の整備</u></p> <p>市及び社会福祉協議会は、<u>災害時に災害ボランティアセンターの運営等が円滑かつ効率的に行えるよう、以下の取組を行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="1412 281 2558 865"> <tr> <td>マニュアルの作成・見直し</td> <td>◆ 市、社会福祉協議会及び市民活動支援センターは、<u>災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、平成21年豪雨災害や東日本大震災等の教訓、県社会福祉協議会作成のガイドライン等を踏まえ、災害ボランティアセンター運営マニュアル等の作成・見直しをする。見直しに当たっては、県社会福祉協議会との連携を図る。</u></td> </tr> <tr> <td>活動拠点及び連携体制の整備</td> <td>◆ 市内のどこで災害が発生しても対応できるよう、活動拠点、必要な連携体制等について検討を行う。 ◆ <u>社会福祉協議会を中心に、災害ボランティアセンター運営訓練を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td>資金・資機材、人材支援の準備</td> <td>◆ 市は、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターの設置及び運営体制に必要な資金、資機材及び人材支援の整備を計画的に進める。 ◆ <u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>災害ボランティアセンターの体制強化</td> <td>◆ <u>社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、県社会福祉協議会の作成するガイドライン等を共有するとともに、大規模災害時には県社会福祉協議会の形成する近隣県とのネットワークを活用する。</u></td> </tr> </table> <p>3 <u>専門ボランティアの受入れ体制</u></p> <p>市各担当課は、<u>専門ボランティアの受入れ等についてあらかじめ検討し、災害時の受入れやボランティア活動が円滑にできるよう努める。</u></p> <p>【達成目標】</p> <table border="1" data-bbox="1412 1220 2602 1310"> <tr> <td>○市、社会福祉協議会、市民活動支援センター等で災害ボランティアセンターの運営等について協議し、<u>災害時の体制を構築する。</u></td> </tr> </table> <p>第4節 防災訓練による災害対応力の強化</p> <p>市は、単独で実施するほか、防災関係機関、他の市町等と共同で防災訓練を実施する。また、<u>自治会・自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、継続的に実施する。</u></p> <p>(現状と課題)</p> <p>■総合防災訓練</p> <p>市ではこれまでに市本部の設置訓練や、風水害や地震の発生を想定した実動型訓練を実施し、県及び防災関係機関との連携や、市民が参加した避難訓練等により、自助・共助の推進をしている。 また、<u>東日本大震災の教訓を踏まえ、職員の災害対応や地域と協力した避難所の開設等、実動を重視した訓練を行う自治体が増えている。さらに、市では、業務継続計画（第3章第7節を参照）や職員行動マニュアルの作成に伴い、各班の実動訓練も取り入れる必要がある</u> <u>今後は、災害時の初動対応力の向上を図るため、地域や関係団体と連携し、避難所の開設・避難者の受入れ、要配慮者支援、救護所の開設等を行うとともに、災害ボランティアセンターの開設・運営等についても検討する。</u></p>	マニュアルの作成・見直し	◆ 市、社会福祉協議会及び市民活動支援センターは、 <u>災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、平成21年豪雨災害や東日本大震災等の教訓、県社会福祉協議会作成のガイドライン等を踏まえ、災害ボランティアセンター運営マニュアル等の作成・見直しをする。見直しに当たっては、県社会福祉協議会との連携を図る。</u>	活動拠点及び連携体制の整備	◆ 市内のどこで災害が発生しても対応できるよう、活動拠点、必要な連携体制等について検討を行う。 ◆ <u>社会福祉協議会を中心に、災害ボランティアセンター運営訓練を実施する。</u>	資金・資機材、人材支援の準備	◆ 市は、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターの設置及び運営体制に必要な資金、資機材及び人材支援の整備を計画的に進める。 ◆ <u>(削除)</u>	災害ボランティアセンターの体制強化	◆ <u>社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、県社会福祉協議会の作成するガイドライン等を共有するとともに、大規模災害時には県社会福祉協議会の形成する近隣県とのネットワークを活用する。</u>	○市、社会福祉協議会、市民活動支援センター等で災害ボランティアセンターの運営等について協議し、 <u>災害時の体制を構築する。</u>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>県地域防災計画と整合性</p> <p>県地域防災計画の修正</p> <p>所要の修正</p>
マニュアルの作成	◆ 市、社会福祉協議会及び市民活動支援センターは、災害時の活動が円滑に行えるよう、災害ボランティアセンター運営マニュアル等を <u>作成</u> する。																			
活動拠点及び連携体制の整備	◆ 市内のどこで災害が発生しても対応できるよう、活動拠点、必要な連携体制等について検討を行う。																			
資金・資機材、人材支援の準備	◆ 市は、社会福祉協議会及び市民活動支援センターと連携して、災害ボランティアセンターの設置及び運営体制に必要な資金、資機材及び人材支援の整備を計画的に進める。 ◆ <u>市は、社会福祉協議会及び市民活動支援センターの支援体制の構築を図る。</u>																			
災害ボランティアセンターの体制強化	◆ <u>社会福祉協議会及び市民活動支援センターの体制の強化を図る。</u>																			
○市、社会福祉協議会 <u>及び市民活動支援センター</u> の連携を緊密にするための連絡体制を構築する。																				
マニュアルの作成・見直し	◆ 市、社会福祉協議会及び市民活動支援センターは、 <u>災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、平成21年豪雨災害や東日本大震災等の教訓、県社会福祉協議会作成のガイドライン等を踏まえ、災害ボランティアセンター運営マニュアル等の作成・見直しをする。見直しに当たっては、県社会福祉協議会との連携を図る。</u>																			
活動拠点及び連携体制の整備	◆ 市内のどこで災害が発生しても対応できるよう、活動拠点、必要な連携体制等について検討を行う。 ◆ <u>社会福祉協議会を中心に、災害ボランティアセンター運営訓練を実施する。</u>																			
資金・資機材、人材支援の準備	◆ 市は、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターの設置及び運営体制に必要な資金、資機材及び人材支援の整備を計画的に進める。 ◆ <u>(削除)</u>																			
災害ボランティアセンターの体制強化	◆ <u>社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、県社会福祉協議会の作成するガイドライン等を共有するとともに、大規模災害時には県社会福祉協議会の形成する近隣県とのネットワークを活用する。</u>																			
○市、社会福祉協議会、市民活動支援センター等で災害ボランティアセンターの運営等について協議し、 <u>災害時の体制を構築する。</u>																				
<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>																		



現 行	修 正 案	備 考												
<p><b>■市及び防災関係機関による個別防災訓練</b></p> <p>市職員の参集・各対策部の初動対応、津波の浸水が想定されている各地域を対象とした避難訓練、地域団体主体による避難所開設・運営訓練等の訓練など、新たな訓練の実施が求められている。</p> <p>(基本方針)</p> <p>○毎年、訓練内容（災害想定、実施時期、時間帯等）を変えた訓練の実施に努める。</p> <p>○様々な防災関係機関や関係団体等が訓練に参加できるよう、毎年訓練内容を見直し、実践するとともに、参加者による振り返りや第三者による検証などを通して、訓練内容の見直しをする。また、各種マニュアル等に反映させる。</p> <p>○要配慮者支援、男女共同参画の視点等を取り入れた訓練を実施する。</p>	<p>また、訓練シナリオ等を明らかにしない発災型（ブラインド型）の実践的な訓練や、要配慮者を対象とした地域防災力の強化に資する訓練、複合災害を想定した訓練等を取り入れ、災害対応職員の育成や県及び防災関係機関との連携体制強化などを図ることが必要である。</p> <p><b>■市及び防災関係機関による個別防災訓練</b></p> <p>市職員の参集・各対策部の初動対応、津波の浸水が想定されている各地域を対象とした避難訓練、地域団体主体による避難所開設・運営訓練等の訓練など、新たな訓練の実施が求められている。</p> <p>(基本方針)</p> <p>○毎年、訓練内容（災害想定、実施時期、時間帯等）を変えた訓練の実施に努める。</p> <p>○避難・避難所開設・避難者受入れ・安否確認等初動時に必要な対応を重点的に行う。その際、防災関係機関や関係団体等との連携を図る。</p> <p>また、訓練後は、参加者による振り返りや第三者による検証などを通して、訓練内容や各種マニュアルの見直しをする。</p> <p>○要配慮者支援、男女共同参画の視点等を取り入れた訓練を実施する。</p>	<p>字句の修正</p> <p>所要の修正</p>												
<p>第1項 総合防災訓練</p> <p>◆災害、被害想定等を明らかにするとともに、勤務時間外での発災、複合災害の想定等、様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう配慮する。</p> <p>◆訓練のシナリオを参加者へあらかじめ知らせないブラインド型の訓練や訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、実践的に災害発生時の行動の習熟を図るように努める。</p> <p>◆（新設）</p> <p>◆土砂災害に係る避難訓練を行うことを基本とする。その際、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努める。</p> <p>◆訓練終了後においては、訓練参加者による振り返りや、第三者による検証などを通して、訓練の課題等を明らかにし、必要に応じて今後の防災活動に反映させ、その成果を次回以降の訓練において検証する等、訓練を活用した実効性の高い災害対応力向上の取組を進める。</p> <p>【達成目標】</p> <p>○毎年総合防災訓練を開催するとともに、避難訓練など市民参加・体験型のものを取り入れる。</p> <p>○総合防災訓練の際には、防災行政無線（同報系・移動系）やアマチュア無線を活用し、通信体制を検証する。</p>	<p>第1項 総合防災訓練</p> <p>◆ 災害、被害想定等を明らかにするとともに、勤務時間外での発災、複合災害の想定等、様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう配慮する。</p> <p>◆ <u>（削除）</u></p> <p>◆ <u>避難、避難所開設、避難者の受入れ、要配慮者支援等の実動型訓練を行う。</u></p> <p>◆ <u>（削除）</u></p> <p>◆ 訓練終了後においては、訓練参加者による振り返りや、第三者による検証などを通して、訓練の課題等を明らかにし、必要に応じて今後の防災活動に反映させ、その成果を次回以降の訓練において検証する等、訓練を活用した実効性の高い災害対応力向上の取組を進める。</p> <p>【達成目標】</p> <p>○毎年開催する総合防災訓練において、避難～避難所開設・避難者受入れ・要配慮者支援などを重点的に行い、市職員の災害対応力の向上と自治会・自主防災組織との連携強化や住民の意識の向上を図るとともに、各小・中学校における避難所開設体制を整備する。</p> <p>○（削除）</p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>												
<p>第2項 市、県及び防災関係機関による個別防災訓練</p> <table border="1" data-bbox="142 1724 1294 2007"> <tr> <td>情報の収集及び伝達訓練</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の概況の早期把握に向け、情報収集・集約・伝達に係る訓練</li> <li>市本部の組織と自治会（自主防災組織）、学校、病院、企業等その他の防災関係機関等との情報伝達訓練</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>職員の参集訓練</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>動員の連絡系統の確認や自主参集</li> <li>徒歩・自転車・バイク等による実践的な参集訓練</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>通信訓練</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県防災行政無線（地上系・衛星系）、市防災行政無線（同報系・移動系）、アマチュア無線等を使用した気象予警報の伝達や被害状況の収集及び情報伝達の通信訓練</li> </ul> </td> </tr> </table>	情報の収集及び伝達訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の概況の早期把握に向け、情報収集・集約・伝達に係る訓練</li> <li>市本部の組織と自治会（自主防災組織）、学校、病院、企業等その他の防災関係機関等との情報伝達訓練</li> </ul>	職員の参集訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>動員の連絡系統の確認や自主参集</li> <li>徒歩・自転車・バイク等による実践的な参集訓練</li> </ul>	通信訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>県防災行政無線（地上系・衛星系）、市防災行政無線（同報系・移動系）、アマチュア無線等を使用した気象予警報の伝達や被害状況の収集及び情報伝達の通信訓練</li> </ul>	<p>第2項 市、県及び防災関係機関による個別防災訓練</p> <table border="1" data-bbox="1412 1703 2555 1997"> <tr> <td>情報の収集及び伝達訓練</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の概況の早期把握に向け、情報収集・集約・伝達に係る訓練</li> <li>市本部の組織と自治会（自主防災組織）、学校、病院、企業等その他の防災関係機関等との情報伝達訓練</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>職員の参集訓練</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>動員の連絡系統の確認や自主参集</li> <li>徒歩・自転車・バイク等による実践的な参集訓練</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>通信訓練</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県防災行政無線（地上系・衛星系）、市防災行政無線（同報系・移動系）、アマチュア無線等を使用した気象予警報の伝達や被害状況の収集及び情報伝達の通信訓練</li> </ul> </td> </tr> </table>	情報の収集及び伝達訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の概況の早期把握に向け、情報収集・集約・伝達に係る訓練</li> <li>市本部の組織と自治会（自主防災組織）、学校、病院、企業等その他の防災関係機関等との情報伝達訓練</li> </ul>	職員の参集訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>動員の連絡系統の確認や自主参集</li> <li>徒歩・自転車・バイク等による実践的な参集訓練</li> </ul>	通信訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>県防災行政無線（地上系・衛星系）、市防災行政無線（同報系・移動系）、アマチュア無線等を使用した気象予警報の伝達や被害状況の収集及び情報伝達の通信訓練</li> </ul>	<p>所要の修正</p>
情報の収集及び伝達訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の概況の早期把握に向け、情報収集・集約・伝達に係る訓練</li> <li>市本部の組織と自治会（自主防災組織）、学校、病院、企業等その他の防災関係機関等との情報伝達訓練</li> </ul>													
職員の参集訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>動員の連絡系統の確認や自主参集</li> <li>徒歩・自転車・バイク等による実践的な参集訓練</li> </ul>													
通信訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>県防災行政無線（地上系・衛星系）、市防災行政無線（同報系・移動系）、アマチュア無線等を使用した気象予警報の伝達や被害状況の収集及び情報伝達の通信訓練</li> </ul>													
情報の収集及び伝達訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の概況の早期把握に向け、情報収集・集約・伝達に係る訓練</li> <li>市本部の組織と自治会（自主防災組織）、学校、病院、企業等その他の防災関係機関等との情報伝達訓練</li> </ul>													
職員の参集訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>動員の連絡系統の確認や自主参集</li> <li>徒歩・自転車・バイク等による実践的な参集訓練</li> </ul>													
通信訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>県防災行政無線（地上系・衛星系）、市防災行政無線（同報系・移動系）、アマチュア無線等を使用した気象予警報の伝達や被害状況の収集及び情報伝達の通信訓練</li> </ul>													

現 行		修 正 案		備 考
要配慮者支援訓練	◆ 高齢者、車椅子利用者、妊婦、幼児を連れた家族、外国人等を想定した避難誘導、安否確認・情報伝達など要配慮者支援の訓練	要配慮者支援訓練	◆ 高齢者、車椅子利用者、妊婦、幼児を連れた家族、外国人等を想定した避難誘導、安否確認・情報伝達など要配慮者支援の訓練	所要の修正
(新設)	(新設)	津波避難訓練	◆ <u>南海トラフ巨大地震などを想定した避難訓練（毎年1回以上）</u>	
(新設)	(新設)	土砂災害を想定した訓練	◆ <u>土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努める。</u>	
(新設)	(新設)	その他個別防災訓練	◆ <u>大規模災害を想定した個別防災訓練（物資輸送訓練など）について、県、防災関係機関及び民間団体等と協力し実施する。</u>	県地域防災計画の修正 (熊本地震対策関連[総合防災情報システム機能強化])
【達成目標】		【達成目標】		所要の修正
○消防・警察等の防災関係機関や学校、ライフライン事業者等と連携し、本部設置時の情報伝達訓練を実施する。		○消防・警察等の防災関係機関や学校、ライフライン事業者等と連携し、本部設置時の情報伝達訓練を実施することで、災害時の情報伝達体制の向上を図る。		所要の修正
○市職員による参集・初動対応訓練や本部設置訓練を実施する。		○市職員による参集・初動対応訓練や本部設置訓練を実施する。		
○毎年1回以上、津波避難訓練を実施する。		○毎年1回以上、 <u>南海トラフ巨大地震などを想定した津波避難訓練を実施し、避難に対する意識啓発を図る。</u>		
第3項 施設、事業所、自主防災組織等による訓練		第3項 施設、事業所、自主防災組織等による訓練		所要の修正
施設及び事業所における訓練	◆ 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）、病院、社会福祉施設、工場、興行場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者等は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練及び通報訓練 ◆ 地域の一員として市、消防本部、消防団、自主防災組織等の地域の防災組織の行う訓練	施設及び事業所における訓練	◆ 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）、病院、社会福祉施設、工場、興行場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者等は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練及び通報訓練を行う。 ◆ <u>事業所等は地域の一員として市、消防本部、消防団、自主防災組織等の地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。</u>	
自主防災組織における訓練	◆ 各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上並びに市、県及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、避難、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保等の訓練	自主防災組織における訓練	◆ 各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上並びに市、県及び防災関係機関との連携を図るため、市、消防本部及び消防団の指導を受けるなどにより、避難、初期消火、応急救護、 <u>要配慮者の安全確保、避難所運営等の訓練</u> を行う。	
市民に対する参加の呼びかけ	(略)	市民に対する参加の呼びかけ	(略)	県地域防災計画の修正 (熊本地震対策関連[避難所運営体制の強化])
<b>第3章 災害活動体制の整備</b>		<b>第3章 災害活動体制の整備</b>		県地域防災計画の修正 (熊本地震対策関連[避難所運営体制の強化])
<b>第1節 市の活動体制の整備</b>		<b>第1節 市の活動体制の整備</b>		
第2項 職員の参集体制の整備		第2項 職員の参集体制の整備		
配備体制に応じ、あらかじめ所属長が指名した職員をもって配備に当たる。(中略)職員個人による様々な災害場面を想定した対応を検討する。		配備体制に応じ、あらかじめ所属長が指名した職員をもって配備に当たる。(中略)職員個人による様々な災害場面を想定した対応を検討する。 <u>また、職員の安否確認の把握ができるような仕組みを検討する。</u>		所要の修正
第3項 応急活動マニュアルの整備		第3項 災害時の職員行動マニュアルの整備		所要の修正
災害発生時の対策等を体系的に整理した <u>応急活動マニュアル</u> を作成し、職員への周知を図るとともに、定期的に訓練を実施するなどして、活動手順、使用する資機材や装備の取り扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について検証し、必要に応じてマニュアルを見直す。		災害発生時の <u>応急対策</u> 等を各部班ごとに体系的に整理した <u>災害時の職員行動マニュアル</u> を作成し、職員への周知を図るとともに、定期的に活動手順、使用する資機材等の取り扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について検証し、必要に応じてマニュアルを見直す。		



現 行	修 正 案	備 考
<p>【達成目標】</p> <p><u>災害対策本部設置マニュアル及び初動対応マニュアルを必要に応じて見直し、毎年5月末頃に検証訓練を実施する。</u></p> <p>○市本部各対策部は、異動直後の職員や新規採用職員に対する業務別の対応マニュアルを作成する。</p> <p>○（新設）</p> <p>○（新設）</p> <p>○災害対応力を向上させるため、一般職員向け・幹部職員向けの災害対応研修等を実施する。</p> <p>第4項 防災拠点の整備</p> <p>（新設）</p> <p>◆ 防災中枢機能を持った災害対策活動の拠点施設（市庁舎・公民館等）の整備</p> <p>◆ 市庁舎の<u>防災中枢機能</u>が被災した場合に備えた代替機能施設の整備</p> <p>◆ 庁舎及び医療機関等が保有する施設・設備の自家発電設備の整備（代替エネルギーの活用を含む。）</p> <p>◆ 資料の被災を回避するための各種データの整備保全やバックアップ体制の整備</p> <p>【達成目標】</p> <p>○市庁舎の<u>防災中枢機能</u>が使えない場合の代替機能施設を指定する。</p> <p>○耐震性の不足している施設については、耐震補強工事や改築を検討し、計画的に実施する。</p> <p>○業務継続計画（BCP）策定時に、大規模地震を想定し、災害対策本部設置場所や体制を含めた検証をするとともに、併せて職員の参集・初動マニュアルの見直しをする。</p> <p>第2節 災害情報の収集・伝達体制の整備</p> <p>■情報網・通信手段の整備</p> <p>現在、市において使用可能な通信手段は、一般加入電話（携帯電話含む）、FAX、災害時優先電話（携帯電話含む）、県防災行政無線、県衛星通信、市防災行政無線（同報系・移動系）、消防救急デジタル無線（消</p>	<p>【達成目標】</p> <p>（削除）</p> <p>○（削除）</p> <p>○所属長は、平常時の業務に災害予防対策業務を位置付けるとともに、災害に備えた対策を推進する。</p> <p>○所属長は、毎年職員行動マニュアル等の内容を所属職員に周知し、災害に備えた意識啓発等を図る。</p> <p>○災害対応力を向上させるため、一般職員向け・幹部職員向けの災害対応研修等を実施する。</p> <p>第4項 防災拠点の整備</p> <p>防災拠点施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市庁舎、消防庁舎、消防署出張所、上下水道局庁舎</li> <li>◆ 小・中学校</li> <li>◆ 保健センター・休日診療所、福祉センター、中高年齢労働者福祉センター</li> <li>◆ 公民館、文化福社会館、青少年科学館、文化財郷土資料館</li> <li>◆ スポーツセンター（体育館・武道館・陸上競技場・運動広場）、サイクリングターミナル</li> <li>◆ 公会堂、地域交流センター</li> <li>◆ クリーンセンター、青果物地方卸売市場、競輪場</li> </ul> <p>主な対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災中枢機能を持った災害対策活動の拠点施設（市庁舎・公民館等）の整備</li> <li>◆ 市庁舎が被災した場合に備えた代替機能施設について、業務継続計画（BCP）に定める</li> <li>◆ 庁舎及び医療機関等が保有する施設・設備の自家発電設備の整備（代替エネルギーの活用を含む。）</li> <li>◆ 資料の被災を回避するための各種データの整備保全やバックアップ体制の整備</li> </ul> <p>【達成目標】</p> <p>○業務継続計画に、市庁舎が使えない場合の代替機能施設を指定するとともに、事前に必要な設備等を整備する。</p> <p>○耐震性の不足している施設については、耐震補強工事や改築を検討し、計画的に実施する。</p> <p>○業務継続計画（BCP）策定時に、大規模地震を想定し、災害対策本部設置場所や体制を含めた検証をするとともに、併せて職員の参集・初動マニュアルの見直しをする。</p> <p>第2節 災害情報の収集・伝達体制の整備</p> <p>■情報網・通信手段の整備</p> <p>現在、市において使用可能な通信手段は、一般加入電話（携帯電話を含む）、FAX、災害時優先電話（携帯電話を含む）、県防災行政無線、県衛星通信、市防災行政無線（同報系・移動系）、消防救急デジタル無線</p>	<p>所要の修正</p> <p>防災拠点について明確化</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>字句の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考																								
<p>防本部)、市メールサービス、緊急通報 web119、緊急告知防災ラジオ、緊急速報メール及び同報系防災行政無線のテレフォンサービスがある。</p> <p>第2項 通信網・通信手段の整備</p> <p>2 通信手段の拡充</p> <p>(1) 多様な通信手段の整備</p> <div data-bbox="151 447 1302 800" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市防災行政無線の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内防災関係機関、応急対策実施機関等との間における防災行政無線の整備</li> <li>・防災行政無線（同報系）の整備拡充</li> <li>・防災行政無線（移動系）の整備拡充</li> </ul> </li> <li>◆ 職員参集システムの整備推進</li> <li>◆ 防災相互通信用無線の整備</li> <li>◆ 衛星携帯電話の整備</li> <li>◆ 携帯電話を含めた多様な通信手段の確保</li> <li>◆ その他、インターネット通信を利用した連絡方法等</li> </ul> </div> <p>(2) 消防無線通信等の整備</p> <p>なお、従来のアナログ無線の使用期限が平成28年5月31日までとされているが、<u>県内応援及び緊急消防援助隊活動に必要とされることから、引続き既存のアナログ無線を維持管理するとともに、他行政間の連絡運用手段である防災相互波についても、維持管理を継続する。</u></p> <p>(4) 電気通信事業者による整備</p> <table border="1" data-bbox="160 1251 1294 1623"> <tr><td>電気通信設備の防災計画の策定</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>資機材等の確保</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>動員体制の確保</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>部外機関に対する応援又は協力の要請方法等</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>防災に関する訓練の実施</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>災害用伝言ダイヤル・災害用ブロードバンド伝言板の運用</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>【達成目標】</p> <div data-bbox="151 1749 1329 1997" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ 安否確認などにも活用できる職員参集システムの整備を検討し、方針を決定する。また、<u>早期の導入を図る。</u></li> <li>○ (略)</li> <li>○ 市庁舎等の非常用電源及び燃料の確保に向け、燃料備蓄や協定の締結を推進する。</li> <li>○ (略)</li> </ul> </div>	電気通信設備の防災計画の策定	(略)	資機材等の確保	(略)	動員体制の確保	(略)	部外機関に対する応援又は協力の要請方法等	(略)	防災に関する訓練の実施	(略)	災害用伝言ダイヤル・災害用ブロードバンド伝言板の運用	(略)	<p>(消防本部)、市メールサービス、緊急通報 web119、緊急告知防災ラジオ、緊急速報メール及び同報系防災行政無線のテレフォンサービスがある。</p> <p>第2項 通信網・通信手段の整備</p> <p>2 通信手段の拡充</p> <p>(1) 多様な通信手段の整備</p> <div data-bbox="1418 447 2570 800" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市防災行政無線の整備 (削除) <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線（同報系）の整備拡充</li> <li>・防災行政無線（移動系）のデジタル化</li> </ul> </li> <li>◆ 職員参集システムの整備推進</li> <li>◆ 防災相互通信用無線の整備</li> <li>◆ 衛星携帯電話の整備</li> <li>◆ 携帯電話を含めた多様な通信手段の確保</li> <li>◆ その他、インターネット通信を利用した連絡方法等</li> </ul> </div> <p>(2) 消防無線通信等の整備</p> <p>なお、従来のアナログ無線については、<u>他行政間の連絡運用手段である防災相互波の維持管理を継続する。</u></p> <p>(4) 電気通信事業者による整備</p> <table border="1" data-bbox="1427 1251 2561 1623"> <tr><td>電気通信設備の防災計画の策定</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>資機材等の確保</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>動員体制の確保</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>部外機関に対する応援又は協力の要請方法等</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>防災に関する訓練の実施</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板の運用</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>【達成目標】</p> <div data-bbox="1418 1749 2597 1997" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ <u>(削除)</u></li> <li>○ (略)</li> <li>○ <u>(削除)</u></li> <li>○ (略)</li> </ul> </div>	電気通信設備の防災計画の策定	(略)	資機材等の確保	(略)	動員体制の確保	(略)	部外機関に対する応援又は協力の要請方法等	(略)	防災に関する訓練の実施	(略)	災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板の運用	(略)	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>設備の廃止、変更</p> <p>熊本地震関連 [災害対策本部の体制強化]</p>
電気通信設備の防災計画の策定	(略)																									
資機材等の確保	(略)																									
動員体制の確保	(略)																									
部外機関に対する応援又は協力の要請方法等	(略)																									
防災に関する訓練の実施	(略)																									
災害用伝言ダイヤル・災害用ブロードバンド伝言板の運用	(略)																									
電気通信設備の防災計画の策定	(略)																									
資機材等の確保	(略)																									
動員体制の確保	(略)																									
部外機関に対する応援又は協力の要請方法等	(略)																									
防災に関する訓練の実施	(略)																									
災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板の運用	(略)																									

現 行	修 正 案	備 考
<p>第3項 市民への広報体制の整備</p> <p>2 広報手段の整備</p> <p>市は、避難場所等への同報系防災行政無線、電話、FAX、インターネット等による通信網の整備を拡充する。また、市メールサービスや防災ラジオの普及等、広報のための情報伝達手段の多様化を図るとともに、SNSの導入を研究する。</p> <p><b>第3節 県及び防災関係機関との連携体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、職員課、保険年金課（物資輸送班）、社会福祉課、消防本部</p> <p><b>第4節 応援要請・受援体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、職員課、<u>保険年金課（物資輸送班）</u>、社会福祉課、文化・スポーツ課、消防本部</p> <p>第1項 公共団体等への要請・受入体制</p> <p>2 受入体制の整備</p> <p>大規模災害時に、<u>他の自治体や機関などから提供される支援を最大限活かすため、過去の災害の教訓等を踏まえ、支援を要する業務や受入れ体制を具体的に定め、受援計画を作成しておく。</u></p> <p><b>【達成目標】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○市は、早急に要請の手順及び要請先、連絡調整窓口、連絡方法及び連絡先を見直し、派遣要請が円滑に実施できる体制を整備する。</p> <p>○市は、近隣又は遠方の災害時相互応援協定締結自治体に対し、あらかじめ災害時の応援要請、受入体制等を確認し、災害時の応援受援体制を強化する。</p> <p><u>○臨時ヘリポートの増設箇所の調査を実施する。</u></p> <p>○専門性を有した民間機関・民間事業者やボランティア団体に対し、あらかじめ受援体制を構築できるよう協議を進める。</p> </div> <p><b>第5節 被災自治体への応援体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、職員課、<u>保険年金課（物資輸送班）</u>、社会福祉課、建築課、消防本部、上下水道局</p>	<p>第3項 市民への広報体制の整備</p> <p>2 広報手段の整備</p> <p>市は、避難場所等への同報系防災行政無線、電話、FAX、インターネット等による通信網の整備を拡充する。また、市メールサービスや防災ラジオの普及、<u>Lアラートの活用等</u>、広報のための情報伝達手段の多様化を図るとともに、SNSの導入を研究する。</p> <p><b>第3節 県及び防災関係機関との連携体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、職員課、保険年金課（物資輸送班）、社会福祉課、消防本部、<u>上下水道局</u></p> <p><b>第4節 応援要請・受援体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、職員課、社会福祉課、文化・スポーツ課、消防本部、<u>上下水道局</u></p> <p>第1項 公共団体等への要請・受入体制</p> <p>2 受入体制の整備</p> <p>大規模災害時に、<u>市外から広域的な支援を必要とする場合に、速やかに要請し、円滑に受け入れる体制を具体的に定めた受援計画を策定しておく。</u></p> <p><b>【達成目標】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○市は、早急に要請の手順及び要請先、連絡調整窓口、連絡方法及び連絡先を見直し、派遣要請が円滑に実施できる体制を整備する。</p> <p>○市は、近隣又は遠方の災害時相互応援協定締結自治体に対し、あらかじめ災害時の応援要請、受入体制等を確認し、災害時の応援受援体制を強化する。</p> <p><u>○（削除）</u></p> <p>○専門性を有した民間機関・民間事業者やボランティア団体に対し、あらかじめ受援体制を構築できるよう協議を進める。</p> </div> <p><b>第5節 被災自治体への応援体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、職員課、社会福祉課、<u>健康増進課、都市計画課</u>、建築課、消防本部、上下水道局</p>	<p>広報手段の追加</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考				
<p>第1項 他市町村災害時の応援体制の整備</p> <div data-bbox="151 212 1294 373" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ (新設)</li> <li>◆ 市の防災備蓄等を活用することが予想されるため、効率的な備蓄・保管体制の整備を行う。</li> <li>◆ 運搬車両や運転手の確保など、迅速な運搬体制の整備を行う。</li> <li>◆ 被災自治体のニーズに合わせた支援となるよう、災害状況に応じた物資供給体制の整備を行う。</li> </ul> </div> <p>(新設)</p> <p><b>第7節 業務継続体制の整備</b></p> <p>このため、災害時でも市が最優先に行うべき業務を事前に定め、業務の維持又は最短の期間での復旧を図る業務継続計画（BCP）を策定する。</p> <p>なお、業務継続に向けた体制を強化するため、平常時から対策を推進する業務継続管理（BCM）により、継続的に計画の見直しを図る。</p> <p>(現状と課題)</p> <p>大規模な災害が発生した場合には、職員の被災や庁舎の被害、停電・通信途絶等により、市自体が機能不全となり、業務継続に支障を及ぼす事態も想定される。これらを踏まえ、市の行政機能に制約が伴う状況下にあっても業務を遂行することのできる体制を定め、<u>災害時でも業務を維持する必要がある行政サービスを優先業務として特定し、事前対策等を推進する業務継続計画（BCP）の策定が、今後の課題となっている。</u></p> <p>なお、計画策定に当たり、庁舎の代替施設の選定、災害対策本部の体制等の見直し、災害業務体制の再編成、職員初動マニュアルの見直し等を行う必要がある。</p> <p>(基本方針)</p> <p>○災害対応業務の実施や優先度の高い通常業務を適切に継続・実施できるよう、業務継続計画（BCP）を策定する。 ○事前対策の推進を図り、業務継続計画（BCP）を強化充実する事業継続管理体制（BCM）を構築する。</p>	<p>第1項 他市町村災害時の応援体制の整備</p> <div data-bbox="1412 212 2555 373" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「<u>山口県及び市町相互間の災害時応援協定</u>」による担当課は、応援体制の整備を行う。</li> <li>◆ 市の防災備蓄等を活用することが予想されるため、効率的な備蓄・保管体制の整備を行う。</li> <li>◆ 運搬車両や運転手の確保など、迅速な運搬体制の整備を行う。</li> <li>◆ 被災自治体のニーズに合わせた支援となるよう、災害状況に応じた物資供給体制の整備を行う。</li> </ul> </div> <div data-bbox="1412 478 2605 552" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 [応援・受援]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>3-6-12 山口県及び市町相互間の災害時応援協定担当課一覧</u></li> </ul> </div> <p><b>第7節 業務継続体制の整備</b></p> <p>このため、災害時でも市が最優先に行うべき業務を事前に定め、業務の維持又は最短の期間での復旧を図る業務継続計画（BCP（Business Con-tinuity Plan））を策定する。</p> <p>なお、策定後は業務継続に向けた体制を強化するため、平常時から対策を推進する業務継続マネジメント（BCM（Business Continuity Management））により、継続的に計画の見直しを図る。</p> <p>(現状と課題)</p> <p>大規模な災害が発生した場合には、職員や庁舎の被災、停電・通信途絶等により、市自体が機能不全となり、業務継続に支障を及ぼす事態も想定される。これらを踏まえ、市の行政機能に制約が伴う状況下にあっても業務を遂行することのできる体制を定め、<u>発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画の策定が必要である。</u></p> <p>なお、計画策定に当たり、庁舎の代替施設の選定、電気（非常用発電機等）の確保、職員用食料、飲料水等の備蓄、災害対策本部本部室設置場所の見直しや災害業務体制の再編成、職員行動マニュアルの策定や関連マニュアルの見直し等を行う必要がある。</p> <p>(基本方針)</p> <p>○災害対応業務の実施や優先度の高い通常業務を適切に継続・実施できるよう、業務継続計画を策定する。 ○事前対策の推進を図り、業務継続計画を強化充実する業務継続マネジメント体制を構築する。</p>	<p>所要の修正。</p> <p>字句の修正</p> <p>熊本地震を踏まえた事前対策の推進</p> <p>所要の修正</p>				
<p>第1項 業務継続計画（BCP）の策定</p> <p>市は、大規模な災害により市庁舎が被災した場合でも、発生直後からの災害対応業務、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務を適切に継続・実施できるよう、業務継続計画（BCP）を策定するため、以下の検討を行う。</p> <p><b>【事業継続計画（BCP）策定の主な検討内容】</b></p> <div data-bbox="151 1923 1294 2001" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; border: 1px solid black; padding: 2px;">業務継続体制を検討するための体制の構築</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</td> </tr> </table> </div>	業務継続体制を検討するための体制の構築	(略)	<p>第1項 業務継続計画（BCP）の策定</p> <p>市は、大規模な災害により市庁舎が被災した場合でも、発生直後からの災害対応業務、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務を適切に継続・実施できるよう、業務継続計画を策定するため、以下の検討を行う。</p> <p><b>【業務継続計画策定の主な検討内容】</b></p> <div data-bbox="1412 1923 2555 2001" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; border: 1px solid black; padding: 2px;">業務継続体制を検討するための体制の構築</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</td> </tr> </table> </div>	業務継続体制を検討するための体制の構築	(略)	
業務継続体制を検討するための体制の構築	(略)					
業務継続体制を検討するための体制の構築	(略)					



現 行		修 正 案		備 考								
業務継続体制の検討	検討の対象及び実施体制の検討 被害状況の想定 市庁舎の代替施設の選定 非常時優先業務の選定 必要資源に関する分析と事前対策の検討 非常時の対応の検討	業務継続体制の検討	検討の対象及び実施体制の検討 被害状況の想定 市庁舎の代替施設の選定 非常時優先業務の選定 <u>職員参集予測</u> 必要資源に関する分析と事前対策の検討 非常時の対応の検討	所要の修正								
業務継続体制の強化充実を図る運用体制の構築	(略)	業務継続体制の強化充実を図る運用体制の構築	(略)									
<p>【達成目標】</p> <p>○あらかじめ市庁舎の代替施設を決める。</p> <p>○大規模地震発生時の災害対策本部の体制、職員初動体制等を見直す。</p> <p>○業務継続計画（BCP）を策定する。</p> <p>○各対策部において、災害時に優先度の高い業務を選定し、最低限の行政機能を継続できるように事前対策を検討する。</p> <p>○災害時の業務継続や災害対応のため、市（職員班）、消防本部、上下水道局等は、職員用の食料等の確保について検討し、計画的な備蓄を推進する。</p>		<p>【達成目標】</p> <p>○（削除）</p> <p>○大規模災害発生時の業務継続体制等を検討し、非常時に備えた体制整備を図る。</p> <p>○（削除）</p> <p>○各対策部において、災害時に優先度の高い業務を選定し、最低限の行政機能を継続できるように事前対策を検討する。</p> <p>○（削除）</p>		所要の修正								
<p>第2項 業務継続管理（BCM）の推進</p> <p>業務継続計画（BCP）を策定した時点では、優先業務を目標時間内に遂行するための対策が記載されているに過ぎず、業務継続の実効力向上のためには、以下のようなPDCAサイクルで計画を推進する必要がある。</p> <p>このため、その中心的な組織として設置している防災対策庁内推進会議において、全庁的な業務継続管理体制を構築し、継続的に計画の検証や改善等を行う業務継続管理（BCM）の推進により、計画実現に向けた取組を行う。</p>		<p>第2項 業務継続マネジメントの推進</p> <p>業務継続計画を策定した時点では、優先業務を目標時間内に遂行するための対策が記載されているに過ぎず、業務継続の実効力向上のためには、以下のようなPDCAサイクルで計画を推進する必要がある。</p> <p>このため、その中心的な組織として設置している防災対策庁内推進会議において、全庁的な業務継続管理体制を構築し、継続的に計画の検証や改善等を行う業務継続マネジメントの推進により、計画実現に向けた取組を行う。</p>		字句の修正								
<p>【事業継続管理（BCM）運用に向けた主な検討内容】</p> <table border="1"> <tr> <td>業務継続管理体制の構築</td> <td>防災対策庁内推進会議</td> </tr> <tr> <td>業務継続管理</td> <td>年次別実施計画の作成 各対策部における対策の具体化・実施 訓練による災害対応の習熟と計画の検証 対策の実施状況、訓練の実施結果の評価 業務継続計画（BCP）の修正</td> </tr> </table>		業務継続管理体制の構築	防災対策庁内推進会議	業務継続管理	年次別実施計画の作成 各対策部における対策の具体化・実施 訓練による災害対応の習熟と計画の検証 対策の実施状況、訓練の実施結果の評価 業務継続計画（BCP）の修正	<p>【業務継続マネジメント運用に向けた主な検討内容】</p> <table border="1"> <tr> <td>業務継続管理体制の構築</td> <td>防災対策庁内推進会議</td> </tr> <tr> <td>業務継続管理</td> <td>年次別実施計画の作成 各対策部における対策の具体化・実施 訓練による災害対応の習熟と計画の検証 対策の実施状況、訓練の実施結果の評価 業務継続計画の修正</td> </tr> </table>		業務継続管理体制の構築	防災対策庁内推進会議	業務継続管理	年次別実施計画の作成 各対策部における対策の具体化・実施 訓練による災害対応の習熟と計画の検証 対策の実施状況、訓練の実施結果の評価 業務継続計画の修正	
業務継続管理体制の構築	防災対策庁内推進会議											
業務継続管理	年次別実施計画の作成 各対策部における対策の具体化・実施 訓練による災害対応の習熟と計画の検証 対策の実施状況、訓練の実施結果の評価 業務継続計画（BCP）の修正											
業務継続管理体制の構築	防災対策庁内推進会議											
業務継続管理	年次別実施計画の作成 各対策部における対策の具体化・実施 訓練による災害対応の習熟と計画の検証 対策の実施状況、訓練の実施結果の評価 業務継続計画の修正											
<p>【達成目標】</p> <p>○業務継続計画策定後は、業務継続管理（BCM）の初年度実施計画を作成する。</p> <p>○（新設）</p> <p>○（新設）</p>		<p>【達成目標】</p> <p>○（削除）</p> <p>○災害時の業務継続や災害対応のため、市（職員班）、消防本部及び上下水道局は、職員用の食料等の確保について検討し、計画的な備蓄を推進する。</p> <p>○防災訓練等において実動訓練を行うことにより、関係班の連携等を確認するとともに、職員の災害対応力の向上を図る。</p>		所要の修正								



現 行	修 正 案	備 考
<p><b>第4章 消防・救急活動体制の整備</b></p> <p><b>第1節 消防活動体制の整備</b></p> <p>第1項 消防活動体制の整備</p> <p>1 消防力の強化</p> <p>市（消防本部）は、大規模災害発生時には火災の多発及び多数の人命危険が予想されるため、消防力の充実強化及び消防対応力の強化を図る。</p> <p>なお、消火活動の詳細については、<u>市防災計画</u>（火災対策編）を参照のこと。</p> <p><b>第5章 医療救護活動体制の整備</b></p> <p><b>第1節 医療救護活動体制の整備</b></p> <p>災害時の迅速な災害医療対策本部の設置、救護所の設置及び医療救護班の編成・派遣により、被災地内で早期に応急医療を提供できるよう体制の整備を図る。また、負傷者の発生状況及び医療機関の状況把握のための情報連絡体制や重症者を医療機関に的確に搬送・治療するため、医療機関との連携体制を確立する。</p> <p>（現状と課題）</p> <p>市は、災害時の医療救護活動を速やかに実施するため、防府医師会と協定を締結するなど、活動体制の整備を図っている。</p> <p>第1項 医療救護活動体制の整備</p> <p>（新設）</p> <p>1 <u>災害医療対策本部設置場所の選定</u></p> <p><u>市、防府医師会、医療関係団体等は、市災害医療対策本部の設置場所をあらかじめ決めておく。</u></p> <p><u>また、市は、防府医師会と協議し、災害時の医療救護活動を円滑に遂行し、市内の医療救護活動等を統括・調整するために助言を行う災害医療コーディネーターを防府医師会所属医師の中から委嘱する。</u></p> <p>2 <u>拠点救護所の設置場所の選定及び整備</u></p> <p>災害時の医療救護所は、拠点救護所、現場救護所、医療機関前救護所及び避難所救護所に分けられる。</p>	<p><b>第4章 消防・救急活動体制の整備</b></p> <p><b>第1節 消防活動体制の整備</b></p> <p>第1項 消防活動体制の整備</p> <p>1 消防力の強化</p> <p>市（消防本部）は、大規模災害発生時には火災の多発及び多数の人命危険が予想されるため、消防力の充実強化及び消防対応力の強化を図る。</p> <p>なお、消火活動の詳細については、<u>個別災害編</u>（火災対策編）を参照のこと。</p> <p><b>第5章 医療救護活動体制の整備</b></p> <p><b>第1節 医療救護活動体制の整備</b></p> <p>災害時の迅速な災害医療救護本部の設置、医療救護所の設置及び医療救護班の編成・派遣により、被災地内で早期に応急医療を提供できるよう体制の整備を図る。また、負傷者の発生状況及び医療機関の状況把握のための情報連絡体制や重症者を医療機関に的確に搬送・治療するため、医療機関との連携体制を確立する。</p> <p>（現状と課題）</p> <p>市は、災害時の医療救護活動を速やかに実施するため、<u>医療関係団体等との協議</u>や防府医師会と協定を締結するなど、活動体制の整備を図っている。</p> <p>第1項 医療救護活動体制の整備</p> <p>1 <u>保健センター及び休日診療所の整備</u></p> <p><u>保健センターは、市の災害時医療救護活動及び保健活動の拠点としての整備をするとともに、受援時の医療関係者や応援保健師等の参集予定場所とする。市（救護班）は、拠点として活用できるよう応援保健師等や必要な物品等の受入体制等を整備しておく。</u></p> <p><u>また、市（救護班）は、災害時に休日診療所を医療救護所として活用できるよう体制等を整備する。</u></p> <p>2 <u>災害医療救護本部設置体制の整備</u></p> <p><u>市は、災害時において、被災状況を把握し、災害医療体制を早急に構築するため、災害医療の指揮命令や調整を行う統括及び地域医療活動の継続・復旧を目的とする災害医療救護本部を保健センターに設置する。このため、災害時に本部を迅速に設置できるよう、防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会、山口県看護協会等と協議し、市災害医療救護本部の体制、設置基準等をあらかじめ決めておく。</u></p> <p><u>なお、市は、防府医師会と協議し、災害医療救護本部において災害時の医療救護活動を円滑に遂行し、市内の医療救護活動等を統括・調整するために助言を行う災害医療コーディネーターを防府医師会所属医師の中から委嘱する。また、災害医療コーディネーターの不在時等において、災害医療救護本部の運営が円滑に遂行できるようあらかじめ医師会等と協議をする。</u></p> <p>3 <u>医療救護所の整備</u></p> <p>市は、災害時の医療救護活動が迅速に行えるよう、<u>医療救護所の設置体制を整える。災害時の医療救護所</u></p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>市は、防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会、山口県看護協会等と救護所の設置・運営等について協議し、災害時の拠点となる救護所の指定及び体制等の整備を進めるとともに、市民へ周知する。</p> <p>3 医療救護班による応急医療に関する協力体制の整備 市は、防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会、山口県看護協会等と医療救護班の編成、物資・要員の調達等について協議し、災害発生直後から迅速に医療救護班の編成や派遣、DMAT（災害派遣医療チーム）やJMAT（日本医師会災害医療チーム）などの受入れ及び救護所への受入れができるよう、初動医療体制の整備を進める。</p> <p>5 県、医療機関等と連携した医療救護活動体制の整備 県、防府医師会、医療機関等と連携して、市民等に対する救助・救急方法及び家庭看護知識の普及に努める。また、県、防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会、山口県看護協会等との連絡体制の強化を図るとともに、災害時における医療救護活動体制として、以下の事項の整備に努める。</p>	<p>は、拠点救護所、現場救護所、医療機関前救護所及び避難所救護所に分けられる。市は、防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会、山口県看護協会等と救護所の設置・運営等について協議し、災害時の拠点となる救護所の指定及び体制等の整備を進めるとともに、市民へ周知する。</p> <p>4 医療救護班による応急医療に関する協力体制の整備 市は、防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会、山口県看護協会等と医療救護班の編成、物資・要員の調達等について協議し、災害発生直後から迅速に医療救護班の編成や派遣、DMAT（災害派遣医療チーム）やJMAT（日本医師会災害医療チーム）などの受入れ及び救護所への受入れができるよう、初動医療体制の整備を進める。 <u>なお、防府医師会は災害時に緊急災害対策班の編成ができるよう体制を整備するほか、防府歯科医師会及び防府薬剤師会においても医療活動を円滑に行えるよう、活動体制を整備しておく。</u></p> <p>5 県、医療機関等と連携した医療救護活動体制の整備 市は、県、防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会、山口県看護協会等との連携体制の強化を図るとともに、<u>市・県は災害時における医療救護活動体制として、以下の事項の整備に努める。</u></p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>																				
<table border="1" data-bbox="145 825 1288 1224"> <tr> <td>医薬品、医療資機材の備蓄整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療システムの整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院(三田尻病院)における機能の充実</td> <td>災害拠点病院等においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努める。</td> </tr> <tr> <td>医療機関相互の連携体制の強化</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広域搬送拠点の整備等</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	医薬品、医療資機材の備蓄整備	(略)	医療システムの整備	(略)	災害拠点病院(三田尻病院)における機能の充実	災害拠点病院等においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努める。	医療機関相互の連携体制の強化	(略)	広域搬送拠点の整備等	(略)	<table border="1" data-bbox="1412 825 2555 1224"> <tr> <td>医薬品、医療資機材の備蓄整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療システムの整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院(三田尻病院)における機能の充実</td> <td>災害拠点病院においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実や協定等の締結によりライフラインの維持に努める。</td> </tr> <tr> <td>医療機関相互の連携体制の強化</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広域搬送拠点の整備等</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	医薬品、医療資機材の備蓄整備	(略)	医療システムの整備	(略)	災害拠点病院(三田尻病院)における機能の充実	災害拠点病院においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実や協定等の締結によりライフラインの維持に努める。	医療機関相互の連携体制の強化	(略)	広域搬送拠点の整備等	(略)	<p>所要の修正</p>
医薬品、医療資機材の備蓄整備	(略)																					
医療システムの整備	(略)																					
災害拠点病院(三田尻病院)における機能の充実	災害拠点病院等においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努める。																					
医療機関相互の連携体制の強化	(略)																					
広域搬送拠点の整備等	(略)																					
医薬品、医療資機材の備蓄整備	(略)																					
医療システムの整備	(略)																					
災害拠点病院(三田尻病院)における機能の充実	災害拠点病院においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実や協定等の締結によりライフラインの維持に努める。																					
医療機関相互の連携体制の強化	(略)																					
広域搬送拠点の整備等	(略)																					
<p>第3項 救護に関する普及啓発</p> <table border="1" data-bbox="145 1383 1288 1682"> <tr> <td>自主救護に関する普及啓発</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>訓練を通じた救護活動体制の強化</td> <td>市民、消防団、自主防災組織の参加による、救助・救護活動に関する訓練の実施を通じて、地域における救助・救護活動体制の確保・強化を図る。</td> </tr> <tr> <td>応急手当て技術の習得</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>常備薬の整備</td> <td>慢性疾患等のための常備薬について、お薬手帳を日頃から活用し整備しておくことや、救急おたすけっとを持ち出すことを啓発する。</td> </tr> </table>	自主救護に関する普及啓発	(略)	訓練を通じた救護活動体制の強化	市民、消防団、自主防災組織の参加による、救助・救護活動に関する訓練の実施を通じて、地域における救助・救護活動体制の確保・強化を図る。	応急手当て技術の習得	(略)	常備薬の整備	慢性疾患等のための常備薬について、お薬手帳を日頃から活用し整備しておくことや、救急おたすけっとを持ち出すことを啓発する。	<p>第3項 救護に関する普及啓発</p> <table border="1" data-bbox="1412 1383 2555 1713"> <tr> <td>自主救護に関する普及啓発</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>訓練等を通じた救護活動体制の強化</td> <td>市民、自主防災組織等の参加による救助・救護活動に関する講習会の開催や訓練の支援を通じて、地域における救助・救護活動体制の確保・強化を図る。</td> </tr> <tr> <td>応急手当て技術の習得</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>常備薬の整備</td> <td>慢性疾患等のための常備薬について、お薬手帳を日頃から活用し整備しておくことや、<u>高齢福祉課が配布している「救急おたすけっと」</u>を持ち出すことを啓発する。</td> </tr> </table>	自主救護に関する普及啓発	(略)	訓練等を通じた救護活動体制の強化	市民、自主防災組織等の参加による救助・救護活動に関する講習会の開催や訓練の支援を通じて、地域における救助・救護活動体制の確保・強化を図る。	応急手当て技術の習得	(略)	常備薬の整備	慢性疾患等のための常備薬について、お薬手帳を日頃から活用し整備しておくことや、 <u>高齢福祉課が配布している「救急おたすけっと」</u> を持ち出すことを啓発する。	<p>所要の修正</p>				
自主救護に関する普及啓発	(略)																					
訓練を通じた救護活動体制の強化	市民、消防団、自主防災組織の参加による、救助・救護活動に関する訓練の実施を通じて、地域における救助・救護活動体制の確保・強化を図る。																					
応急手当て技術の習得	(略)																					
常備薬の整備	慢性疾患等のための常備薬について、お薬手帳を日頃から活用し整備しておくことや、救急おたすけっとを持ち出すことを啓発する。																					
自主救護に関する普及啓発	(略)																					
訓練等を通じた救護活動体制の強化	市民、自主防災組織等の参加による救助・救護活動に関する講習会の開催や訓練の支援を通じて、地域における救助・救護活動体制の確保・強化を図る。																					
応急手当て技術の習得	(略)																					
常備薬の整備	慢性疾患等のための常備薬について、お薬手帳を日頃から活用し整備しておくことや、 <u>高齢福祉課が配布している「救急おたすけっと」</u> を持ち出すことを啓発する。																					
<p>【達成目標】</p> <table border="1" data-bbox="145 1864 1329 1955"> <tr> <td>○防府医師会等と協議し、災害医療対策本部や救護所のマニュアルを作成する。</td> </tr> <tr> <td>○大規模災害等に対応するため、市は関係機関と連携して、定期的に訓練等を実施する。</td> </tr> </table>	○防府医師会等と協議し、災害医療対策本部や救護所のマニュアルを作成する。	○大規模災害等に対応するため、市は関係機関と連携して、定期的に訓練等を実施する。	<p>【達成目標】</p> <table border="1" data-bbox="1412 1864 2599 1982"> <tr> <td>○防府医師会等と協議し、災害医療救護本部や医療救護所のマニュアルを作成するとともに、定期的に訓練等の実施により、災害時の医療救護活動体制の強化を図る。</td> </tr> <tr> <td>○(削除)</td> </tr> </table>	○防府医師会等と協議し、災害医療救護本部や医療救護所のマニュアルを作成するとともに、定期的に訓練等の実施により、災害時の医療救護活動体制の強化を図る。	○(削除)	<p>所要の修正</p>																
○防府医師会等と協議し、災害医療対策本部や救護所のマニュアルを作成する。																						
○大規模災害等に対応するため、市は関係機関と連携して、定期的に訓練等を実施する。																						
○防府医師会等と協議し、災害医療救護本部や医療救護所のマニュアルを作成するとともに、定期的に訓練等の実施により、災害時の医療救護活動体制の強化を図る。																						
○(削除)																						

現 行	修 正 案	備 考
<p><b>第6章 緊急輸送活動体制の整備</b></p> <p><b>第1節 緊急輸送ネットワークの整備</b></p> <p>主な担当関係部署：道路課、文化・スポーツ課、保険年金課（物資輸送班）、社会福祉課、防災危機管理課</p> <p>主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、防府警察署、西日本高速道路㈱</p> <p>（現状と課題）</p> <p>市内の輸送拠点としては、防府市スポーツセンター体育館（ソルトアリーナ防府）を指定している。また、防府高校、佐波小学校及び桑山中学校を臨時ヘリポートとして使用する予定である。引き続き、災害状況に応じた拠点の整備や、効果的な物資集配の拠点の整備、体制の強化等を進める。</p> <p>第1項 緊急輸送ネットワークの形成</p> <p>1 輸送施設、拠点等の指定及び周知</p> <p>(1) 輸送施設、拠点等の指定</p> <p>市は、県が指定する緊急輸送道路と市の防災拠点とをネットワークする市道を緊急輸送道路に指定を検討する。</p> <p>4 臨時ヘリポートの整備</p> <p>緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、ヘリコプターを利用した救急搬送や物資輸送等が効果的に実施できるよう、緊急時に利用可能なオープンスペースを臨時ヘリポートとして指定し、輸送体制を確保する。</p> <p>また、防府高校、佐波小学校及び桑山中学校を臨時ヘリポートとして指定しているが、災害状況及び交通状況により他の場所が適当となる場合等を想定し、臨時ヘリポートとして使用可能なオープンスペースを把握し、臨時ヘリポートとしての指定に努める。</p>	<p><b>第6章 緊急輸送活動体制の整備</b></p> <p><b>第1節 緊急輸送ネットワークの整備</b></p> <p>主な担当関係部署：道路課、文化・スポーツ課、保険年金課（物資輸送班）、社会福祉課、防災危機管理課、<u>消防本部</u></p> <p>主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、<u>陸上自衛隊、県、</u>防府土木建築事務所、防府警察署、西日本高速道路㈱</p> <p>（現状と課題）</p> <p>市内の輸送拠点としては、防府市スポーツセンター体育館（ソルトアリーナ防府）を指定している。また、防府高校、佐波小学校、<u>桑山中学校等</u>を臨時ヘリポートとして使用する予定である。引き続き、災害状況に応じた拠点の整備や、効果的な物資集配の拠点の整備、体制の強化等を進める。</p> <p>第1項 緊急輸送ネットワークの形成</p> <p>1 輸送施設、拠点等の指定及び周知</p> <p>(1) 輸送施設、拠点等の指定</p> <p><u>県は、大規模災害時に物資の受入れ、被災地への輸送、被災者の避難先・拠点医療機関等への移送等緊急な輸送対応が確保されるよう、陸・海・空の交通手段を活用するため、以下の路線等を対象に緊急輸送道路等の道路施設を指定し、緊急輸送ネットワークの整備を進めている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>県庁や近隣市町と市役所を結ぶ主要幹線道路</u></li> <li>◆ <u>高速自動車道、一般国道とこれにアクセスする幹線的な道路</u></li> <li>◆ <u>主要施設（港湾（漁港）、災害拠点病院等）、警察署、消防本部・自衛隊基地（駐屯地）を結ぶ道路</u></li> <li>◆ <u>救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点を結ぶ道路</u></li> <li>◆ <u>その他主要な道路</u></li> </ul> </div> <p>市は、県が指定する緊急輸送道路と<u>物資輸送配送のために市の防災拠点（小・中学校等の避難所、輸送拠点等）</u>とをネットワークする市道について緊急輸送道路への指定を検討する。</p> <p>4 臨時ヘリポートの設定</p> <p>(1) <u>臨時ヘリポートの確保</u></p> <p><u>市は、災害時の対応に備え、市内に災害時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）予定地を確保している。今後も必要に応じて予定地の確保に努める。</u></p> <p>(2) <u>臨時ヘリポートの選定</u></p> <p><u>消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長は県（防災危機管理課）と協議して定める。また、自衛隊ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長は県（防災危機管理課）経由によ</u></p>	<p>所要の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>県地域防災計画との整合性</p> <p>所要の修正</p> <p>記載箇所の変更</p> <p>県地域防災計画資料編との整合性</p>



現 行	修 正 案	備 考
<p>第3項 道路啓開体制の整備</p> <p>1 道路啓開体制の整備</p> <p>市は、災害発生後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保を図るため、建設業者、関係団体等との間であらかじめ協定を締結するなど体制の整備を図る。</p> <p><b>第7章 避難体制の整備</b></p> <p><b>第1節 避難勧告等の判断基準及び伝達体制の整備</b></p> <p>主な関係法令 : 災害対策基本法第60条、61条の2</p> <p>市民一人ひとりが安全確保のための適切な判断を行い、確実に避難行動をとることができるよう、適時的確に避難に関する情報を提供するため、<u>避難準備情報、避難勧告及び避難指示</u>（屋内での待機等の安全確保措置を含む。以下「避難勧告等」という。）の発令及び伝達体制等の整備を図る。</p> <p>(現状と課題)</p> <p>平成25年の災対法の改正により、安全な場所へ移動する「立ち退き」の避難だけでなく、「屋内での待機等の安全確保」という行動形態が明記された。今後は、災害の状況と市民のおかれた状態に応じた適切な避難情報の伝達を通じて、的確な避難行動を促すための体制の整備が重要となる。</p> <p>第1項 避難勧告等の判断基準の整備</p> <p><b>【達成目標】</b></p> <p>○「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府）</u>」（平成27年8月改訂）に基づき、<u>災害の事象ごとに、過去の記録や調査報告書等を踏まえた適切な避難勧告等の判断を促す基準</u>を整備する。</p> <p>○毎年、避難勧告の判断に関する専門機関との連絡体制を確認し、改善する。</p>	<p><u>り、陸上自衛隊第17普通科連隊（第13飛行隊）と協議し現地調査のうえ定める。</u></p> <p><u>なお、臨時ヘリポートの選定条件及び予定地については、資料編のとおりとする。</u></p> <div data-bbox="1406 212 2605 317" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 [輸送]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2-10-2 臨時ヘリポートの選定条件</li> <li>● 2-10-3 臨時ヘリポート予定地</li> </ul> </div> <p>第3項 道路啓開体制の整備</p> <p>1 道路啓開体制の整備</p> <p>市は、災害発生後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保を図るため、建設業者、関係団体等との間であらかじめ協定を締結するなど体制の整備を図る。<u>特に県指定緊急輸送道路として市道が指定されている箇所については、防府土木建築事務所と啓開体制について協議しておく。</u></p> <p><b>第7章 避難体制の整備</b></p> <p><b>第1節 避難勧告等の判断基準及び伝達体制の整備</b></p> <p>主な関係法令 : 災害対策基本法第56条、60条、61条の2</p> <p>市民一人ひとりが安全確保のための適切な判断を行い、確実に避難行動をとることができるよう、適時的確に避難に関する情報を提供するため、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>（屋内での待機等の安全確保措置を含む。以下「避難勧告等」という。）の発令及び伝達体制等の整備を図る。</p> <p>(現状と課題)</p> <p>平成25年の災対法の改正により、安全な場所へ移動する「立ち退き」の避難だけでなく、「屋内での待機等の安全確保」という行動形態が明記された。<u>また、平成28年台風10号災害の課題を踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難準備情報及び避難指示の名称が変更された。</u>今後は、災害の状況と市民のおかれた状態に応じた適切な避難情報の伝達を通じて、的確な避難行動を促すための体制の整備が重要となる。</p> <p>第1項 避難勧告等の判断基準の整備</p> <p><b>【達成目標】</b></p> <p>○「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府）</u>」の改訂に基づき、<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル</u>を速やかに改訂し、<u>避難勧告等の伝達体制等</u>を整備する。</p> <p>○毎年、避難勧告の判断に関する専門機関との連絡体制を確認し、改善する。</p>	<p>県地域防災計画との整合性</p> <p>国のガイドライン改定に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2項 避難勧告等の伝達に係る必要事項の整備</p> <p>2 要配慮者の特性に配慮した避難情報の伝達</p> <p>市は、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、早めの段階での避難行動の開始を求める必要がある。</p> <p>このため、避難勧告・避難指示の前段階として、<u>避難準備情報</u>を明確に位置づけ、災害事象ごとに、避難すべき区域や伝達事項、伝達方法を明確にした<u>避難準備情報</u>の伝達に関するマニュアルを整備する。</p> <p><b>第2節 避難体制の整備</b></p> <p>主な関係法令 : 災害対策基本法第60条、水防法第14条、第15条、</p> <p>第2項 特別な区域における避難体制の整備</p> <p>1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域</p> <p>(2) 土砂災害特別警戒区域</p> <p>市は、警戒区域の避難体制について、次の事項を定める（土砂災害防止法第7条）。</p> <div data-bbox="151 1108 1294 1486" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ (新設)</li> <li>◆ (新設)</li> <li>◆ (新設)</li> <li>◆ (新設)</li> <li>◆ (新設)</li> <li>◆ (新設)</li> <li>◆ 警戒区域内における警戒避難体制の整備</li> <li>◆ <u>警戒区域内の要配慮者利用施設の警戒避難体制の整備</u></li> <li>◆ 住民等への周知</li> </ul> </div> <p>※要配慮者利用施設：主として要配慮者が利用する施設であり、養護老人ホーム等の老人福祉施設、障害者支援施設、助産施設・保育所・児童館等の児童福祉施設、病院等の医療施設（有床施設のみ。）及び支援学校等の学校等が想定される。</p> <p>(新設)</p> <p>2 洪水浸水想定区域</p> <p>市は、水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき、国土交通大臣又は県知事により指定された洪水予報河川若しくは水位周知河川における浸水想定区域ごとに、住民の円滑かつ迅速な避難を確保するため、次の事項を定める（水防法第14条・第15条）。</p>	<p>第2項 避難勧告等の伝達に係る必要事項の整備</p> <p>2 要配慮者の特性に配慮した避難情報の伝達</p> <p>市は、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、早めの段階での避難行動の開始を求める必要がある。</p> <p>このため、避難勧告及び避難指示（緊急）の前段階として、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を明確に位置づけ、災害事象ごとに、避難すべき区域や伝達事項、伝達方法を明確にした<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の伝達に関するマニュアルを整備する。</p> <p><b>第2節 避難体制の整備</b></p> <p>主な関係法令 : 災害対策基本法第60条、水防法第14条、第15条、<u>第15条の3</u></p> <p>第2項 特別な区域における避難体制の整備</p> <p>1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域</p> <p>(2) 土砂災害特別警戒区域</p> <p>市は、警戒区域の避難体制について、次の事項を定める（土砂災害防止法第8条）。</p> <p><u>また、市長は、市防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。</u></p> <div data-bbox="1418 1066 2561 1528" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</u></li> <li>◆ <u>警戒区域内の要配慮者利用施設利用者の円滑な警戒避難のための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法</u></li> <li>◆ <u>災対法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u></li> <li>◆ <u>警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地（資料編に記載）</u></li> <li>◆ <u>救助に関する事項</u></li> <li>◆ <u>上記に掲げるもののほか、警戒区域内における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></li> <li>◆ 警戒区域内における警戒避難体制の整備（要配慮者利用施設を含む）</li> <li>◆ (削除)</li> <li>◆ 住民等への周知</li> </ul> </div> <p>※要配慮者利用施設：<u>社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。</u></p> <p>なお、前項1の土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者は、<u>土砂災害防止法第8条の2の規定による避難確保計画を作成し、その計画に基づく避難訓練を実施することになっており、国、県及び市は、連携して啓発や計画作成・訓練実施に向けた支援を行う。</u></p> <p>2 洪水浸水想定区域</p> <p>市は、水防法（昭和24年法律第193号）<u>第10条第2項（県知事においては第11条第1項）若しくは第13条第1項（県知事においては同条第2項）</u>の規定に基づき、国土交通大臣又は県知事により指定された洪水予報河川若しくは水位周知河川における浸水想定区域ごとに、住民の円滑かつ迅速な避難を確保するた</p>	<p>国のガイドライン改定に伴う修正</p> <p>県地域防災計画の修正（土砂災害防止法との整合性）</p> <p>土砂災害防止法の改正による修正</p> <p>表現の適正化</p>



現 行	修 正 案	備 考
<div data-bbox="151 149 1294 363" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 洪水予報等の伝達方法</li> <li>◆ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための必要な措置</li> <li>◆ (新設)</li> <li>◆ 洪水浸水想定区域内の防災上配慮が必要な施設における避難確保計画</li> <li>◆ 住民等への周知</li> </ul> </div> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 津波災害警戒区域</p> <p>第3項 学校その他防災上重要な施設の避難計画の整備</p> <p>【達成目標】</p> <div data-bbox="151 1444 1329 1570" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○学校、幼児教育施設、病院及び福祉関係施設に対し、避難計画（避難マニュアル）の策定状況を確認するとともに、訓練等の実施を踏まえ、必要に応じて避難計画（避難マニュアル）の見直しをするよう啓発する。</p> </div> <p>第3節 避難場所等の指定及び整備</p> <p>第2項 避難場所等の運営管理体制の整備</p> <p>1 避難場所等となる施設管理者との事前協議</p> <p>避難場所等の施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての協定等を取り交わしておくとともに、災害発生に備え、連絡方法及び連絡事項について定めておく。また、管理責任者をあらかじめ決めておく。</p>	<p>め、次の事項を定める（水防法第15条）。</p> <div data-bbox="1418 149 2561 447" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 洪水予報等の伝達方法</li> <li>◆ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置</li> <li>◆ 災対法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項</li> <li>◆ 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものの名称及び所在地（資料編に記載）</li> <li>◆ 住民等への周知</li> </ul> </div> <p>なお、洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者は、水防法第15条の3の規定による避難確保計画を作成し、その計画に基づく避難訓練を実施することになっており、国、県及び市は、連携して啓発や計画作成・訓練実施に向けた支援を行う。</p> <p>3 雨水出水浸水想定区域</p> <p>水防法第13条の2の規定に基づき、雨水出水により相当な被害を生ずるおそれがある地下街等が発達している区域等に存する公共下水道等の排水施設等として市長が指定したもののにおいて、想定し得る最大規模の降雨により雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域のことであり、当該区域が指定された場合は、2と同様の事項を定める。</p> <p>4 高潮浸水想定区域</p> <p>水防法第13条の3の規定に基づき、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして県知事が指定した海岸（水位周知海岸）において、想定し得る最大規模の高潮により氾濫した場合に浸水が想定される区域のことであり、当該区域が指定された場合は、2と同様の事項を定める。</p> <p>5 津波災害警戒区域</p> <p>第3項 学校その他防災上重要な施設の避難計画の整備</p> <p>【達成目標】</p> <div data-bbox="1418 1444 2597 1570" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○社会福祉施設、学校、医療施設（有床施設のみ）等に対し、避難計画（避難マニュアル）の策定状況を確認するとともに、訓練等の実施を踏まえ、必要に応じて避難計画（避難マニュアル）の見直しをするよう啓発する。</p> </div> <p>第3節 避難場所等の指定及び整備</p> <p>第2項 避難場所等の運営管理体制の整備</p> <p>1 避難場所等となる施設管理者との事前協議</p> <p>避難場所等の施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての協定等を取り交わしておくとともに、災害発生に備え、連絡方法及び連絡事項について定めておく。また、管理責任者をあらかじめ決めておく。</p> <p>なお、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p>	<p>水防法の改正による修正</p> <p>水防法の改正による修正</p> <p>水防法の改正による修正</p> <p>所要の修正</p> <p>県地域防災計画の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考																
<p>4 避難所運営マニュアルの作成</p> <p>市は、避難場所等の円滑な開設・運営をするとともに、(中略) 適宜見直しを検討する。</p> <p>なお、福祉避難所についても施設管理者主体で開設・運営できるよう福祉避難所運営マニュアルを作成している。</p> <p><b>第8章 要配慮者のための環境整備</b></p> <p><b>第1節 要配慮者支援体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、社会福祉課、健康増進課、防災危機管理課、消防本部</p> <p>第2項 地域における要配慮者支援体制の整備</p> <p>3 要配慮者の特性に配慮した情報伝達体制の整備</p> <div data-bbox="151 787 1299 1123" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 迅速な避難を支援するため、同報系防災行政無線、市メールサービス、FAX、電話、防災ラジオ等により要配慮者の特性に配慮した様々な形態による防災情報伝達手段の整備に努める。</li> <li>◆ 災害救助や要配慮者に対する支援業務を適切に行うため、職員の確保や業務分担の確認等を行う。</li> <li>◆ 山口健康福祉センター、中央児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備する。</li> <li>◆ 避難行動に時間を要する要配慮者に対し、早めの段階で避難行動の開始を求める「<u>避難準備情報</u>」を発令するための基準策定をする。</li> </ul> </div> <p>4 要配慮者及びその支援者等に対する防災知識の普及啓発</p> <p>市は、要配慮者及びその支援者等に対する防災知識の普及啓発に努める。</p> <table border="1" data-bbox="151 1297 1299 1654"> <tr> <td>住民に対する普及啓発</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域における普及啓発</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>施設管理者に対する普及啓発</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>外国人に対する普及啓発</td> <td>◆災害に関する知識が乏しい、地理に不案内、日本語の理解が不十分等の状況に配慮し、外国語の防災関連パンフレットの作成、避難所看板等への外国語の付記等の対策を進める。 ◆ (新設)</td> </tr> </table> <p>5 防災機器等の設置促進</p> <p><b>【達成目標】</b></p> <div data-bbox="151 1858 1329 1978" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○各地区の自主防災組織等と連携し避難訓練を実施することで、要配慮者への具体的な支援内容を確認する。</p> <p>○関係機関、団体と協議する場を設け、連携体制を構築して要配慮者避難支援ガイドラインを作成する。</p> </div>	住民に対する普及啓発	(略)	地域における普及啓発	(略)	施設管理者に対する普及啓発	(略)	外国人に対する普及啓発	◆災害に関する知識が乏しい、地理に不案内、日本語の理解が不十分等の状況に配慮し、外国語の防災関連パンフレットの作成、避難所看板等への外国語の付記等の対策を進める。 ◆ (新設)	<p>4 避難所運営マニュアルの作成</p> <p>市は、避難場所等の円滑な開設・運営をするとともに、(中略) 適宜見直しを検討する。</p> <p>なお、福祉避難所についても施設管理者主体向けの福祉避難所運営マニュアルを作成している。</p> <p><b>第8章 要配慮者のための環境整備</b></p> <p><b>第1節 要配慮者支援体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、社会福祉課、健康増進課、防災危機管理課、消防本部、市民活動推進課</p> <p>第2項 地域における要配慮者支援体制の整備</p> <p>3 要配慮者の特性に配慮した情報伝達体制の整備</p> <div data-bbox="1418 787 2567 1123" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 迅速な避難を支援するため、同報系防災行政無線、市メールサービス、FAX、電話、防災ラジオ等により要配慮者の特性に配慮した様々な形態による防災情報伝達手段の整備に努める。</li> <li>◆ 災害救助や要配慮者に対する支援業務を適切に行うため、職員の確保や業務分担の確認等を行う。</li> <li>◆ 山口健康福祉センター、中央児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備する。</li> <li>◆ 避難行動に時間を要する要配慮者に対し、早めの段階で避難行動の開始を求める「<u>避難準備情報・高齢者等避難開始</u>」を発令するための基準策定をする。</li> </ul> </div> <p>4 要配慮者及びその支援者等に対する防災知識の普及啓発</p> <p>市は、要配慮者及びその支援者等に対する防災知識の普及啓発に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1418 1297 2567 1654"> <tr> <td>住民に対する普及啓発</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域における普及啓発</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>施設管理者に対する普及啓発</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>外国人に対する普及啓発</td> <td>◆ 災害に関する知識が乏しい、地理に不案内、日本語の理解が不十分等の状況に配慮し、外国語の防災関連パンフレットの配布を行う。 ◆ 県が新たに開設した多言語コールセンターや、災害時に(公財)山口県国際交流協会が設置する山口県災害時多言語支援センターについて啓発する。</td> </tr> </table> <p>5 防災機器等の設置促進</p> <p><b>【達成目標】</b></p> <div data-bbox="1418 1858 2597 1978" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○各地区の自主防災組織等と連携し避難訓練を実施することで、要配慮者への具体的な支援内容を確認する。</p> <p>○(削除)</p> </div>	住民に対する普及啓発	(略)	地域における普及啓発	(略)	施設管理者に対する普及啓発	(略)	外国人に対する普及啓発	◆ 災害に関する知識が乏しい、地理に不案内、日本語の理解が不十分等の状況に配慮し、外国語の防災関連パンフレットの配布を行う。 ◆ 県が新たに開設した多言語コールセンターや、災害時に(公財)山口県国際交流協会が設置する山口県災害時多言語支援センターについて啓発する。	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>国のガイドライン改定に伴う修正</p> <p>県地域防災計画の修正</p> <p>所要の修正</p>
住民に対する普及啓発	(略)																	
地域における普及啓発	(略)																	
施設管理者に対する普及啓発	(略)																	
外国人に対する普及啓発	◆災害に関する知識が乏しい、地理に不案内、日本語の理解が不十分等の状況に配慮し、外国語の防災関連パンフレットの作成、避難所看板等への外国語の付記等の対策を進める。 ◆ (新設)																	
住民に対する普及啓発	(略)																	
地域における普及啓発	(略)																	
施設管理者に対する普及啓発	(略)																	
外国人に対する普及啓発	◆ 災害に関する知識が乏しい、地理に不案内、日本語の理解が不十分等の状況に配慮し、外国語の防災関連パンフレットの配布を行う。 ◆ 県が新たに開設した多言語コールセンターや、災害時に(公財)山口県国際交流協会が設置する山口県災害時多言語支援センターについて啓発する。																	

現 行	修 正 案	備 考
<p><b>第2節 避難行動要支援者の避難支援体制の整備</b></p> <p>第1項 避難行動要支援者の避難支援計画の作成</p> <p>5 避難行動要支援者名簿の更新及び情報管理          なお、名簿管理の際は、データベース化やバックアップなど適切な管理を行えるよう整備を図るとともに、災害時の停電を考慮し、安全に配慮した紙媒体での保管も行う。</p> <p><b>第3節 要配慮者に対する避難生活支援体制の整備</b></p> <p>(基本方針)</p>	<p><b>第2節 避難行動要支援者の避難支援体制の整備</b></p> <p>第1項 避難行動要支援者の避難支援計画の作成</p> <p>5 避難行動要支援者名簿の更新及び情報管理          なお、<u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿管理の際は、データベース化やバックアップなど適切な管理を行えるよう整備を図るとともに、災害時の停電を考慮し、安全に配慮した紙媒体で保管するなど名簿情報の適切な管理に努める。</u></p> <p><b>第3節 要配慮者に対する避難生活支援体制の整備</b></p> <p>(基本方針)</p>	<p>県地域防災計画の修正</p>
<p>○福祉関係団体と連携し、障害者支援施設、介護保険施設等の福祉避難所の指定を推進する。          ○福祉関係団体と自主防災組織が合同で要配慮者支援のための避難所運営を検討する機会を設ける。</p>	<p>○福祉関係団体と連携し、障害者支援施設、介護保険施設等の福祉避難所の指定を推進する。          ○ (削除)</p>	<p>所要の修正</p>
<p>第2項 福祉避難所の指定等</p> <p>市は、要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、(中略) 医療機関等と連携を図る。  <u>なお、福祉避難所を指定した場合には、要配慮者やその家族等に対し周知を図る。</u>          また、社会福祉施設、(略)</p> <p>第4項 避難所等における要配慮者への援護体制の整備</p> <p><b>【達成目標】</b></p> <p>○市、施設管理者、福祉関係団体等合同で要配慮者支援のための避難所運営を検討する機会を設ける。          ○要配慮者が参加する避難所開設・運営訓練を実施する。</p>	<p>第2項 福祉避難所の指定等</p> <p>市は、要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、(中略) 医療機関等と連携を図る。          また、社会福祉施設、(略)</p> <p>第4項 避難所等における要配慮者への援護体制の整備</p> <p><b>【達成目標】</b></p> <p>○ (削除)          ○要配慮者が参加する避難所開設・運営訓練を実施する。</p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>
<p><b>第9章 被災者支援のための事前準備</b></p> <p><b>第1節 被災者支援体制の整備</b></p> <p>第1項 救助事務処理上必要な帳簿の整備、記録、保存          円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、各種データの総合的な整備保全(戸籍、住民基本台帳、<u>不動産登記</u>、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備)を推進する。</p>	<p><b>第9章 被災者支援のための事前準備</b></p> <p><b>第1節 被災者支援体制の整備</b></p> <p>第1項 救助事務処理上必要な帳簿の整備、記録及び保存          円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、各種データの総合的な整備保全(戸籍、住民基本台帳、<u>固定資産税情報</u>、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備)を推進する。</p>	<p>所要の修正</p>



現 行	修 正 案	備 考
<p>【達成目標】</p> <p>○戸籍情報、住民基本台帳、<u>不動産登記</u>等、被災者支援に必要な各種データの整備状況及びバックアップ状況を調査し、<u>確実な保存と円滑な活用に向けた整備を進める。</u></p> <p>第2項 被災者台帳の作成 市及び県は、被災者台帳の活用により被災者情報の共有化を図り迅速かつ的確な支援を行えるよう、あらかじめ、被災者台帳の導入等による被災者支援業務の標準化を図るなど、<u>対応能力の向上に努める。</u></p> <p>第3項 罹災証明書等の発行準備 災害発生時には、被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報するとともに、総合的な相談支援窓口を設置し、被災認定や罹災証明書交付等の被災者支援を円滑に行うことが求められる。このため、事前に相談窓口対応及び被災認定、罹災証明書交付等の担当部署を明らかにし、<u>被災者の支援体制の整備を図る。</u> また、災害時に、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、以下に示すような対策を進めることにより、災害時の住家被害の調査の迅速化を図り、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <div data-bbox="151 953 1294 1125" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 住家被害調査の担当者の育成</li> <li>◆ (新設)</li> <li>◆ 他の地方公共団体及び民間団体等との応援協定の締結</li> <li>◆ 住家被害調査の担当者のための研修機会の充実</li> </ul> </div> <p>【達成目標】</p> <p>○罹災証明書発行手順等のマニュアルを<u>整備</u>する。 ○被害認定に必要な判断士の確保について、市担当課職員の研修受講等を行うとともに、(一財)日本建築防災協会との連携を図り、外部からの判断士の確保についても検討を進める。</p> <p><b>第10章 物資供給体制の整備</b> <b>第1節 食料の確保・供給体制の整備</b></p> <p>第1項 食料の確保・供給体制の整備</p> <p>1 食料の備蓄 市は、災害直後に生じる流通の混乱や道路障害等による輸送の困難性を考慮し、調達体制が確保されるまでの間に必要となる食料について、計画的に備蓄を行う。 なお、市職員等災害対応に従事する者への食料や、保育所、小・中学校における児童生徒等用の食料についても同様に、各部署で備蓄を進めていく。</p> <p>2 食料の調達体制の整備</p>	<p>【達成目標】</p> <p>○戸籍情報、住民基本台帳、<u>固定資産税情報</u>等、被災者支援に必要な各種データの整備状況及びバックアップ状況を調査し、<u>確実な保存と円滑な活用に向けた整備を進める。</u></p> <p>第2項 被災者台帳の作成 市及び県は、被災者台帳の活用により被災者情報の共有化を図り迅速かつ的確な支援を行えるよう、あらかじめ、被災者台帳の導入等による被災者支援業務の標準化を図るなど、<u>被災者支援体制を整備する。</u></p> <p>第3項 罹災証明書等の発行準備 災害発生時には、被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報するとともに、総合的な相談支援窓口を設置し、被災認定や罹災証明書や<u>罹災届出証明書</u>の交付等の被災者支援を円滑に行うことが求められる。このため、<u>市は、事前に相談窓口対応や住家被害の調査や罹災証明書等の交付の担当部署を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</u> また、災害時に、罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、以下に示すような対策を進めることにより、災害時の住家被害の調査の迅速化を図り、<u>罹災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</u></p> <div data-bbox="1418 953 2561 1125" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 住家被害調査の担当者の育成</li> <li>◆ <u>罹災証明書及び罹災届出証明書の発行体制の整備</u></li> <li>◆ 他の地方公共団体及び民間団体等との応援協定の締結</li> <li>◆ 住家被害調査の担当者のための研修機会の充実</li> </ul> </div> <p>【達成目標】</p> <p>○罹災証明書発行手順等のマニュアルの作成等により、<u>被害調査・発行・再調査等の手順を構築</u>する。 ○被害認定について、職員の研修受講等を<u>推進</u>するとともに、(一財)日本建築防災協会との連携を図り、外部からの判断士の確保についても検討を進め、<u>災害時に備えた体制づくりをする。</u></p> <p><b>第10章 物資供給体制の整備</b> <b>第1節 食料の確保・供給体制の整備</b></p> <p>第1項 食料の確保・供給体制の整備</p> <p>1 食料の備蓄 市は、災害直後に生じる流通の混乱や道路障害等による輸送の困難性を考慮し、調達体制が確保されるまでの間に必要となる食料について、<u>県による被害想定調査結果(平成20年3月)における想定最大避難者数(佐波川断層地震：3万4千人)に基づき、計画的に備蓄を行う。</u> なお、市職員等災害対応に従事する者への食料や、保育所、小・中学校における児童生徒等用の食料についても同様に、各部署で備蓄を進めていく。</p> <p>2 食料の調達体制の整備</p>	<p>所要の修正</p> <p>県地域防災計画の修正</p>
<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>



現 行	修 正 案	備 考
<p>市は、<u>被害想定調査結果に基づく避難者数の予測結果と備蓄量との比較により調達する必要のある食料の数量を把握し、関係団体、民間企業等に対し応援協定を締結するなど、食料の調達要請、受入、管理、配給に関する体制を整備する。</u></p> <p><b>第 1 1 章 文教施設における防災体制の整備</b>  <b>第 1 節 学校等における防災体制の整備</b></p> <p>学校、社会教育施設等は、児童生徒が一日の大半を過ごす場であり、市は、児童生徒等の安全確保及び教育活動の確保に必要な施設設備の整備に努めてきているが、さらに、大規模地震等の災害による被害防止の観点から、学校施設の整備や耐震化を計画的に図る必要がある。</p> <p>(基本方針)</p> <p>○ (新設)  ○ 学校施設の耐震補強工事等を推進する。  ○ (新設)  ○ 学校における災害応急対策計画の策定を支援する。</p> <p>(具体的な取組と達成目標)</p> <p>第 1 項 建物の安全対策</p> <p>1 既存建築物の安全化対策</p> <p>(1) 学校施設等</p> <p>市は、昭和56年の建築基準法改正以前の既存建物のうち、耐震性を満たしていない建物について、<u>耐震補強等</u>を実施する。</p> <p>2 危険建物等の改築</p> <p><b>【達成目標】</b></p> <p>○ 学校施設の耐震化を平成 30 年度までに完了させる。</p> <p>第 2 項 施設機能の強化・安全点検</p> <p>1 施設機能の強化</p> <p>市は、学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることを考慮し、<u>シャワー室、備蓄倉庫</u>の設置等必要に応じ、防災機能の整備を図る。</p> <p>また、災害対策本部からの緊急物資が届くまでの間、<u>避難場所等としての機能を果たすため、市立小・中学校 26 か所へ設置している防災倉庫や学校の校舎等に食料、飲料水、生活用品等必要な物資等の備蓄の推進を図る。</u></p>	<p>市は、<u>想定最大避難者数の予測結果と備蓄量との比較により調達する必要のある食料の数量を把握し、関係団体、民間企業等に対し応援協定を締結するなど、食料の調達要請、受入、管理、配給に関する体制を整備する。</u></p> <p><b>第 1 1 章 文教施設における防災体制の整備</b>  <b>第 1 節 学校等における防災体制の整備</b></p> <p>学校、社会教育施設等は、児童生徒が一日の大半を過ごす場であり、市は、児童生徒等の安全確保及び教育活動の確保に必要な施設設備の整備に努めてきているが、さらに、大規模地震等の災害による被害防止の観点から、学校施設の整備や耐震化を計画的に図る必要がある。</p> <p><u>また、災害時に備え、避難所となる学校施設としての整備を進めていくとともに、学校施設における応急対策計画の策定を推進し、災害に備える体制を強化していく必要がある。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>○ <u>学校施設長寿命化計画の実施により、施設の長寿命化及び適切な維持管理に努める。</u>  ○ 学校施設の耐震補強工事等を推進する。  ○ <u>避難所としての施設機能の強化を図る。</u>  ○ 学校における災害応急対策計画の策定を支援する。</p> <p>(具体的な取組と達成目標)</p> <p>第 1 項 建物の安全対策</p> <p>1 既存建築物の安全化対策</p> <p>(1) 学校施設等</p> <p>市は、昭和56年の建築基準法改正以前の既存建物のうち、耐震性を満たしていない建物について、<u>耐震化工事</u>を実施する。<u>また、地震災害に備え、屋内運動場の天井等落下防止対策工事を進める。</u></p> <p>2 危険建物等の改築</p> <p><b>【達成目標】</b></p> <p>○ <u>学校施設の耐震化及び天井等落下防止対策を計画的に実施する。</u></p> <p>第 2 項 施設機能の強化・安全点検</p> <p>1 <u>避難所としての施設機能の強化</u></p> <p>市は、学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることを考慮し、備蓄倉庫の設置等、必要に応じ防災機能の整備を図る。</p> <p>また、<u>避難場所等としての機能を果たすため、災害対策本部からの緊急物資が届くまでの間、市立小・中学校 26 か所へ設置している防災倉庫や学校の校舎等に食料、飲料水、生活用品等必要な物資等の備蓄の推進を図る。</u></p>	<p>所要の修正</p>
<p>(具体的な取組と達成目標)</p> <p>第 1 項 建物の安全対策</p> <p>1 既存建築物の安全化対策</p> <p>(1) 学校施設等</p> <p>市は、昭和56年の建築基準法改正以前の既存建物のうち、耐震性を満たしていない建物について、<u>耐震補強等</u>を実施する。</p> <p>2 危険建物等の改築</p> <p><b>【達成目標】</b></p> <p>○ 学校施設の耐震化を平成 30 年度までに完了させる。</p> <p>第 2 項 施設機能の強化・安全点検</p> <p>1 施設機能の強化</p> <p>市は、学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることを考慮し、<u>シャワー室、備蓄倉庫</u>の設置等必要に応じ、防災機能の整備を図る。</p> <p>また、災害対策本部からの緊急物資が届くまでの間、<u>避難場所等としての機能を果たすため、市立小・中学校 26 か所へ設置している防災倉庫や学校の校舎等に食料、飲料水、生活用品等必要な物資等の備蓄の推進を図る。</u></p>	<p>(具体的な取組と達成目標)</p> <p>第 1 項 建物の安全対策</p> <p>1 既存建築物の安全化対策</p> <p>(1) 学校施設等</p> <p>市は、昭和56年の建築基準法改正以前の既存建物のうち、耐震性を満たしていない建物について、<u>耐震化工事</u>を実施する。<u>また、地震災害に備え、屋内運動場の天井等落下防止対策工事を進める。</u></p> <p>2 危険建物等の改築</p> <p><b>【達成目標】</b></p> <p>○ <u>学校施設の耐震化及び天井等落下防止対策を計画的に実施する。</u></p> <p>第 2 項 施設機能の強化・安全点検</p> <p>1 <u>避難所としての施設機能の強化</u></p> <p>市は、学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることを考慮し、備蓄倉庫の設置等、必要に応じ防災機能の整備を図る。</p> <p>また、<u>避難場所等としての機能を果たすため、災害対策本部からの緊急物資が届くまでの間、市立小・中学校 26 か所へ設置している防災倉庫や学校の校舎等に食料、飲料水、生活用品等必要な物資等の備蓄の推進を図る。</u></p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>県地域防災計画との整合性</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 施設設備の安全点検 校長は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、学校施設・設備の日常点検を実施するなど、常に保安状況を把握しておく。</p> <p>(新設)</p> <p>第3項 学校等の災害時の対応体制の整備</p> <p>1 災害応急対策計画の策定指導</p> <div data-bbox="151 1129 1288 1755" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>学校の防災組織と教職員の任務</u></li> <li>◆ <u>動員計画（勤務時間外における連絡、非常招集の方法）</u></li> <li>◆ <u>情報連絡体制の整備（情報収集・伝達体制、通信ネットワーク、広報活動）</u></li> <li>◆ 休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）</li> <li>◆ <u>児童生徒の登下校方法及び保護者への引渡し方法</u></li> <li>◆ 関係機関（県・市教育委員会、警察署、消防署（団））及び保護者への連絡体制</li> <li>◆ <u>避難指示及び避難誘導（避難先、避難ルート、避難時刻、避難誘導責任者、避難方法、避難先での留意事項）</u></li> <li>◆ <u>様々な災害及び実験時等の発災場面を想定した安全教育の年間指導計画の作成</u></li> <li>◆ <u>火元の遮断と初期消火活動、救護活動</u></li> <li>◆ （新設）</li> <li>◆ <u>避難所の開設・運営における市との連携体制、初動対応</u></li> <li>◆ （新設）</li> <li>◆ <u>発達段階に応じたボランティア活動の推進</u></li> <li>◆ <u>防災教育及び訓練の実施</u></li> </ul> </div> <p>(新設)</p>	<p>2 施設設備の安全点検 <u>市立小・中学校の校長（以下「校長」という。）は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、学校施設・設備の日常点検を実施するなど、常に保安状況を把握しておく。</u></p> <p>第3項 <u>児童生徒の安全対策</u> <u>市教育委員会は、災害時において、児童生徒の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的・組織的に児童生徒に対して防災教育を実施し、指導助言をしていたが、さらに次の視点に立った取組を推進する。</u></p> <div data-bbox="1412 464 2552 877" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>様々な災害を想定した学校安全計画の充実</u></li> <li>◆ <u>大規模災害を想定した避難訓練の実施</u></li> <li>◆ <u>安全に関する職員研修の充実</u></li> <li>◆ <u>通学路の安全点検</u></li> <li>◆ <u>家庭・地域社会との連携強化</u></li> <li>◆ <u>ボランティア活動の推進</u></li> <li>◆ <u>自他の生命を尊重する態度の育成</u></li> <li>◆ <u>安全な生活態度や習慣の確立</u></li> </ul> </div> <p>第4項 <u>学校等の災害時の対応体制の整備</u></p> <p>1 災害応急対策計画の策定指導</p> <div data-bbox="1412 1115 2552 1713" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>防災組織・情報伝達（組織の役割分担）</u></li> <li>◆ <u>参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）</u></li> <li>◆ <u>情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）</u></li> <li>◆ 休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）</li> <li>◆ <u>（削除）</u></li> <li>◆ 関係機関（県・市教育委員会、警察署、消防署（団））及び保護者への連絡体制</li> <li>◆ <u>避難指示及び避難誘導（避難場所（2次避難場所）、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）</u></li> <li>◆ <u>実験・実習中の対策</u></li> <li>◆ 火元の遮断と初期消火活動</li> <li>◆ <u>救護活動（児童生徒、避難者）</u></li> <li>◆ <u>避難所の開設・運営（市との連携体制・初動対応）</u></li> <li>◆ <u>児童生徒の登下校方法及び保護者への引渡し方</u></li> </ul> </div> <p>2 <u>防災訓練の実施</u> <u>校長は、児童生徒が災害時に迅速的確な対応がとれるよう、市、県及び防災関係機関等が実施する防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施するものとする。</u></p>	<p>所要の修正</p> <p>県地域防災計画との整合性</p> <p>県地域防災計画との整合性</p> <p>県地域防災計画との整合性</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 家庭との連絡体制の整備</p> <p>(新設)</p> <p>3 応急教育・学校教育再開体制の整備</p> <p>市は、学校施設の被害予測及び避難者の発生予測を基に、学校施設の避難所としての開放や応急教育の実施体制について検討しておく。また、児童生徒及び教職員の被災数を想定し、学校教育再開のための就学環境の整備、教職員の確保や児童生徒、教職員等の精神的ケア等への対応体制を整備する。</p> <p><b>第12章 帰宅困難者のための体制の整備</b></p> <p><b>第1節 帰宅困難者の支援体制の整備</b></p> <p>主な関係機関：(新設)</p> <p>大規模災害が発生した際には、通勤・通学者や観光客など、多くの人が市内で滞留し、交通事情等から帰宅困難となることが予想される。このため、市は市民及び事業者に対し、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、県、防災関係機関等と連携し、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を実施する。</p> <p>(基本方針)</p> <p>○市民に対し、帰宅困難時にとるべき行動についての普及啓発を推進する。</p> <p>○観光客等の帰宅困難者への対策を定める。</p> <p>(具体的な取組と達成目標)</p> <p>第1項 帰宅困難者への支援体制の整備</p> <p>2 帰宅困難者への対応体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 一時的に滞在する避難場所の確保について検討する。</li> <li>◆ 発災時における交通情報や一時滞在場所等の情報収集及び帰宅困難者への情報提供に必要な体制を整備する。</li> <li>◆ 鉄道事業者、県警察、事業所、自治会等と協力し、帰宅困難者の誘導體制を構築する。</li> <li>◆ (新設)</li> <li>◆ 飲料水・食料の配布等、帰宅困難者の対応事項を定める。</li> </ul> </div>	<p>3 家庭との連絡体制の整備</p> <p>4 <u>児童生徒・教職員用の備蓄等</u></p> <p>市は、災害時に学校で児童生徒を保護する場合、保護者への引き渡しまでの時間等を考慮し、教職員分も含め、各小・中学校への水、食料等の備蓄等を検討する。</p> <p>5 応急教育・学校教育再開体制の整備</p> <p>市は、学校施設の被害予測及び避難者の発生予測を基に、学校施設の避難所としての開放や応急教育の実施体制について検討しておく。また、児童生徒及び教職員の被災数を想定し、学校教育再開のための就学環境の整備、教職員の確保や児童生徒、教職員等の精神的ケア等への対応体制を整備する。</p> <p><u>また、市教育委員会は、学校施設として代替可能な公共施設の状況（収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等）について、あらかじめ把握しておく。</u></p> <p><b>第12章 帰宅困難者のための体制の整備</b></p> <p><b>第1節 帰宅困難者の支援体制の整備</b></p> <p>主な関係機関：<u>西日本旅客鉄道株式会社</u></p> <p>大規模災害が発生した際には、通勤・通学者や外国人旅行者を含めた観光客など、多くの人が市内で滞留し、交通事情等から帰宅困難となることが予想される。このため、市は市民及び事業者に対し、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、県、防災関係機関等と連携し、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を実施する。</p> <p>(基本方針)</p> <p>○市民に対し、帰宅困難時にとるべき行動についての普及啓発を推進する。</p> <p>○外国人旅行者を含めた観光客等の帰宅困難者への対策を定める。</p> <p>(具体的な取組と達成目標)</p> <p>第1項 帰宅困難者への支援体制の整備</p> <p>2 帰宅困難者への対応体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 一時的に滞在する避難場所の確保について検討する。</li> <li>◆ 発災時における交通情報や一時滞在場所等の情報収集及び帰宅困難者への情報提供に必要な体制を整備する。</li> <li>◆ 鉄道事業者、<u>防府警察署</u>、事業所、自治会等と協力し、帰宅困難者の誘導體制を構築する。</li> <li>◆ <u>観光施設等において災害時の外国人旅行者を含めた観光客等への対応をあらかじめ決めておくよう促す。</u></li> </ul> </div>	<p>所要の修正</p> <p>県地域防災計画との整合性</p> <p>所要の修正</p> <p>県地域防災計画の修正</p>
		<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>◆ 事業所等に対し、一時滞在場所の開放や情報・物資の提供等、帰宅困難者への対応をあらかじめ決めておくよう要請する。</p> <p>3 一時滞在のための備蓄の推進</p> <p>【達成目標】</p> <p>○市民に対し、市内外を問わず災害時に帰宅困難者になった際の行動等について啓発を行う。  ○市内の事業者に対し、必要な物資の備蓄や従業員等への周知などを啓発する。  ○観光施設や観光イベント等において、観光客等の帰宅困難者への対応をあらかじめ検討しておく。  ○備蓄する際には、帰宅困難者対策を想定した備蓄を考慮する。</p> <p><b>第13章 保健衛生及び防疫活動体制の整備</b></p> <p><b>第1節 保健衛生活動体制の整備</b></p> <p>第1項 保健衛生体制の整備</p> <p>市の保健師及び栄養士は、巡回指導により被災者の健康管理及び栄養指導ができるよう、保健指導体制を確立しておくとともに、あらかじめ災害時保健活動マニュアルを作成する。また、市、山口健康福祉センター及び精神保健福祉センターは連携して、メンタルヘルスケア体制の整備を図る。</p> <p><b>第2節 防疫活動体制の整備</b></p> <p>(現状と課題)</p> <p>災害時には、避難場所だけでなく（中略）通常時の保健体制のみで対応することは困難と考えられるため、大規模災害時の防疫活動内容を明確にし、活動体制を整備するなどの対策が必要となっている。</p> <p><b>第15章 行方不明者の捜索及び遺体処理の体制整備</b></p> <p><b>第1節 行方不明者の捜索及び遺体の処理体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：社会福祉課、消防本部、クリーンセンター</p> <p>主な担当関係機関：防府警察署</p> <p>(基本方針)</p> <p>○一度に多数の遺体を取り扱い埋火葬する際の体制の整備に努める。  ○（新設）</p>	<p>◆ 飲料水・食料の配布等、帰宅困難者の対応事項を定める。  ◆ 事業所等に対し、一時滞在場所の開放や情報・物資の提供等、帰宅困難者への対応をあらかじめ決めておくよう要請する。</p> <p>3 一時滞在のための備蓄の推進</p> <p>【達成目標】</p> <p>○市民に対し、市内外を問わず災害時に帰宅困難者になった際の行動等について啓発を行う。  ○市内の事業者に対し、必要な物資の備蓄や従業員等への周知などを啓発する。  ○観光施設や観光イベント等において、<u>外国人旅行者を含めた観光客等の帰宅困難者への対応をあらかじめ検討しておく。</u>  ○備蓄する際には、帰宅困難者対策を想定した備蓄を考慮する。</p> <p><b>第13章 保健衛生及び防疫活動体制の整備</b></p> <p><b>第1節 保健衛生活動体制の整備</b></p> <p>第1項 保健衛生体制の整備</p> <p>市は、市の保健師及び栄養士が、<u>災害時に巡回指導等により被災者の健康管理及び栄養指導ができるよう、<u>救護班の中に市の保健師及び栄養士（要配慮者支援班に所属する課の職員も含む。）で構成する保健活動班を設置するなど、</u></u>災害時の保健指導体制を確立しておくとともに、あらかじめ災害時保健活動マニュアルを作成する。また、市、山口健康福祉センター及び精神保健福祉センターは連携して、メンタルヘルスケア体制の整備を図る。</p> <p><b>第2節 防疫活動体制の整備</b></p> <p>(現状と課題)</p> <p>災害時には、避難場所だけでなく（中略）通常時の保健活動体制のみで対応することは困難と考えられるため、大規模災害時の防疫活動内容を明確にし、活動体制を整備するなどの対策が必要となっている。</p> <p><b>第15章 行方不明者の捜索及び遺体処理の体制整備</b></p> <p><b>第1節 行方不明者の捜索及び遺体の処理体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：社会福祉課、消防本部、クリーンセンター、<u>市民課、生活安全課</u></p> <p>主な担当関係機関：防府警察署、<u>消防団</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>○一度に多数の遺体を取り扱い埋火葬する際の体制の整備に努める。  ○<u>災害に備え広域火葬実施要領を作成し、近隣市町との応援協力体制を構築する</u></p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>



現 行	修 正 案	備 考
<p>第2項 遺体の処理体制の整備</p> <p>市は、毎年、火葬場処理能力の把握に努め、<u>所要の整理を行っておくとともに、近隣市の施設利用について、災害時における支援協力にかかる依頼、手続等にかかる事務処理体制を整備しておく。</u></p> <p>また、<u>災害時は、必要に応じて臨時雇い上げ等により処理体制を確立するとともに、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施することになるため、市は、あらかじめ棺、骨つぼ等の調達を迅速に図られるよう、業者との連携体制を確保しておく。</u></p> <p>(新設)</p> <p>【達成目標】</p> <p>○<u>市内及び周辺市町の火葬場の処理能力を調査するとともに、災害時の協力を依頼し、連携体制を整備する（人員、資材等）。</u></p> <p><b>第16章 廃棄物の処理体制の整備</b>  <b>第1節 廃棄物の処理体制の整備</b></p> <p><u>被災地域において発生したごみ（一時的に大量に発生した不燃ごみや粗大ごみ等）、し尿（仮設トイレからの汲み取りし尿）、がれき（損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等）等の収集・処分が迅速に行われるよう、処理体制の整備を推進する。</u></p> <p>(現状と課題)</p> <p><u>市内のごみ・し尿は、市、委託業者及び許可業者が収集を実施している。大規模災害時など、大量のごみや汲み取りし尿が発生した際には対応が困難になることも想定されるため、あらかじめ、災害時の対応について協議し、災害時の協力体制を整備するとともに、近隣市町とも協力体制を整備するなど、大規模災害発生時に備えた体制の強化が必要である。</u></p>	<p>第2項 遺体の処理体制の整備</p> <p>1 <u>遺体収容所の指定</u>  市は、<u>遺体収容所として、防府競輪場を指定している。あらかじめ遺体の収容体制等を検討し、災害時の遺体収容所の管理等ができるよう運営体制を検討する。</u></p> <p>2 <u>遺体の処理体制の整備</u>  市は、毎年、火葬場処理能力の把握に努め、施設の維持管理を行っておくとともに、近隣市の施設利用について、災害時における支援協力にかかる依頼、手続等にかかる事務処理体制を整備しておく。</p> <p>第3項 <u>埋葬体制の整備</u></p> <p>1 <u>遺体の埋葬体制の確保整備</u>  市は、<u>平常作業及び臨時雇い上げ等により埋葬体制を確立するとともに、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確保しておく。</u></p> <p>2 <u>広域火葬計画</u>  <u>広域火葬が必要となった場合には、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、市は山口県広域火葬実施要領に基づき、広域火葬実施要領を作成し、近隣市町等との応援協力体制を整えておく。</u></p> <p>【達成目標】</p> <p>○<u>市広域火葬実施要領を作成するとともに、近隣市町等との連携体制を整備する（人員、資材等）ことにより、災害に備えた広域火葬体制を構築する。</u></p> <p><b>第16章 災害廃棄物等の処理体制の整備</b>  <b>第1節 <del>廃棄物等の</del>処理体制の整備</b></p> <p><u>地震等による大規模災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、市民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設等の被害によるし尿処理も困難になることが想定される。</u>  <u>このため、あらかじめ災害廃棄物の処理、し尿処理及び障害物の除去に必要な事項について定め、処理体制の整備を推進するとともに、県や近隣市町との連携を強化する。</u></p> <p>(現状と課題)</p> <p><u>東日本大震災の教訓等を踏まえた災害の発生に備えて対応を強化すべき課題として、「円滑かつ迅速な処理を実現するための事前の備え（方針・体制）が不十分」「適正処理の確保に向けた指針・仕組みが不十分」が挙げられ、これらの対策方針を基に平成27年7月に廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及び災対法の一部改正が行われた。</u>  <u>今後は、災害時に適正な処理及び再生利用の確保や円滑かつ迅速な処理体制を構築できるよう、災害廃棄物処理計画の策定等により、大規模災害発生時に備えた体制の強化が必要である。</u></p>	<p>県地域防災計画の修正</p> <p>県地域防災計画の修正</p>
		<p>県地域防災計画の修正</p> <p>廃掃法及び災対法の改正を反映</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>(基本方針)</p> <p>○事業者と災害時の対応を協議・調整し、廃棄物処理の協力体制を強化する。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>○災害廃棄物処理計画の策定等により、災害廃棄物処理体制を強化する。</p>	
<p>(具体的な取組と達成目標)</p> <p>第1項 <u>ごみ処理体制の整備</u></p> <p>市は、あらかじめ、民間の<u>清掃関連業者</u>に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、応援受入体制、作業手順等について所要の対策を講じておく。</p> <p>(新設)</p> <p>【達成目標】</p> <p>○(新設)</p> <p>○ごみ処理の委託業者・許可業者と、災害時の応援協力に関する協定の締結を進める。</p> <p>第2項 <u>し尿処理体制の整備</u></p> <p>災害時には、民間業者及び近隣市町に<u>応援を求め、速やかに処理体制を整える必要があるため</u>、市は、あらかじめ民間の<u>し尿処理関連業者及び近隣市町等との間に</u>、災害時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な<u>応援が得られるよう</u>、必要な体制を整えておく。</p> <p>また、市及び県は、<u>仮設トイレの確保のため、民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備するものとする。</u>また、<u>迅速な建設を必要とすることから、仮設トイレの建設に係る関係業者との間の連絡協力体制を整備しておく。</u></p>	<p>(具体的な取組と達成目標)</p> <p>第1項 <u>災害廃棄物の処理体制の整備</u></p> <p>(1) <u>市の取組</u></p> <p>市は、<u>大規模災害により大量の災害廃棄物が発生した場合においても円滑な処理が行えるよう、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、県内市町、関係団体、民間事業者等との相互協力体制の整備等を図る。</u></p> <p>なお、<u>災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、県災害廃棄物処理計画、県災害廃棄物処理マニュアル、市防災計画及び防府市ごみ処理基本計画との整合を図るものとし、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿など)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町との連携・協力の在り方について、具体的に示すものとする。</u></p> <p>また、<u>災害時には平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県、国の関係機関等から人員及び資機材の応援を得て実施することになるため、</u>市は、あらかじめ、民間の<u>廃棄物処理関連業者</u>に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、<u>応援受入体制、作業手順等について所要の対策を講じておく。</u></p> <p>(2) <u>県の取組</u></p> <p>県は、<u>災害に備え、あらかじめ市町と協議の上、市町相互間の補完体制を整えておく。</u></p> <p>また、<u>市町の災害廃棄物処理計画の策定促進を図るとともに、相互協力体制が的確に運営できるための対策を講じておく。</u></p> <p>【達成目標】</p> <p>○<u>災害廃棄物処理計画の策定や県や近隣自治体との連携を進めることで、災害時の廃棄物処理体制等を整備する。</u></p> <p>○<u>ごみ処理の委託業者・許可業者と、災害時の応援協力に関する協定の締結を進める。</u></p> <p>第2項 <u>し尿処理体制の整備</u></p> <p><u>災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常のし尿処理が困難になることが予想される。</u>このため、<u>市は、被災地における衛生環境の確保の観点から、家庭、避難所等におけるし尿処理について、災害廃棄物処理計画に必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>また、市は、<u>あらかじめ民間のし尿処理関連業者及び近隣市町等との間に</u>、災害時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な<u>応援が得られるよう</u>、必要な体制を整えておく。</p> <p>さらに、<u>市及び県は、仮設トイレの確保のため、山口県衛生仮設資材事業協同組合及び民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握する。</u></p>	<p>県地域防災計画との整合性</p> <p>県地域防災計画との整合性</p> <p>県地域防災計画との整合性</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>【達成目標】</p> <p>○<u>仮設トイレのリース及びし尿処理に関する事業者と、災害時の応援協定の締結を進める。</u></p> <p><b>第17章 応急復旧及び復旧対策のための体制整備</b>  <b>第1節 建物応急対策の整備</b></p> <p>第2項 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供体制の整備</p> <p>1 応急仮設住宅の候補地の選定    応急仮設住宅建設候補地は次のとおりとする。なお、今後も<u>建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制の整備を推進する。</u></p> <p>3 公営住宅等への入居方法の事前整備    公営住宅等の空家状況を常に把握し、<u>災害・震災時における被災者への迅速な提供、入居に当たっての条件等について、あらかじめ定めておく。</u></p> <p><b>第3節 ライフライン施設の応急復旧体制の整備</b></p> <p>第1項 ライフライン施設の応急復旧体制の整備</p> <p>1 上下水道事業者（市上下水道局）    下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制並びに必要な資機材の備蓄及び調達体制の整備に努める。また、下水道事業者相互間、日本下水道事業団、関係業者団体等との間に<u>応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。</u></p> <p><b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第1章 応急活動体制の確立</b>  <b>第1節 市活動体制の確保</b></p> <p>第2項 体制の確保</p> <p>1 動員要請</p> <p>(2) 自主参集</p> <p>資料編 [災害対応]    ● 2-5-2 勤務時間外での地震発生への対応フロー図    ● (新設)</p>	<p>【達成目標】</p> <p>○し尿処理に関する事業者と、災害時の応援協定の締結を進める。</p> <p><b>第17章 応急復旧及び復旧対策のための体制整備</b>  <b>第1節 建物応急対策の整備</b></p> <p>第2項 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供体制の整備</p> <p>1 応急仮設住宅の候補地の選定    応急仮設住宅建設候補地は次のとおりとする。なお、<u>市は、今後も建設候補地の選定を進めるなど、供給体制の整備を推進する。</u></p> <p>3 公営住宅等への入居方法の事前整備    公営住宅の空家状況を常に把握し、<u>災害時における被災者へ迅速に提供する。</u></p> <p><b>第3節 ライフライン施設の応急復旧体制の整備</b></p> <p>第1項 ライフライン施設の応急復旧体制の整備</p> <p>1 上下水道事業者（市上下水道局）  <u>また、下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう平成29年2月に「下水道業務継続計画（BCP）地震・津波編」を作成している。今後は、洪水に備えた浸水対策や上水道・工業用水道を含めた業務継続計画を策定することで、活動体制並びに必要な資機材の備蓄及び調達体制を整備する。</u>また、下水道事業者相互間、日本下水道事業団、関係業者団体等との間に<u>応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。</u></p> <p><b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第1章 応急活動体制の確立</b>  <b>第1節 市活動体制の確保</b></p> <p>第2項 体制の確保</p> <p>1 動員要請</p> <p>(2) 自主参集</p> <p>資料編 [災害対応]    ● 2-5-2 勤務時間外での地震発生への対応フロー図    ● <u>3-2-1 参集時の対応の流れ（震度6弱以上の地震が発生した場合）</u></p>	<p>所要の修正</p> <p>。</p> <p>所要の修正</p> <p>山口県国土強靱化地域計画の指標：下水道BCPの反映</p> <p>記載箇所の変更</p>

現 行		修 正 案				備 考																													
<b>第2節 災害対策本部等の設置・運営等</b> 第1項 災害対策本部等の設置 1 第1警戒体制、第2警戒体制及び警戒体制調整会議の設置 (1) 第1警戒体制		<b>第2節 災害対策本部等の設置・運営等</b> 第1項 災害対策本部等の設置 1 第1警戒体制、第2警戒体制及び警戒体制調整会議の設置 (1) 第1警戒体制				所要の修正																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>気象災害の場合</th> <th>地震災害の場合</th> <th>津波災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒体制</td> <td> <b>【情報班体制】</b>            ◆ 市内に大雨、洪水、又は高潮の各注意報の一つ以上が発表されたとき。            ◆ <u>その他状況により市長が命じたとき。</u>  <b>【警戒配備体制】</b>            ◆ 先行雨量状況等から情報班が本体制の設置を指示した場合            ◆ 市内に大雨、洪水又は高潮の各注意報又は大雪警報の一つ以上が発表されたとき。            ◆ <u>その他状況により市長が命じたとき。</u> </td> <td>震度3の地震が発生した場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>本部の設置</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>実施する業務</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		気象災害の場合	地震災害の場合	津波災害の場合	第1警戒体制		<b>【情報班体制】</b> ◆ 市内に大雨、洪水、又は高潮の各注意報の一つ以上が発表されたとき。 ◆ <u>その他状況により市長が命じたとき。</u> <b>【警戒配備体制】</b> ◆ 先行雨量状況等から情報班が本体制の設置を指示した場合 ◆ 市内に大雨、洪水又は高潮の各注意報又は大雪警報の一つ以上が発表されたとき。 ◆ <u>その他状況により市長が命じたとき。</u>	震度3の地震が発生した場合	(略)	本部の設置	(略)			実施する業務	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>気象災害の場合</th> <th>地震災害の場合</th> <th>津波災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒体制</td> <td>市内に大雨、洪水若しくは高潮の各注意報又は大雪警報の一つ以上が発表されたとき。</td> <td>震度3の地震が発生した場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>本部の設置</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>実施する業務</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		気象災害の場合	地震災害の場合	津波災害の場合	第1警戒体制	市内に大雨、洪水若しくは高潮の各注意報又は大雪警報の一つ以上が発表されたとき。	震度3の地震が発生した場合	(略)	本部の設置	(略)			実施する業務	(略)			字句の修正
	気象災害の場合	地震災害の場合	津波災害の場合																																
第1警戒体制	<b>【情報班体制】</b> ◆ 市内に大雨、洪水、又は高潮の各注意報の一つ以上が発表されたとき。 ◆ <u>その他状況により市長が命じたとき。</u> <b>【警戒配備体制】</b> ◆ 先行雨量状況等から情報班が本体制の設置を指示した場合 ◆ 市内に大雨、洪水又は高潮の各注意報又は大雪警報の一つ以上が発表されたとき。 ◆ <u>その他状況により市長が命じたとき。</u>	震度3の地震が発生した場合	(略)																																
本部の設置	(略)																																		
実施する業務	(略)																																		
	気象災害の場合	地震災害の場合	津波災害の場合																																
第1警戒体制	市内に大雨、洪水若しくは高潮の各注意報又は大雪警報の一つ以上が発表されたとき。	震度3の地震が発生した場合	(略)																																
本部の設置	(略)																																		
実施する業務	(略)																																		
(3) 警戒体制調整会議 大雨警報等が発表され、下表の基準の1つに達した場合は、(中略)警戒体制調整会議を設置する。ただし、避難勧告の発令等の判断を早急にする必要がある場合などは、警戒体制調整会議を設置せず、 <u>第1</u> 非常体制(市本部設置)へ移行する。		(3) 警戒体制調整会議 大雨警報等が発表され、下表の基準の1つに達した場合は、(中略)警戒体制調整会議を設置する。ただし、避難勧告の発令等の判断を早急にする必要がある場合などは、警戒体制調整会議を設置せず、 <u>第1</u> 非常体制(市本部設置)へ移行する。																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>気象災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制調整会議</td> <td>           ◆ 連続降雨量が90ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。            ◆ 時間雨量が20ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。            ◆ 土砂災害警戒情報が発表されるおそれがあるとき。            ◆ (新設)            ◆ <u>佐波川においては避難判断水位を、柳川・馬刀川においては氾濫注意水位を超えた場合で、かつ今後の水位の上昇が予想される時。</u>            ◆ <u>気象特別警報が発表され、防府市内において災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</u>            ◆ その他、災害等が発生すると予想される場合等、防災危機管理課が必要と判断したとき。         </td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>実施する業務</td> <td>           ◆ 警戒体制調整会議の構成員は、参集後、直ちに会議を開催し、以下の内容を協議する。            ・水防本部又は災害対策本部の設置について(進言)            ・避難勧告等の発令(進言)の検討            ・(新設)            ・その他、災害発生に伴う対応等について         </td> </tr> </tbody> </table>		気象災害の場合	警戒体制調整会議	◆ 連続降雨量が90ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。 ◆ 時間雨量が20ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。 ◆ 土砂災害警戒情報が発表されるおそれがあるとき。 ◆ (新設) ◆ <u>佐波川においては避難判断水位を、柳川・馬刀川においては氾濫注意水位を超えた場合で、かつ今後の水位の上昇が予想される時。</u> ◆ <u>気象特別警報が発表され、防府市内において災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</u> ◆ その他、災害等が発生すると予想される場合等、防災危機管理課が必要と判断したとき。	設置者	(略)	設置場所	(略)	実施する業務	◆ 警戒体制調整会議の構成員は、参集後、直ちに会議を開催し、以下の内容を協議する。 ・水防本部又は災害対策本部の設置について(進言) ・避難勧告等の発令(進言)の検討 ・(新設) ・その他、災害発生に伴う対応等について	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>気象災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制調整会議</td> <td>           ◆ 連続降雨量が90ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。            ◆ 時間雨量が20ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。            ◆ 土砂災害警戒情報が発表されるおそれがあるとき。            ◆ <u>佐波川において、水防団待機水位を超え、今後も水位の上昇が予想される時(台風の接近、上陸に伴う洪水を対象とした佐波川国管理区域沿川の避難勧告等に着目したタイムラインに基づく)。</u>            ◆ 柳川・馬刀川において氾濫注意水位を超え、今後の水位の上昇が予想される時。            ◆ (削除)            ◆ その他、災害等が発生すると予想される場合等、防災危機管理課が必要と判断したとき。         </td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>実施する業務</td> <td>           ◆ 警戒体制調整会議の構成員は、参集後、直ちに会議を開催し、以下の内容を協議する。            ・水防本部及び災害対策本部の設置について(進言)            ・避難勧告等の発令について(進言)            ・<u>国道及び県道等の交通規制に伴う対応について</u>            ・その他、災害発生に伴う対応等について         </td> </tr> </tbody> </table>		気象災害の場合	警戒体制調整会議	◆ 連続降雨量が90ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。 ◆ 時間雨量が20ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。 ◆ 土砂災害警戒情報が発表されるおそれがあるとき。 ◆ <u>佐波川において、水防団待機水位を超え、今後も水位の上昇が予想される時(台風の接近、上陸に伴う洪水を対象とした佐波川国管理区域沿川の避難勧告等に着目したタイムラインに基づく)。</u> ◆ 柳川・馬刀川において氾濫注意水位を超え、今後の水位の上昇が予想される時。 ◆ (削除) ◆ その他、災害等が発生すると予想される場合等、防災危機管理課が必要と判断したとき。	設置者	(略)	設置場所	(略)	実施する業務	◆ 警戒体制調整会議の構成員は、参集後、直ちに会議を開催し、以下の内容を協議する。 ・水防本部及び災害対策本部の設置について(進言) ・避難勧告等の発令について(進言) ・ <u>国道及び県道等の交通規制に伴う対応について</u> ・その他、災害発生に伴う対応等について	所要の修正													
	気象災害の場合																																		
警戒体制調整会議	◆ 連続降雨量が90ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。 ◆ 時間雨量が20ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。 ◆ 土砂災害警戒情報が発表されるおそれがあるとき。 ◆ (新設) ◆ <u>佐波川においては避難判断水位を、柳川・馬刀川においては氾濫注意水位を超えた場合で、かつ今後の水位の上昇が予想される時。</u> ◆ <u>気象特別警報が発表され、防府市内において災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</u> ◆ その他、災害等が発生すると予想される場合等、防災危機管理課が必要と判断したとき。																																		
設置者	(略)																																		
設置場所	(略)																																		
実施する業務	◆ 警戒体制調整会議の構成員は、参集後、直ちに会議を開催し、以下の内容を協議する。 ・水防本部又は災害対策本部の設置について(進言) ・避難勧告等の発令(進言)の検討 ・(新設) ・その他、災害発生に伴う対応等について																																		
	気象災害の場合																																		
警戒体制調整会議	◆ 連続降雨量が90ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。 ◆ 時間雨量が20ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。 ◆ 土砂災害警戒情報が発表されるおそれがあるとき。 ◆ <u>佐波川において、水防団待機水位を超え、今後も水位の上昇が予想される時(台風の接近、上陸に伴う洪水を対象とした佐波川国管理区域沿川の避難勧告等に着目したタイムラインに基づく)。</u> ◆ 柳川・馬刀川において氾濫注意水位を超え、今後の水位の上昇が予想される時。 ◆ (削除) ◆ その他、災害等が発生すると予想される場合等、防災危機管理課が必要と判断したとき。																																		
設置者	(略)																																		
設置場所	(略)																																		
実施する業務	◆ 警戒体制調整会議の構成員は、参集後、直ちに会議を開催し、以下の内容を協議する。 ・水防本部及び災害対策本部の設置について(進言) ・避難勧告等の発令について(進言) ・ <u>国道及び県道等の交通規制に伴う対応について</u> ・その他、災害発生に伴う対応等について																																		



現 行	修 正 案	備 考																																																																		
<p>(新設)</p> <p>2 災害対策本部の設置</p> <table border="1" data-bbox="103 552 1288 1591"> <thead> <tr> <th></th> <th>気 象 災 害 の 場 合</th> <th>地震災害・津波災害の場合</th> <th>その他の災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常体制 (災害対策本部設置)</td> <td>【第1非常体制】 (略)</td> <td>【第1非常体制】 ◆ <u>市内に震度5弱の地震が発生したとき。</u> ◆ 「<u>山口県瀬戸内海沿岸</u>」に津波警報が発表されたとき。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【第2非常体制】 (略)</td> <td>【第2非常体制】 ◆ 震度5強の地震が発生した場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>【緊急非常体制】 (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="3">◆ 総務部統括班は、直ちに市役所1号館3階南北会議室に本部室を開設する。 ◆ 災害の状況により直ちに本部員会議を開催する必要がある場合は、他の会議室で本部員会議を開催し、本部室の設置や各班の体制が整い次第、1号館3階南北会議室に移行する。 ◆ 市内において震度5弱以上の地震が発生した場合や、市庁舎が被災し、使用不能のときは、消防本部庁舎3階講堂に本部を設置する。</td> </tr> <tr> <td>設置に伴う事務</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 市本部の組織体制及び実施する事務</p> <table border="1" data-bbox="142 1738 1335 1843"> <thead> <tr> <th>資料編 [配備体制]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 3-1-5 災害対策本部の組織構成図</td> </tr> <tr> <td>● 3-1-6 災害対策本部における事務分掌</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本部室の組織体制及び事務</p> <table border="1" data-bbox="142 1927 1335 1995"> <thead> <tr> <th>資料編 [配備体制]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 3-1-7 本部室の組織体制及び部の設置基準</td> </tr> </tbody> </table>		気 象 災 害 の 場 合	地震災害・津波災害の場合	その他の災害の場合	非常体制 (災害対策本部設置)	【第1非常体制】 (略)	【第1非常体制】 ◆ <u>市内に震度5弱の地震が発生したとき。</u> ◆ 「 <u>山口県瀬戸内海沿岸</u> 」に津波警報が発表されたとき。	(略)		【第2非常体制】 (略)	【第2非常体制】 ◆ 震度5強の地震が発生した場合			【緊急非常体制】 (略)	(略)		設置者	(略)			設置場所	◆ 総務部統括班は、直ちに市役所1号館3階南北会議室に本部室を開設する。 ◆ 災害の状況により直ちに本部員会議を開催する必要がある場合は、他の会議室で本部員会議を開催し、本部室の設置や各班の体制が整い次第、1号館3階南北会議室に移行する。 ◆ 市内において震度5弱以上の地震が発生した場合や、市庁舎が被災し、使用不能のときは、消防本部庁舎3階講堂に本部を設置する。			設置に伴う事務	(略)			資料編 [配備体制]	● 3-1-5 災害対策本部の組織構成図	● 3-1-6 災害対策本部における事務分掌	資料編 [配備体制]	● 3-1-7 本部室の組織体制及び部の設置基準	<p>2 水防本部の設置</p> <p><u>警戒体制調整会議からの進言により、副市長は、水災を予防警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するために必要と認めたときは、水防非常体制に移行させ、1号館2階会議室に水防本部を設置する。ただし、避難勧告の発令等の判断を早急にする必要がある場合などは、警戒体制調整会議を設置せず、水防非常体制へ移行する(災害の状況により水防非常体制ではなく、第1非常体制へ移行する場合あり。)</u></p> <p><u>なお、水防非常体制及び水防本部については、市水防計画を参照のこと。</u></p> <p>3 災害対策本部の設置</p> <table border="1" data-bbox="1374 552 2558 1591"> <thead> <tr> <th></th> <th>気 象 災 害 の 場 合</th> <th>地震災害・津波災害の場合</th> <th>その他の災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常体制 (災害対策本部設置)</td> <td>【第1非常体制】 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【第2非常体制】 (略)</td> <td>【第2非常体制】 震度5弱又は5強の地震が発生した場合 <u>「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報が発表されたとき。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>【緊急非常体制】 (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="3">◆ 総務部統括班は、直ちに市役所1号館3階南北会議室に本部室を開設する。 ◆ 災害の状況により直ちに本部員会議を開催する必要がある場合は、他の会議室で本部員会議を開催し、本部室の設置や各班の体制が整い次第、1号館3階南北会議室に移行する。 ◆ 市内において震度5弱以上の地震が発生した場合や、市庁舎が被災し、使用不能のときは、消防本部庁舎3階講堂に本部を設置する。<u>なお、防府市業務継続計画策定後は、同計画に規定する代替庁舎に設置する。</u></td> </tr> <tr> <td>設置に伴う事務</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 市本部の組織体制及び実施する事務</p> <table border="1" data-bbox="1403 1749 2597 1854"> <thead> <tr> <th>資料編 [配備体制]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 3-1-5 災害対策本部の組織構成図</td> </tr> <tr> <td>● <u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本部室の組織体制及び事務</p> <table border="1" data-bbox="1403 1938 2597 2005"> <thead> <tr> <th>資料編 [配備体制]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 3-1-6 本部室の組織体制及び部の設置基準</td> </tr> </tbody> </table>		気 象 災 害 の 場 合	地震災害・津波災害の場合	その他の災害の場合	非常体制 (災害対策本部設置)	【第1非常体制】 (略)	(略)	(略)		【第2非常体制】 (略)	【第2非常体制】 震度5弱又は5強の地震が発生した場合 <u>「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報が発表されたとき。</u>			【緊急非常体制】 (略)	(略)		設置者	(略)			設置場所	◆ 総務部統括班は、直ちに市役所1号館3階南北会議室に本部室を開設する。 ◆ 災害の状況により直ちに本部員会議を開催する必要がある場合は、他の会議室で本部員会議を開催し、本部室の設置や各班の体制が整い次第、1号館3階南北会議室に移行する。 ◆ 市内において震度5弱以上の地震が発生した場合や、市庁舎が被災し、使用不能のときは、消防本部庁舎3階講堂に本部を設置する。 <u>なお、防府市業務継続計画策定後は、同計画に規定する代替庁舎に設置する。</u>			設置に伴う事務	(略)			資料編 [配備体制]	● 3-1-5 災害対策本部の組織構成図	● <u>(削除)</u>	資料編 [配備体制]	● 3-1-6 本部室の組織体制及び部の設置基準	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>
	気 象 災 害 の 場 合	地震災害・津波災害の場合	その他の災害の場合																																																																	
非常体制 (災害対策本部設置)	【第1非常体制】 (略)	【第1非常体制】 ◆ <u>市内に震度5弱の地震が発生したとき。</u> ◆ 「 <u>山口県瀬戸内海沿岸</u> 」に津波警報が発表されたとき。	(略)																																																																	
	【第2非常体制】 (略)	【第2非常体制】 ◆ 震度5強の地震が発生した場合																																																																		
	【緊急非常体制】 (略)	(略)																																																																		
設置者	(略)																																																																			
設置場所	◆ 総務部統括班は、直ちに市役所1号館3階南北会議室に本部室を開設する。 ◆ 災害の状況により直ちに本部員会議を開催する必要がある場合は、他の会議室で本部員会議を開催し、本部室の設置や各班の体制が整い次第、1号館3階南北会議室に移行する。 ◆ 市内において震度5弱以上の地震が発生した場合や、市庁舎が被災し、使用不能のときは、消防本部庁舎3階講堂に本部を設置する。																																																																			
設置に伴う事務	(略)																																																																			
資料編 [配備体制]																																																																				
● 3-1-5 災害対策本部の組織構成図																																																																				
● 3-1-6 災害対策本部における事務分掌																																																																				
資料編 [配備体制]																																																																				
● 3-1-7 本部室の組織体制及び部の設置基準																																																																				
	気 象 災 害 の 場 合	地震災害・津波災害の場合	その他の災害の場合																																																																	
非常体制 (災害対策本部設置)	【第1非常体制】 (略)	(略)	(略)																																																																	
	【第2非常体制】 (略)	【第2非常体制】 震度5弱又は5強の地震が発生した場合 <u>「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報が発表されたとき。</u>																																																																		
	【緊急非常体制】 (略)	(略)																																																																		
設置者	(略)																																																																			
設置場所	◆ 総務部統括班は、直ちに市役所1号館3階南北会議室に本部室を開設する。 ◆ 災害の状況により直ちに本部員会議を開催する必要がある場合は、他の会議室で本部員会議を開催し、本部室の設置や各班の体制が整い次第、1号館3階南北会議室に移行する。 ◆ 市内において震度5弱以上の地震が発生した場合や、市庁舎が被災し、使用不能のときは、消防本部庁舎3階講堂に本部を設置する。 <u>なお、防府市業務継続計画策定後は、同計画に規定する代替庁舎に設置する。</u>																																																																			
設置に伴う事務	(略)																																																																			
資料編 [配備体制]																																																																				
● 3-1-5 災害対策本部の組織構成図																																																																				
● <u>(削除)</u>																																																																				
資料編 [配備体制]																																																																				
● 3-1-6 本部室の組織体制及び部の設置基準																																																																				

現 行	修 正 案	備 考																																								
<p>2 現地災害対策本部の設置</p> <table border="1" data-bbox="151 254 1305 716"> <tr> <td>設置者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>設置に伴う事務</td> <td>◆ 本部長は、現地本部設置に先立ち、速やかに担当職員を現地に派遣し、現地本部の標識をわかりやすい場所に掲げ、現地本部設置の措置を行う。 ・机、椅子及び事務用品を整備する。 ・災害情報の表示を準備する。 ・気象、災害情報収集用紙及び管内地図を整備する。 ・現地本部設置を庁内、出張所、県、<u>その他防府市防災会議各機関</u>に連絡する。</td> </tr> <tr> <td>現地本部の組織体制</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>現地本部の組織及び実施する事務</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第2項 市本部の運営</p> <p>1 各対策部における活動</p> <p>市本部各対策部各班は、あらかじめ定められた事務分掌に従い、措置を行う。 なお、事務分掌の詳細は、資料編のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="151 1035 1305 1108"> <tr> <td>資料編 [配備体制]</td> </tr> <tr> <td>● 3-1-6 災害対策本部における事務分掌</td> </tr> </table> <p>(新設)</p> <p><b>第2章 災害情報等の収集・伝達</b></p> <p><b>第1節 災害発生直前の情報収集・伝達</b></p> <p>第1項 気象警報・注意報等の収集</p> <p>市は、下関地方気象台等から注意報、<u>警報</u>、気象情報、土砂災害警戒情報等を収集し、避難勧告等の判断など災害対策活動に利用する。主な気象警報等を以下に示す。 なお、詳細は、資料編のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="151 1749 1305 2001"> <tr> <td>気象特別警報・警報・注意報等</td> <td>◆ 県内の市町ごとに以下の気象情報が発表される。 (略)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>◆ 大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、(略)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害緊急情報</td> <td>◆ 地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火警報等</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	設置者	(略)	設置場所	(略)	設置に伴う事務	◆ 本部長は、現地本部設置に先立ち、速やかに担当職員を現地に派遣し、現地本部の標識をわかりやすい場所に掲げ、現地本部設置の措置を行う。 ・机、椅子及び事務用品を整備する。 ・災害情報の表示を準備する。 ・気象、災害情報収集用紙及び管内地図を整備する。 ・現地本部設置を庁内、出張所、県、 <u>その他防府市防災会議各機関</u> に連絡する。	現地本部の組織体制	(略)	現地本部の組織及び実施する事務	(略)	資料編 [配備体制]	● 3-1-6 災害対策本部における事務分掌	気象特別警報・警報・注意報等	◆ 県内の市町ごとに以下の気象情報が発表される。 (略)	土砂災害警戒情報	◆ 大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、(略)	土砂災害緊急情報	◆ 地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、(略)	噴火警報等	(略)	<p>4 現地災害対策本部の設置</p> <table border="1" data-bbox="1412 254 2567 716"> <tr> <td>設置者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>設置に伴う事務</td> <td>◆ 本部長は、現地本部設置に先立ち、速やかに担当職員を現地に派遣し、現地本部の標識をわかりやすい場所に掲げ、現地本部設置の措置を行う。 ・机、椅子及び事務用品を整備する。 ・災害情報の表示を準備する。 ・気象、災害情報収集用紙及び管内地図を整備する。 ・現地本部設置を庁内、出張所、県、<u>防災関係機関等</u>に連絡する。</td> </tr> <tr> <td>現地本部の組織体制</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>現地本部の組織及び実施する事務</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第2項 市本部の運営</p> <p>1 各対策部における活動</p> <p>市本部各対策部各班は、あらかじめ定められた事務分掌に従い、措置を行う。 なお、事務分掌の詳細は、資料編のとおりとする。 <u>また、市本部が設置されていないときであっても、事務分掌に従って、防災対策を実施するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1412 1035 2567 1108"> <tr> <td>資料編 [配備体制]</td> </tr> <tr> <td>● 3-1-7 災害対策本部における事務分掌</td> </tr> </table> <p>4 <u>支援活動体制</u></p> <p><u>県、防災関係機関等は、現地情報連絡員(リエゾン)を市本部に派遣することなどにより、相互に緊密な連携の確保及び情報交換に努めるものとする。</u></p> <p><b>第2章 災害情報等の収集・伝達</b></p> <p><b>第1節 災害発生直前の情報収集・伝達</b></p> <p>第1項 気象警報・注意報等の収集</p> <p>市は、下関地方気象台等から<u>気象警報・注意報</u>、気象情報、土砂災害警戒情報等を収集し、避難勧告等の判断など災害対策活動に利用する。主な気象警報・<u>注意報</u>等を以下に示す。 なお、詳細は、資料編のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1412 1749 2567 2001"> <tr> <td>気象警報・注意報等</td> <td>◆ <u>下関地方気象台は、</u>県内の市町ごとに以下の気象情報が発表される。 (略)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>◆ <u>下関地方気象台と県砂防課は、</u>大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、(略)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害緊急情報</td> <td>◆ <u>県砂防課は、</u>地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火警報等</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	設置者	(略)	設置場所	(略)	設置に伴う事務	◆ 本部長は、現地本部設置に先立ち、速やかに担当職員を現地に派遣し、現地本部の標識をわかりやすい場所に掲げ、現地本部設置の措置を行う。 ・机、椅子及び事務用品を整備する。 ・災害情報の表示を準備する。 ・気象、災害情報収集用紙及び管内地図を整備する。 ・現地本部設置を庁内、出張所、県、 <u>防災関係機関等</u> に連絡する。	現地本部の組織体制	(略)	現地本部の組織及び実施する事務	(略)	資料編 [配備体制]	● 3-1-7 災害対策本部における事務分掌	気象警報・注意報等	◆ <u>下関地方気象台は、</u> 県内の市町ごとに以下の気象情報が発表される。 (略)	土砂災害警戒情報	◆ <u>下関地方気象台と県砂防課は、</u> 大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、(略)	土砂災害緊急情報	◆ <u>県砂防課は、</u> 地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、(略)	噴火警報等	(略)	<p>所要の修正</p> <p>県地域防災計画との整合性</p> <p>県地域防災計画との整合性</p> <p>所要の修正</p>
設置者	(略)																																									
設置場所	(略)																																									
設置に伴う事務	◆ 本部長は、現地本部設置に先立ち、速やかに担当職員を現地に派遣し、現地本部の標識をわかりやすい場所に掲げ、現地本部設置の措置を行う。 ・机、椅子及び事務用品を整備する。 ・災害情報の表示を準備する。 ・気象、災害情報収集用紙及び管内地図を整備する。 ・現地本部設置を庁内、出張所、県、 <u>その他防府市防災会議各機関</u> に連絡する。																																									
現地本部の組織体制	(略)																																									
現地本部の組織及び実施する事務	(略)																																									
資料編 [配備体制]																																										
● 3-1-6 災害対策本部における事務分掌																																										
気象特別警報・警報・注意報等	◆ 県内の市町ごとに以下の気象情報が発表される。 (略)																																									
土砂災害警戒情報	◆ 大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、(略)																																									
土砂災害緊急情報	◆ 地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、(略)																																									
噴火警報等	(略)																																									
設置者	(略)																																									
設置場所	(略)																																									
設置に伴う事務	◆ 本部長は、現地本部設置に先立ち、速やかに担当職員を現地に派遣し、現地本部の標識をわかりやすい場所に掲げ、現地本部設置の措置を行う。 ・机、椅子及び事務用品を整備する。 ・災害情報の表示を準備する。 ・気象、災害情報収集用紙及び管内地図を整備する。 ・現地本部設置を庁内、出張所、県、 <u>防災関係機関等</u> に連絡する。																																									
現地本部の組織体制	(略)																																									
現地本部の組織及び実施する事務	(略)																																									
資料編 [配備体制]																																										
● 3-1-7 災害対策本部における事務分掌																																										
気象警報・注意報等	◆ <u>下関地方気象台は、</u> 県内の市町ごとに以下の気象情報が発表される。 (略)																																									
土砂災害警戒情報	◆ <u>下関地方気象台と県砂防課は、</u> 大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、(略)																																									
土砂災害緊急情報	◆ <u>県砂防課は、</u> 地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、(略)																																									
噴火警報等	(略)																																									

現 行	修 正 案	備 考																												
<p>資料編 [気象情報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 3-4-1 気象警報等の種類と発表基準</li> <li>● 3-4-2 土砂災害警戒情報の発表基準</li> <li>● 3-4-3 土砂災害緊急情報の周知基準</li> <li>● 3-4-4 噴火警報等の発表基準</li> <li>● 3-4-5 山口県の気象細分区域</li> </ul> <p>第2項 気象警報・注意報等の伝達</p> <table border="1" data-bbox="145 453 1302 793"> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 気象特別警報・警報及び注意報について、県、NTTから通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自治会（自主防災組織）等に対して通報するとともに、直ちに、市民に周知する。</li> <li>◆ この場合、防府警察署、防府市消防本部、消防団、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>災害のおそれのある特別警報、警報、注意報等について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署・消防団等に一斉通知し、市民への周知を図る。</u></li> <li>◆ 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市防災危機管理課、県（防災危機管理課（消防保安課））及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>第3節 災害情報・被害情報の収集・伝達</p> <p>第2項 市の被害情報調査・収集・集約</p> <p>1 災害情報の収集</p> <p>(4) 消防本部、消防団及び自主防災組織（自治会等）による災害情報の収集</p> <table border="1" data-bbox="145 1037 1288 1226"> <tr> <td>消防本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害発生時、消火活動及び救出活動を行う。</li> <li>◆ 可能な限りの被害情報収集を行い、<u>電話を用いるか、又は直接消防署等へ報告する。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>自主防災組織（自治会等）</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 住家・人的被害等の調査</p> <p>(1) 住家被害</p> <p>住家被害は、救助法の適用(申請)、罹災証明書等の発行、税の減免、救助物資の配分、義援金品の配分等、被災者に対する各種の救援活動を実施する上で最も基本となる情報である。このため、住家被害を迅速・正確に把握する。</p> <table border="1" data-bbox="145 1572 1288 1850"> <tr> <td>生活環境部調査班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 住家被害調査班を編成する。</li> <li>◆ 被害の分類認定基準・住家被害に基づき住家被害調査をする。</li> <li>◆ 甚大な被害を受けた場合は、市本部の指示により、土木都市建設部建築班の職員及びボランティア（建築士等）の応援を得て行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>総務部統括班（住家被害調査の留意事項を含む。）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>被害が甚大なため、市において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めるとともに連絡調整責任者の派遣を要請する。</u></li> <li>◆ <u>状況の収集、調査については、警察、県及びその他の関係機関と十分連携をとる。</u></li> </ul> </td> </tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 気象特別警報・警報及び注意報について、県、NTTから通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自治会（自主防災組織）等に対して通報するとともに、直ちに、市民に周知する。</li> <li>◆ この場合、防府警察署、防府市消防本部、消防団、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じる。</li> </ul>	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>災害のおそれのある特別警報、警報、注意報等について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署・消防団等に一斉通知し、市民への周知を図る。</u></li> <li>◆ 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市防災危機管理課、県（防災危機管理課（消防保安課））及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。</li> </ul>	消防本部	(略)	消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害発生時、消火活動及び救出活動を行う。</li> <li>◆ 可能な限りの被害情報収集を行い、<u>電話を用いるか、又は直接消防署等へ報告する。</u></li> </ul>	自主防災組織（自治会等）	(略)	生活環境部調査班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 住家被害調査班を編成する。</li> <li>◆ 被害の分類認定基準・住家被害に基づき住家被害調査をする。</li> <li>◆ 甚大な被害を受けた場合は、市本部の指示により、土木都市建設部建築班の職員及びボランティア（建築士等）の応援を得て行う。</li> </ul>	総務部統括班（住家被害調査の留意事項を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>被害が甚大なため、市において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めるとともに連絡調整責任者の派遣を要請する。</u></li> <li>◆ <u>状況の収集、調査については、警察、県及びその他の関係機関と十分連携をとる。</u></li> </ul>	<p>資料編 [気象情報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 3-4-1 気象警報・注意報等の種類と発表基準</li> <li>● 3-4-2 土砂災害警戒情報の発表基準</li> <li>● 3-4-3 土砂災害緊急情報の周知基準</li> <li>● 3-4-4 噴火警報等の発表基準</li> <li>● 3-4-5 山口県の気象細分区域</li> </ul> <p>第2項 気象警報・注意報等の伝達</p> <table border="1" data-bbox="1409 453 2567 793"> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 気象警報・注意報等について、県、NTTから通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自治会（自主防災組織）等に対して通報するとともに、直ちに、市民に周知する。</li> <li>◆ この場合、防府警察署、消防本部、消防団、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>(削除)</u></li> <li>◆ 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市防災危機管理課、県（防災危機管理課（消防保安課））及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>第3節 災害情報・被害情報の収集・伝達</p> <p>第2項 市の被害情報調査・収集・集約</p> <p>1 災害情報の収集</p> <p>(4) 消防本部、消防団及び自主防災組織（自治会等）による災害情報の収集</p> <table border="1" data-bbox="1409 1037 2552 1226"> <tr> <td>消防本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害発生時、消火活動及び救出活動を行う。</li> <li>◆ 可能な限りの被害情報収集を行い、<u>電話又は無線で消防本部へ報告する。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>自主防災組織（自治会等）</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 住家・人的被害等の調査</p> <p>(1) 住家被害の調査</p> <p>住家被害は、救助法の適用(申請)、罹災証明書等の発行、税の減免、救助物資の配分、義援金品の配分等、被災者に対する各種の救援活動を実施する上で最も基本となる情報である。このため、<u>市は、住家被害を迅速・正確に把握する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1409 1551 2552 1862"> <tr> <td>生活環境部調査班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 住家被害調査班を編成する。</li> <li>◆ 「被害の分類認定基準・住家被害（内閣府）」に基づき住家被害調査をする。</li> <li>◆ 甚大な被害を受けた場合は、市本部の指示により、土木都市建設部建築班の職員及びボランティア（建築士等）の応援を得て行う。</li> <li>◆ <u>被害が甚大なため、市において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めるとともに、連絡調整責任者の派遣を要請する。</u></li> <li>◆ <u>状況の収集、調査については、警察、県及びその他の関係機関と十分連携をとる。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 気象警報・注意報等について、県、NTTから通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自治会（自主防災組織）等に対して通報するとともに、直ちに、市民に周知する。</li> <li>◆ この場合、防府警察署、消防本部、消防団、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じる。</li> </ul>	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>(削除)</u></li> <li>◆ 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市防災危機管理課、県（防災危機管理課（消防保安課））及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。</li> </ul>	消防本部	(略)	消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害発生時、消火活動及び救出活動を行う。</li> <li>◆ 可能な限りの被害情報収集を行い、<u>電話又は無線で消防本部へ報告する。</u></li> </ul>	自主防災組織（自治会等）	(略)	生活環境部調査班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 住家被害調査班を編成する。</li> <li>◆ 「被害の分類認定基準・住家被害（内閣府）」に基づき住家被害調査をする。</li> <li>◆ 甚大な被害を受けた場合は、市本部の指示により、土木都市建設部建築班の職員及びボランティア（建築士等）の応援を得て行う。</li> <li>◆ <u>被害が甚大なため、市において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めるとともに、連絡調整責任者の派遣を要請する。</u></li> <li>◆ <u>状況の収集、調査については、警察、県及びその他の関係機関と十分連携をとる。</u></li> </ul>	(削除)		<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 気象特別警報・警報及び注意報について、県、NTTから通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自治会（自主防災組織）等に対して通報するとともに、直ちに、市民に周知する。</li> <li>◆ この場合、防府警察署、防府市消防本部、消防団、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じる。</li> </ul>																													
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>災害のおそれのある特別警報、警報、注意報等について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署・消防団等に一斉通知し、市民への周知を図る。</u></li> <li>◆ 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市防災危機管理課、県（防災危機管理課（消防保安課））及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。</li> </ul>																													
消防本部	(略)																													
消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害発生時、消火活動及び救出活動を行う。</li> <li>◆ 可能な限りの被害情報収集を行い、<u>電話を用いるか、又は直接消防署等へ報告する。</u></li> </ul>																													
自主防災組織（自治会等）	(略)																													
生活環境部調査班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 住家被害調査班を編成する。</li> <li>◆ 被害の分類認定基準・住家被害に基づき住家被害調査をする。</li> <li>◆ 甚大な被害を受けた場合は、市本部の指示により、土木都市建設部建築班の職員及びボランティア（建築士等）の応援を得て行う。</li> </ul>																													
総務部統括班（住家被害調査の留意事項を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>被害が甚大なため、市において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めるとともに連絡調整責任者の派遣を要請する。</u></li> <li>◆ <u>状況の収集、調査については、警察、県及びその他の関係機関と十分連携をとる。</u></li> </ul>																													
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 気象警報・注意報等について、県、NTTから通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自治会（自主防災組織）等に対して通報するとともに、直ちに、市民に周知する。</li> <li>◆ この場合、防府警察署、消防本部、消防団、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じる。</li> </ul>																													
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>(削除)</u></li> <li>◆ 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市防災危機管理課、県（防災危機管理課（消防保安課））及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。</li> </ul>																													
消防本部	(略)																													
消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害発生時、消火活動及び救出活動を行う。</li> <li>◆ 可能な限りの被害情報収集を行い、<u>電話又は無線で消防本部へ報告する。</u></li> </ul>																													
自主防災組織（自治会等）	(略)																													
生活環境部調査班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 住家被害調査班を編成する。</li> <li>◆ 「被害の分類認定基準・住家被害（内閣府）」に基づき住家被害調査をする。</li> <li>◆ 甚大な被害を受けた場合は、市本部の指示により、土木都市建設部建築班の職員及びボランティア（建築士等）の応援を得て行う。</li> <li>◆ <u>被害が甚大なため、市において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めるとともに、連絡調整責任者の派遣を要請する。</u></li> <li>◆ <u>状況の収集、調査については、警察、県及びその他の関係機関と十分連携をとる。</u></li> </ul>																													
(削除)																														

現 行	修 正 案	備 考				
<p>(2) 人的被害の調査 人的被害の調査に当たっては、<u>(1)の住家被害と同様の体制</u>で被害の分類認定基準・人的被害に基づき行う。</p> <table border="1" data-bbox="151 331 1299 472"> <tr> <td data-bbox="151 331 338 472">総務部統括班</td> <td data-bbox="338 331 1299 472"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消防本部等と連携し、<u>消防団</u>や自主防災組織(自治会等)の協力を得て状況を把握する。</li> <li>◆ 同時多発火災や救急医療需要の増大により、把握が困難になることが予想されるため、警察署等関係機関と協力のもと、被害の把握を行う。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p><b>第4節 被災者情報の把握及び提供</b></p> <p>第1項 被災者情報の把握 市は、被災者の被害状況等を集約し、被害の全体像を把握するとともに、個々の被災者に対し配慮すべき事項の収集、個人情報管理の徹底に努め、被災者情報を一元的に集約し、被災者状況の把握を行う。</p> <p><b>第3章 広報活動</b></p> <p>第1節 広報活動</p> <p>第3項 広報活動の実施</p> <p>2 報道機関に対する発表 なお、市は、情報の公表及び広報活動の際、必要に応じその内容について、県及び<u>公共機関</u>と連携を取り合う。</p> <p><b>第4章 応援派遣・受援活動</b></p> <p>第1節 防災機関等との応援・受援 主な担当関係部署：防災危機管理課、職員課、社会福祉課、消防本部</p> <p>このような場合、被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、市、県及び防災関係機関が相互に協力し、被害を受けていない市町や隣接県、国、自衛隊、民間団体等の応援を得て災害対策を実施することになる。</p> <p>第1項 応援・協力の要請</p> <p>3 協定に基づく応援の要請</p> <p>(1) 他の地方公共団体等への応援要請</p>	総務部統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消防本部等と連携し、<u>消防団</u>や自主防災組織(自治会等)の協力を得て状況を把握する。</li> <li>◆ 同時多発火災や救急医療需要の増大により、把握が困難になることが予想されるため、警察署等関係機関と協力のもと、被害の把握を行う。</li> </ul>	<p>(2) 人的被害の調査 人的被害の調査に当たっては、「<u>被害の分類認定基準・人的被害(内閣府)</u>」に基づき、<u>次により</u>行う。</p> <table border="1" data-bbox="1418 310 2567 493"> <tr> <td data-bbox="1418 310 1605 493">消防対策部</td> <td data-bbox="1605 310 2567 493"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>消防対策部</u>は、自主防災組織(自治会等)の協力を得て状況を把握し、<u>総務部統括班に報告</u>する。</li> <li>◆ 同時多発火災や救急医療需要の増大により、把握が困難になることが予想されるため、警察署等関係機関と協力のもと、被害の把握を行う。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p><b>第4節 被災者情報の把握及び提供</b></p> <p>第1項 被災者情報の把握 市は、<u>避難所等における被災者の被害状況</u>等を集約し、被害の全体像を把握するとともに、個々の被災者に対し配慮すべき事項の収集、個人情報管理の徹底に努め、被災者情報を一元的に集約し、被災者状況の把握を行う。</p> <p><b>第3章 広報活動</b></p> <p>第1節 広報活動</p> <p>第3項 広報活動の実施</p> <p>2 報道機関に対する発表 なお、市は、情報の公表及び広報活動の際、必要に応じその内容について、県及び<u>防災関係機関</u>と連携を取り合う。</p> <p><b>第4章 応援派遣・受援活動</b></p> <p>第1節 防災機関等との応援・受援 主な担当関係部署：防災危機管理課、職員課、社会福祉課、消防本部、上下水道局</p> <p>このような場合、被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、市、県及び防災関係機関が相互に協力し、被害を受けていない市町や隣接県、国、自衛隊、民間団体等の応援を得て災害対策を実施することとなり、<u>県においては、山口県災害時広域受援計画等に基づいた受援調整体制を整える。</u></p> <p>第1項 応援・協力の要請</p> <p>3 協定に基づく応援の要請</p> <p>(1) 他の地方公共団体等への応援要請</p>	消防対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>消防対策部</u>は、自主防災組織(自治会等)の協力を得て状況を把握し、<u>総務部統括班に報告</u>する。</li> <li>◆ 同時多発火災や救急医療需要の増大により、把握が困難になることが予想されるため、警察署等関係機関と協力のもと、被害の把握を行う。</li> </ul>	<p>所要の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>県地域防災計画の修正 (熊本地震関連[災害対策本部の体制強化](災害時広域受援計画))</p>
総務部統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消防本部等と連携し、<u>消防団</u>や自主防災組織(自治会等)の協力を得て状況を把握する。</li> <li>◆ 同時多発火災や救急医療需要の増大により、把握が困難になることが予想されるため、警察署等関係機関と協力のもと、被害の把握を行う。</li> </ul>					
消防対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>消防対策部</u>は、自主防災組織(自治会等)の協力を得て状況を把握し、<u>総務部統括班に報告</u>する。</li> <li>◆ 同時多発火災や救急医療需要の増大により、把握が困難になることが予想されるため、警察署等関係機関と協力のもと、被害の把握を行う。</li> </ul>					



現 行		修 正 案		備 考																																																																						
主な応援要請基準	(略)	主な応援要請基準	(略)	時点修正																																																																						
主な要請内容	(略)	主な要請内容	(略)																																																																							
主な協定締結先	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町）</li> <li>◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体 56 自治体）</li> <li>◆ 瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員のうち 68 自治体）</li> <li>◆ 防府市と安芸高田市の災害時相互応援に関する協定書</li> <li>◆ 災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成自治体のうち 9 自治体）</li> <li>◆ 雪舟サミット構成市災害時相互応援協定（構成 6 自治体）</li> <li>◆ 山口県内広域消防相互応援協定書—全県下を対象とする広域消防相互応援協定</li> <li>◆ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書—防府市、他 12 団体</li> <li>◆ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定—全県下の市町等を対象</li> <li>◆ 火災調査等にかかる消防相互応援協定書—防府市、他 4 団体</li> </ul> <p style="text-align: right;">（平成 28 年 1 月末現在）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町）</li> <li>◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体 54 自治体）</li> <li>◆ 瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員のうち 73 自治体）</li> <li>◆ 防府市と安芸高田市の災害時相互応援に関する協定書</li> <li>◆ 災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成自治体のうち 9 自治体）</li> <li>◆ 雪舟サミット構成市災害時相互応援協定（構成 6 自治体）</li> <li>◆ 山口県内広域消防相互応援協定書—全県下を対象とする広域消防相互応援協定</li> <li>◆ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書—防府市、他 12 団体</li> <li>◆ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定—全県下の市町等を対象</li> <li>◆ 火災調査等にかかる消防相互応援協定書—防府市、他 4 団体</li> </ul> <p style="text-align: right;">（平成 29 年 7 月末現在）</p>																																																																								
<p><b>第 2 項 応援の受入</b></p> <p>市は、県及び他の市町村等に応援協力を求めた場合、以下により応援者の受入を行う。その際、県及び他市町村との総合窓口は、総務部統括班（防災危機管理課）とする。</p>		<p><b>第 2 項 応援の受入</b></p> <p>市は、県及び他の市町村等に応援協力を求めた場合、以下により応援者の受入を行う。その際、県及び他市町村との総合窓口は、総務部統括班（防災危機管理課）とする。</p> <p><u>なお、上下水道局に関する応援の窓口は、上下水道対策部上下水道班とする。</u></p>		所要の修正																																																																						
<p><b>第 2 節 自衛隊の災害派遣要請・受入</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、文化・スポーツ課、消防本部、消防団</p>		<p><b>第 2 節 自衛隊の災害派遣要請・受入</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、文化・スポーツ課、消防本部、消防団、<u>上下水道局</u></p>		所要の修正																																																																						
<p><b>第 3 節 広域消防応援・受援</b></p> <p>（主な活動と実施期間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>直後</th> <th>30 分～</th> <th>2 時間～</th> <th>24 時間～</th> <th>72 時間～</th> <th>1 週間～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 山口県内広域消防応援計画</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 緊急消防援助隊山口県隊応援等実施計画</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 山口県緊急消防援助隊受援計画</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 山口県緊急消防援助隊（航空部隊）受援計画</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		活動項目	直後	30 分～	2 時間～	24 時間～	72 時間～	1 週間～	1 山口県内広域消防応援計画							2 緊急消防援助隊山口県隊応援等実施計画							3 山口県緊急消防援助隊受援計画							4 山口県緊急消防援助隊（航空部隊）受援計画							<p><b>第 3 節 広域消防応援・受援</b></p> <p>（主な活動と実施期間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>直後</th> <th>30 分～</th> <th>2 時間～</th> <th>24 時間～</th> <th>72 時間～</th> <th>1 週間～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 山口県内広域消防応援計画</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 山口県緊急消防援助隊受援計画</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 山口県緊急消防援助隊（航空部隊）受援計画</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		活動項目	直後	30 分～	2 時間～	24 時間～	72 時間～	1 週間～	1 山口県内広域消防応援計画							2 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画							3 山口県緊急消防援助隊受援計画							4 山口県緊急消防援助隊（航空部隊）受援計画							字句の修正
活動項目	直後	30 分～	2 時間～	24 時間～	72 時間～	1 週間～																																																																				
1 山口県内広域消防応援計画																																																																										
2 緊急消防援助隊山口県隊応援等実施計画																																																																										
3 山口県緊急消防援助隊受援計画																																																																										
4 山口県緊急消防援助隊（航空部隊）受援計画																																																																										
活動項目	直後	30 分～	2 時間～	24 時間～	72 時間～	1 週間～																																																																				
1 山口県内広域消防応援計画																																																																										
2 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画																																																																										
3 山口県緊急消防援助隊受援計画																																																																										
4 山口県緊急消防援助隊（航空部隊）受援計画																																																																										
<p><b>第 2 項 緊急消防援助隊山口県隊応援等実施計画</b></p> <p>山口県隊が迅速に被災地に出動し、的確な応援活動を実施することを目的とし、緊急消防援助隊運用要綱の規定に基づき、各消防本部は、山口県隊が第一次出動県隊及び出動準備県隊となる県において震度 6 弱（政令市は 5 強）以上の地震災害が（略）</p>		<p><b>第 2 項 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画</b></p> <p>山口県大隊が迅速に被災地に出動し、的確な応援活動を実施することを目的とし、緊急消防援助隊運用要綱の規定に基づき、各消防本部は、山口県大隊が第一次出動県隊及び出動準備県隊となる県において震度 6 弱（政令市は 5 強）以上の地震災害が（略）</p>																																																																								
<p>資料編 [応援・受援]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 3-6-7 緊急消防援助隊山口県隊応援等実施計画</li> <li>● 3-6-8 緊援隊応援様式</li> </ul>		<p>資料編 [応援・受援]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 3-6-7 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画</li> <li>● 3-6-8 緊援隊応援様式</li> </ul>																																																																								

現 行	修 正 案	備 考																											
<p><b>第4節 被災自治体への応援</b></p> <p>また、県外市町村が被災し、被災都道府県から県に対し、救助法に基づく被災者の受入要請があった場合は、県と協力し、速やかに被災者を受入れる。</p> <p>第1項 応援派遣活動</p> <p>物的応援の場合、市の備蓄による対応は総務部防災危機管理課が窓口となり、日本赤十字社や市社会福祉協議会等を通じた支援物資については健康福祉部社会福祉課が窓口となる。</p> <p>なお、上下水道局においては、給水や飲料水の支援を行う。</p> <table border="1" data-bbox="142 640 1291 829"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>担 当 部 署</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人 的</td> <td>総務部（職員課）</td> <td>県・相互応援協定締結市ほか</td> </tr> <tr> <td>物 的</td> <td>総務部（防災危機管理課） 健康福祉部（社会福祉課）</td> <td>県・相互応援協定締結市 日本赤十字社 市社会福祉協議会ほか</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料編（新設）</p> <p>第2項 他市町村からの被災者の受入れ</p> <table border="1" data-bbox="106 1165 1299 1360"> <tbody> <tr> <td>指定避難所の開設・運営</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>住宅の提供</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>学校等への受入れ</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>ボランティアとの連携</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第6章 医療救護活動</b></p> <p><b>第1節 医療救護活動</b></p> <p>主な担当関係部署：健康増進課、社会福祉課</p> <p>また、救助法が適用された場合における<u>保健医療</u>については、同法に基づき実施する。 (活動方針)</p> <p>○被災現場、救護所、災害拠点病院及び基幹災害拠点病院が連携し、医療救護体制を強化する。 ○災害医療対策本部及び医療救護所を設置するとともに医療救護班を編成し、医師会等への出動要請を行い、迅速に医療救護活動を行う。 ○関係機関と連携し、医薬品、資機材、血液製剤等の適時調達に努める。 ○集団的に多数の被災者が発生したときは直ちに通報し、関係機関と連携して現場活動に当たる。 ○災害対策総合連絡本部設置時は連絡員を派遣し、相互の情報共有を緊密に行う。</p>	項 目	担 当 部 署	関 係 機 関	人 的	総務部（職員課）	県・相互応援協定締結市ほか	物 的	総務部（防災危機管理課） 健康福祉部（社会福祉課）	県・相互応援協定締結市 日本赤十字社 市社会福祉協議会ほか	指定避難所の開設・運営	（略）	住宅の提供	（略）	学校等への受入れ	（略）	ボランティアとの連携	（略）	<p><b>第4節 被災自治体への応援</b></p> <p>また、県外市町村が被災し、被災都道府県から県に対し、救助法に基づく被災者の受入要請があった場合は、県と協力し、速やかに被災者を受け入れる。</p> <p>第1項 応援派遣活動</p> <p>物的応援の場合、市の備蓄による対応は総務部防災危機管理課が窓口となり、日本赤十字社や市社会福祉協議会等を通じた支援物資については健康福祉部社会福祉課が窓口となる。</p> <p>なお、上下水道局においては、<u>応急給水や応急復旧、飲料水の支援</u>を行う。</p> <p><u>また、各業務別の担当課は、資料編の「山口県及び市町相互間の災害時応援協定担当課一覧」に準じる。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <table border="1" data-bbox="1403 907 2608 978"> <thead> <tr> <th>資料編 [応援・受援]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 3-6-12 山口県及び市町相互間の災害時応援協定担当課一覧</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2項 他市町村からの被災者の受入れ</p> <table border="1" data-bbox="1374 1165 2564 1360"> <tbody> <tr> <td>指定避難所の開設・運営</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>住宅の提供</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>学校等への<u>受け入れ</u></td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>ボランティアとの連携</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第6章 医療救護活動</b></p> <p><b>第1節 医療救護活動</b></p> <p>主な担当関係部署：健康増進課</p> <p>また、救助法が適用された場合における医療救護については、同法に基づき実施する。 (活動方針)</p> <p>○被災現場、救護所、災害拠点病院及び基幹災害拠点病院が連携し、医療救護体制を強化する。 ○災害医療救護本部及び医療救護所を設置するとともに医療救護班を編成し、医師会等への出動要請を行い、迅速に医療救護活動を行う。 ○関係機関と連携し、医薬品、資機材、血液製剤等の適時調達に努める。 ○集団的に多数の被災者が発生したときは直ちに通報し、関係機関と連携して現場活動に当たる。 ○災害対策総合連絡本部設置時は連絡員を派遣し、相互の情報共有を緊密に行う。</p>	資料編 [応援・受援]	● 3-6-12 山口県及び市町相互間の災害時応援協定担当課一覧	指定避難所の開設・運営	（略）	住宅の提供	（略）	学校等への <u>受け入れ</u>	（略）	ボランティアとの連携	（略）	<p>字句の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
項 目	担 当 部 署	関 係 機 関																											
人 的	総務部（職員課）	県・相互応援協定締結市ほか																											
物 的	総務部（防災危機管理課） 健康福祉部（社会福祉課）	県・相互応援協定締結市 日本赤十字社 市社会福祉協議会ほか																											
指定避難所の開設・運営	（略）																												
住宅の提供	（略）																												
学校等への受入れ	（略）																												
ボランティアとの連携	（略）																												
資料編 [応援・受援]																													
● 3-6-12 山口県及び市町相互間の災害時応援協定担当課一覧																													
指定避難所の開設・運営	（略）																												
住宅の提供	（略）																												
学校等への <u>受け入れ</u>	（略）																												
ボランティアとの連携	（略）																												

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1項 医療救護活動の実施</p> <p>災害時における救急医療を迅速に行うため、市は、市内医療機関、防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会等の協力のもと、市災害医療対策本部の設置や医療救護班を編成し、初動医療活動を開始するとともに、使用する医療品等の調達を行う。</p> <p>1 災害医療対策本部の設置</p> <p>市は、災害の状況により必要と認めるときは、市本部の下に市災害医療対策本部を設置する。市災害医療対策本部の主な役割は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 避難所、救護所等の被災者への医療及び健康管理</li> <li>◆ 避難所の公衆衛生対策、感染症対策、避難者の健康状態及び食生活の把握と改善</li> <li>◆ 在宅患者の医療及び健康管理</li> <li>◆ 医療支援が行き届いていない地域（医療支援空白地域）の把握及び巡回診療等の実施</li> <li>◆ 現地の情報の収集、把握及び共有</li> </ul> <p>資料編 [医療・保健]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2-9-5 救護所備付物品医療品器具基準表</li> </ul> <p>2 医療救護班の編成</p> <p>市は、被害状況に応じ、必要な医療救護所数及び医療救護班数を算出し、管内の医療機関等の協力を得て、災害時の医療班を確保する。</p> <p>医療救護班を編成した医療関係機関は、市災害医療対策本部に救護班の編成について報告するよう努める。</p> <p>5 医療救護班の応援派遣要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 医療救護班の派遣場所及び派遣期間</li> <li>◆ 必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材（医師会と連携をとりながら行う。）</li> <li>◆ 応援必要班数</li> <li>◆ 現地への進入経路及び交通状況</li> <li>◆ その他参考となる事項</li> </ul> <p>6 後方医療機関による医療活動</p> <p>特定の医療機関でしか対応できない重傷患者等（中略）被災現場での応急治療では十分でない中等症及び重症者、また特殊な治療を必要とする被災者等に対し、適切な医療救護活動を実施する。</p>	<p>第1項 医療救護活動の実施</p> <p>災害時における救急医療を迅速に行うため、市（健康増進課）は、災害の状況により必要と認めるときは、市内医療機関、防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会等の協力のもと、市災害医療救護本部を設置する。災害医療救護本部は、災害医療コーディネーター（未配置等の場合は医師会所属医師）を中心に医療救護所の設置や医療救護班を編成し、初動医療活動を開始するとともに、使用する医療品等の調達を行う。</p> <p>1 災害医療救護本部の設置</p> <p>市は、災害の状況により必要と認めるときは、市本部の下に市災害医療救護本部を設置する。市災害医療救護本部の主な役割は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 避難所、医療救護所等の被災者への医療及び健康管理</li> <li>◆ 避難所の公衆衛生対策、感染症対策、避難者の健康状態及び食生活の把握と改善</li> <li>◆ 在宅患者の医療及び健康管理</li> <li>◆ 医療支援が行き届いていない地域（医療支援空白地域）の把握及び巡回診療等の実施</li> <li>◆ 現地の情報の収集、把握及び共有</li> </ul> <p>資料編 [医療・保健]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2-9-5 医療救護所備付物品医療品器具基準表</li> </ul> <p>2 医療救護班の編成</p> <p>市は、被害状況に応じ、必要な医療救護所数及び医療救護班数を算出し、管内の医療関係団体等の協力を得て、災害時の医療救護班を確保する。</p> <p>医療救護班を編成した医療関係団体等は、市災害医療救護本部に医療救護班の編成について報告する。</p> <p>5 医療救護班の応援派遣要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 医療救護班の派遣場所及び派遣期間</li> <li>◆ 必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材（防府医師会と連携をとりながら行う。）</li> <li>◆ 応援必要班数</li> <li>◆ 現地への進入経路及び交通状況</li> <li>◆ その他参考となる事項</li> </ul> <p>6 後方医療機関による医療活動</p> <p>特定の医療機関でしか対応できない重傷患者等（中略）被災現場での応急治療では十分でない中等傷及び重症者、また特殊な治療を必要とする被災者等に対し、適切な医療救護活動を実施する。</p>	<p>所要の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>8 本部救護所の設置  <u>避難生活が長期にわたる場合、県及び防府医師会と協議の上、本部救護所を設置する。</u>  <u>なお、その設置及び運営は、医療機関の稼働状況を勘案して行う。</u></p> <p>9 救助法に基づく医療・助産計画  市及び県は、災害により医療機関が混乱し、市民が医療又は助産の途を失った場合、これに必要な応急処置を実施し、被災者の保護を図るため、必要な対策を実施する。</p> <p>10 臨時の医療施設に関する特例  市は、激甚な災害で臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合は、当該災害を政令で指定し、政令で定める区域及び期間において市が開設する臨時の医療施設については、<u>医療法第4章の規定は、適用しない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第2項 医薬品・医療資器材等の補給</p> <p>1 医薬品・医療資器材等の確保  緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該業務に従事する医療機関の持ち品を繰替使用する。不足する場合は、市内薬店及び防府薬剤師会から調達する。</p> <div data-bbox="142 1539 1335 1612" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 資料編 [医療・保健]  ● 3-8-3 医薬品・医療資器材の補給体制図 </div> <p>2 血液製剤等の確保</p> <p>第3項 集団発生傷病者等救急医療活動の実施  なお、知事、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長及び災害派遣医療チーム(DMAT)指定病院は、本項の対策実施について「集団発生傷病者救急医療対策に関する協定」、「山口県DMATに係る協定」等を取り交わしている。</p>	<p>(削除)</p> <p>8 災害救助法に基づく医療・助産計画  市及び県は、<u>救助法が適用される</u>災害により医療機関が混乱し、市民が医療又は助産の途を失った場合、これに必要な応急処置を実施し、被災者の保護を図るため、必要な対策を実施する。</p> <p>9 臨時の医療施設に関する特例  国は、激甚な災害で臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合は、当該災害を政令で指定し、政令で定める区域及び期間において市が開設する臨時の医療施設については、<u>医療法第4章の規定を適用しない。</u></p> <p>10 医療ボランティアの受入れ  <u>ボランティアとして参加する医療関係者等は、災害医療救護本部で一括して受け入れる。受け入れに当たっては、従事可能時間、従事機関等の医療活動に必要な事項を確認し、ボランティア登録を行う。医療資格を確認する必要がある場合は、資格免許証、職員証等で必ず本人確認をする。</u>  <u>災害医療コーディネーターは、登録された内容に基づき、医療ボランティアを派遣する医療救護所、避難所その他の場所を決定する。</u></p> <p>第2項 医薬品・医療資器材等の補給</p> <p>1 医薬品・医療資器材等の確保  緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器は、当該業務に従事する医療機関の持ち品を繰替使用する。不足する場合は、市内薬局店及び防府薬剤師会から調達する。<u>また、山口県災害時医薬品等供給マニュアルにより県を通じて医薬品業界、県薬剤師会等と協力して医薬品の確保を図る。</u></p> <div data-bbox="1406 1533 2599 1606" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 資料編 [医療・保健]  ● 3-8-3 医薬品・医療資器材の補給体制図 </div> <p>2 血液製剤の確保</p> <p>第3項 集団発生傷病者等における救急医療活動の実施  なお、知事は、<u>本項の対策実施について、</u>県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、<u>県看護協会</u>及び災害派遣医療チーム(DMAT)指定病院と「集団発生傷病者救急医療対策に関する協定」、「山口県DMATに係る協定」「災害時における医療救護活動及び健康管理活動に関する協定」等を締結している。</p>	<p>所要の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>県地域防災計画との整合性</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>県地域防災計画の修正</p>



現 行	修 正 案	備 考
<p>1 各機関の連携の下での医療活動 市防災計画又は県防災計画に基づく災害対策総合連絡本部が設置された場合は、(中略)効果的な活動ができるよう努める。</p> <p><b>第7章 緊急輸送</b> <b>第1節 緊急輸送ネットワークの確保</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、道路課、文化・スポーツ課、保険年金課（物資輸送班）、<u>河川港湾課</u>、消防本部</p> <p>(活動方針)</p>	<p>1 各機関の連携の下での医療活動 県防災計画に基づく災害対策総合連絡本部が設置された場合は、(中略)効果的な活動ができるよう努める。</p> <p><b>第7章 緊急輸送</b> <b>第1節 緊急輸送ネットワークの確保</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、道路課、文化・スポーツ課、保険年金課（物資輸送班）、消防本部</p> <p>(活動方針)</p>	<p>所要の修正</p>
<p>○緊急輸送道路等輸送施設を指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。 ○緊急輸送施設の安全確保に努める。 ○輸送拠点を定め、整備する。 ○緊急輸送ネットワークの中から広域輸送拠点を開設し、緊急輸送施設の確保を図る。 ○臨時ヘリポートの選定を行い、設定する。</p>	<p>○緊急輸送道路等輸送施設<u>の</u>緊急輸送ネットワークを確保する。 ○緊急輸送施設の安全確保に努める。 ○<u>(削除)</u> ○緊急輸送ネットワークの中から広域輸送拠点を開設し、緊急輸送施設の確保を図る。 ○臨時ヘリポートの<u>確保をする</u>。</p>	
<p>第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の確保</p> <p>1 緊急輸送道路等の指定 市は、大規模災害時に物資の受入れ、被災地への輸送、被災者の避難先・拠点医療機関等への移送等緊急な輸送対応が確保されるよう、陸・海・空の交通手段を活用するため、<u>以下の路線等を対象に緊急輸送道路等の道路施設を指定し、緊急輸送ネットワークを確保する。</u></p> <div data-bbox="151 1373 1294 1545" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 近隣市町と市役所を結ぶ主要幹線道路</li> <li>◆ 主要施設（港湾（漁港）、病院、避難所等）、警察等を結ぶ道路</li> <li>◆ 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点を結ぶ道路</li> <li>◆ その他主要な道路</li> </ul> </div> <p>2 臨時ヘリポートの確保 大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。このため、災害時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）としてあらかじめ<u>指定した次の施設</u>について、被害状況等の安全を確認した上で臨時ヘリポートとして指定する。 なお、大規模災害時には、市町が確保した予定地のうちから広域市町圏域に1か所、<u>広域臨時ヘリポートを県が選定する。</u></p>	<p>第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の確保</p> <p>1 緊急輸送道路等の<u>確保</u> <u>県及び市は</u>、大規模災害時に物資の受入れ、被災地への輸送、被災者の避難先・拠点医療機関等への移送等緊急な輸送対応が確保されるよう、陸・海・空の交通手段を活用するため、<u>あらかじめ指定した緊急輸送道路等の緊急輸送ネットワークを確保する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 臨時ヘリポートの確保 大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。このため、災害時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）としてあらかじめ<u>確保している次の予定地</u>について、被害状況等の安全を確認した上で臨時ヘリポートを<u>設置する</u>。 なお、大規模災害時には、<u>県は、市町が確保した予定地のうちから広域市町圏域に1か所の広域臨時ヘリポートを選定する。</u></p>	<p>県地域防災計画との整合性</p> <p>記載箇所の変更</p> <p>所要の修正</p>

現 行				修 正 案		備 考																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th>所 在 地</th> <th>面 積</th> <th>電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防 府 高 等 学 校</td> <td>防府市岡村町2-1</td> <td>20,000㎡</td> <td>0835-22-0136</td> </tr> <tr> <td>佐 波 小 学 校</td> <td>防府市八王子2-6-10</td> <td>10,920㎡</td> <td>0835-22-0728</td> </tr> <tr> <td>桑 山 中 学 校</td> <td>防府市桑山2-7-26</td> <td>22,400㎡</td> <td>0835-22-2182</td> </tr> </tbody> </table>				施 設 名	所 在 地	面 積	電 話 番 号	防 府 高 等 学 校	防府市岡村町2-1	20,000㎡	0835-22-0136	佐 波 小 学 校	防府市八王子2-6-10	10,920㎡	0835-22-0728	桑 山 中 学 校	防府市桑山2-7-26	22,400㎡	0835-22-2182	(削除)		記載箇所の変更
施 設 名	所 在 地	面 積	電 話 番 号																			
防 府 高 等 学 校	防府市岡村町2-1	20,000㎡	0835-22-0136																			
佐 波 小 学 校	防府市八王子2-6-10	10,920㎡	0835-22-0728																			
桑 山 中 学 校	防府市桑山2-7-26	22,400㎡	0835-22-2182																			
<p>※ 佐波小学校については、避難場所等にも指定されているため、原則としてグラウンドへの車の乗り入れは禁止する。</p>				また、臨時ヘリポートの設置に関する詳細については、資料編のとおりとする。																		
<p>また、臨時ヘリポートの選定条件及び設置に関する詳細については、資料編のとおりとする。</p>				また、臨時ヘリポートの設置に関する詳細については、資料編のとおりとする。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資料編 [輸送]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 3-9-1 臨時ヘリポートの設置概要</li> <li>● (新設)</li> <li>● 3-9-2 臨時ヘリポートの選定条件</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>				資料編 [輸送]	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3-9-1 臨時ヘリポートの設置概要</li> <li>● (新設)</li> <li>● 3-9-2 臨時ヘリポートの選定条件</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資料編 [輸送]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 3-9-1 臨時ヘリポートの設置概要</li> <li>● 2-10-3 臨時ヘリポート予定地</li> <li>● (削除)</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		資料編 [輸送]	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3-9-1 臨時ヘリポートの設置概要</li> <li>● 2-10-3 臨時ヘリポート予定地</li> <li>● (削除)</li> </ul>	所要の修正												
資料編 [輸送]																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3-9-1 臨時ヘリポートの設置概要</li> <li>● (新設)</li> <li>● 3-9-2 臨時ヘリポートの選定条件</li> </ul>																						
資料編 [輸送]																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3-9-1 臨時ヘリポートの設置概要</li> <li>● 2-10-3 臨時ヘリポート予定地</li> <li>● (削除)</li> </ul>																						
<p>3 輸送拠点の確保</p> <p>(新設)</p>				<p>3 輸送拠点の確保</p> <p>災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、<u>県や近隣市、関係運輸局に要請し、市外に物資の集積・輸送拠点を確保する。</u></p>		<p>県地域防災計画の修正</p> <p>(熊本地震関連[物資輸送拠点の確保](災害時広域受援計画))</p>																
<p>第2項 大規模災害時における広域輸送拠点の確保</p> <p>市は、大規模災害時には、緊急輸送ネットワークの中から必要な広域輸送拠点を開設するとともに、緊急輸送施設の確保を図る。</p>				<p>第2項 大規模災害時における広域輸送拠点の確保</p> <p>市は、大規模災害時には、<u>民間倉庫又は緊急輸送ネットワーク</u>の中から必要な広域輸送拠点を開設するとともに、緊急輸送施設の確保を図る。</p>		<p>県地域防災計画の修正</p> <p>(熊本地震関連[物資輸送拠点の確保](災害時広域受援計画))</p>																
<p><b>第3節 緊急道路啓開</b></p> <p>主な担当関係部署：道路課</p> <p>第2項 緊急啓開作業</p> <p>1 緊急啓開路線の決定</p> <p>土木都市建設部土木班は、道路の損傷及び道路上の障害物等により通行不能となった道路について、県、国土交通省山口河川国道事務所、その他の道路管理者及び防災関係機関等と連携を図りつつ、啓開すべき道路を決定し、速やかに応急復旧や道路啓開を行う。</p> <p>2 啓開作業の実施</p> <p>(2) 災対法に基づく車両等の移動</p> <p>各道路管理者は、車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定し、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、付近の道路外の場所への移動等を命ずることができる。</p> <p>その際、以下の場合は、道路管理者自らが車両の移動等の措置をとる。</p>				<p><b>第3節 緊急道路啓開</b></p> <p>主な担当関係部署：道路課、<u>農林漁港整備課</u></p> <p>第2項 緊急啓開作業</p> <p>1 緊急啓開路線の決定</p> <p>土木都市建設部土木班は、道路の損傷及び道路上の障害物等により通行不能となった道路について、県、国土交通省山口河川国道事務所、その他の道路管理者・<u>港湾管理者又は漁港管理者</u>及び防災関係機関等と連携を図りつつ、啓開すべき道路を決定し、速やかに応急復旧や道路啓開を行う。</p> <p>2 啓開作業の実施</p> <p>(2) 災対法に基づく車両等の移動</p> <p>各道路管理者・<u>港湾管理者・漁港管理者</u> (以下「道路管理者等」という。)は、車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定し、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、付近の道路外の場所への移動等を命ずることができる。</p>		<p>所要の修正</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>																
						字句の修正																

現 行	修 正 案	備 考																
<p>なお、この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>4 国による応急措置の代行 災害の発生により市及び県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災対法等に定めるところにより、指定行政機関又は指定地方行政機関が市長が実施すべき応急措置（特に急を要する災害応急対策である緊急輸送路確保のための緊急の瓦礫・土砂等の除去等）の全部又は一部を代行する。</p> <p><b>第4節 輸送手段の確保</b></p> <p>第1項 車両等の調達による輸送力の確保</p> <p>2 燃料の確保 災害時における自動車燃料の確保は、総務部総務班が<u>担当する。調達方法は、市内業者の販売系統による。</u></p> <p>第3項 緊急通行車両の確認</p> <p>2 緊急通行車両確認証明書等の交付</p> <table border="1" data-bbox="142 989 1335 1094"> <tr> <td colspan="2">資料編 [輸送]</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>3-9-11 緊急通行車両標章</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>3-9-12 緊急通行車両確認証明書</td> </tr> </table>	資料編 [輸送]		●	3-9-11 緊急通行車両標章	●	3-9-12 緊急通行車両確認証明書	<p>その際、以下の場合、道路管理者等自らが車両の移動等の措置をとる。 なお、この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>4 国による応急措置の代行 災害の発生により市及び県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災対法等に定めるところにより、指定行政機関又は指定地方行政機関が市長が実施すべき応急措置（特に急を要する災害応急対策である緊急輸送路確保のための緊急の瓦礫・土砂等の除去等）の全部又は一部を代行する。</p> <p><b>第4節 輸送手段の確保</b></p> <p>第1節 車両等の調達による輸送力の確保</p> <p>2 燃料の確保 災害時における自動車燃料の確保は、総務部総務班が「(石油)災害時における石油類燃料の供給に関する協定書」に基づき行う。</p> <p>第3項 緊急通行車両の確認</p> <p>2 緊急通行車両確認証明書等の交付</p> <table border="1" data-bbox="1409 989 2602 1094"> <tr> <td colspan="2">資料編 [輸送]</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>3-9-11 緊急通行車両確認標章</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>3-9-12 緊急通行車両確認証明書</td> </tr> </table>	資料編 [輸送]		●	3-9-11 緊急通行車両確認標章	●	3-9-12 緊急通行車両確認証明書	<p>所要の修正</p> <p>字句の修正</p>				
資料編 [輸送]																		
●	3-9-11 緊急通行車両標章																	
●	3-9-12 緊急通行車両確認証明書																	
資料編 [輸送]																		
●	3-9-11 緊急通行車両確認標章																	
●	3-9-12 緊急通行車両確認証明書																	
<p><b>第8章 避 難</b></p> <p><b>第1節 避難勧告等の発令</b></p> <p>第1項 避難勧告等の発令</p> <p>1 避難勧告等の情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="151 1436 1291 1818"> <tr> <td>避難準備情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害発生の危険性が高まったときに市が発する避難勧告等の一つとして、避難勧告より前の段階で発令されるもの</li> <li>◆ 避難準備情報とは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の人々に対して避難の準備を促すための情報</li> <li>・避難に時間を要する要配慮者等に対して早めの避難を促すための情報</li> <li>・土砂災害警戒区域、河川の浸水想定区域等の住民に対して、早めの自発的な避難を促すための情報</li> <li>・自発的に避難を行う者を自主避難場所に受入れを始める目安となる情報（発令に合わせて指定した、指定緊急避難場所の開設の準備を行う。）</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 避難勧告等の発令の判断</p> <table border="1" data-bbox="151 1906 1291 1988"> <tr> <td>発令のタイミング</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害発生の危険性が高まったときに市が発する避難勧告等の一つとして、避難勧告より前の段階で発令されるもの</li> <li>◆ 避難準備情報とは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の人々に対して避難の準備を促すための情報</li> <li>・避難に時間を要する要配慮者等に対して早めの避難を促すための情報</li> <li>・土砂災害警戒区域、河川の浸水想定区域等の住民に対して、早めの自発的な避難を促すための情報</li> <li>・自発的に避難を行う者を自主避難場所に受入れを始める目安となる情報（発令に合わせて指定した、指定緊急避難場所の開設の準備を行う。）</li> </ul> </li> </ul>	避難勧告	(略)	避難指示	(略)	発令のタイミング	(略)	<p><b>第8章 避 難</b></p> <p><b>第1節 避難勧告等の発令</b></p> <p>第1項 避難勧告等の発令</p> <p>1 避難勧告等の情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="1418 1436 2558 1818"> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害発生の危険性が高まったときに市が発する避難勧告等の一つとして、避難勧告より前の段階で発令されるもの</li> <li>◆ 避難準備・高齢者等避難開始とは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の人々に対して避難の準備を促すための情報</li> <li>・避難に時間を要する要配慮者等に対して早めの避難を促すための情報</li> <li>・土砂災害警戒区域、河川の浸水想定区域等の住民に対して、早めの自発的な避難を促すための情報</li> <li>・自発的に避難を行う者を自主避難場所に受入れを始める目安となる情報（発令に合わせて指定した、指定緊急避難場所の開設の準備を行う。）</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 避難勧告等の発令の判断</p> <table border="1" data-bbox="1418 1906 2558 1988"> <tr> <td>発令のタイミング</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害発生の危険性が高まったときに市が発する避難勧告等の一つとして、避難勧告より前の段階で発令されるもの</li> <li>◆ 避難準備・高齢者等避難開始とは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の人々に対して避難の準備を促すための情報</li> <li>・避難に時間を要する要配慮者等に対して早めの避難を促すための情報</li> <li>・土砂災害警戒区域、河川の浸水想定区域等の住民に対して、早めの自発的な避難を促すための情報</li> <li>・自発的に避難を行う者を自主避難場所に受入れを始める目安となる情報（発令に合わせて指定した、指定緊急避難場所の開設の準備を行う。）</li> </ul> </li> </ul>	避難勧告	(略)	避難指示（緊急）	(略)	発令のタイミング	(略)	<p>国のガイドライン改定に伴う修正</p>
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害発生の危険性が高まったときに市が発する避難勧告等の一つとして、避難勧告より前の段階で発令されるもの</li> <li>◆ 避難準備情報とは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の人々に対して避難の準備を促すための情報</li> <li>・避難に時間を要する要配慮者等に対して早めの避難を促すための情報</li> <li>・土砂災害警戒区域、河川の浸水想定区域等の住民に対して、早めの自発的な避難を促すための情報</li> <li>・自発的に避難を行う者を自主避難場所に受入れを始める目安となる情報（発令に合わせて指定した、指定緊急避難場所の開設の準備を行う。）</li> </ul> </li> </ul>																	
避難勧告	(略)																	
避難指示	(略)																	
発令のタイミング	(略)																	
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害発生の危険性が高まったときに市が発する避難勧告等の一つとして、避難勧告より前の段階で発令されるもの</li> <li>◆ 避難準備・高齢者等避難開始とは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の人々に対して避難の準備を促すための情報</li> <li>・避難に時間を要する要配慮者等に対して早めの避難を促すための情報</li> <li>・土砂災害警戒区域、河川の浸水想定区域等の住民に対して、早めの自発的な避難を促すための情報</li> <li>・自発的に避難を行う者を自主避難場所に受入れを始める目安となる情報（発令に合わせて指定した、指定緊急避難場所の開設の準備を行う。）</li> </ul> </li> </ul>																	
避難勧告	(略)																	
避難指示（緊急）	(略)																	
発令のタイミング	(略)																	

現 行		修 正 案				備 考
避難の種別	(略)	避難の種別	(略)			所要の修正
専門機関への助言の求め	◆ 災対法第 61 条の 2 に基づき、指定地方行政機関や県等に対し、積極的に助言を求め、重要な判断材料として扱う。	専門機関への助言の求め	◆ 災対法第 61 条の 2 に基づき、指定地方行政機関や県等に対し、 <u>ホットラインの活用等により積極的に助言を求め、重要な判断材料として扱う。</u>			
4 避難勧告等の伝達 市長は、市民に伝達する避難勧告等の内容を決定し、速やかに、防災行政無線（同報系）、市メールサービス、広報車、報道機関の協力等、あらゆる広報手段を通じ、市民に周知する。		4 避難勧告等の伝達 市長は、市民に伝達する避難勧告等の内容を決定し、速やかに、防災行政無線（同報系）、市メールサービス、 <u>緊急速報メール、Lアラート</u> 、広報車、報道機関の協力等、あらゆる広報手段を通じ、市民に周知する。				所要の修正 県地域防災計画の修正 (熊本地震対策関連[災害情報収集体制の強化])
5 避難措置の報告及び通知		5 避難措置の報告及び通知				
発令者	報告する時期	報告先	根拠法令			
市長	(略)	知事 (県防災危機管理課及び厚政課)	(略)			
水防管理者 (市長)	(略)	(略)	(略)			
<b>第2節 避難誘導</b> 主な担当関係部署： <u>防災危機管理課、情報統計課（広報班）、消防本部、消防団</u> 主な担当関係機関： <u>県、防府警察署、徳山海上保安部、自衛隊</u>		<b>第2節 避難誘導</b> 主な担当関係部署：消防本部、消防団 主な担当関係機関：防府警察署、徳山海上保安部、自衛隊				所要の修正
市は、避難勧告等が発令された場合、避難対象区域内の居住者等を安全に避難させるため、被害状況、想定される被害等を踏まえて避難先までの安全を確保し、 <u>消防本部、消防団、警察</u> 、自主防災組織等と協力して、避難誘導を行う。		消防本部や消防団は、避難勧告等が発令された場合、避難対象区域内の居住者等を安全に避難させるため、被害状況、想定される被害等を踏まえて避難先までの安全を確保し、警察、自主防災組織等と協力して、避難誘導を行う。				
(活動方針)		(活動方針)				
○避難勧告等が発令された場合は、警察・消防や自主防災組織等と連携し、安全な場所へ避難誘導を実施する。		○避難勧告等が発令された場合は、警察や自主防災組織等と連携し、安全な場所へ避難誘導を実施する。				
第1項 避難誘導 市は、 <u>避難勧告等</u> を発令した場合、人命の安全を第一とし、警察署、 <u>消防本部、消防団</u> 、自主防災組織等の協力を得て（略）		第1項 避難誘導 <u>消防本部や消防団は</u> 、 <u>避難勧告等</u> を発令した場合、人命の安全を第一とし、警察署、自主防災組織等の協力を得て（略）。				
情報の提供	◆ 避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。	情報の提供	◆ 避難場所及び避難路や洪水等浸水 <u>想定</u> 区域、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。			
避難誘導方法 (優先順位)	(略)	避難誘導方法 (優先順位)	(略)			
経路の安全確保	(略)	経路の安全確保	(略)			
誘導員の安全確保	(略)	誘導員の安全確保	(略)			
徒歩以外の避難	◆ <u>要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。</u> ◆ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難も検討し、必要に応じ県等 <u>他</u> 機関に応援を要請し、実施する。	徒歩以外の避難	<u>(削除)</u> ◆ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター <u>や</u> 船舶による避難も検討し、必要に応じ県等 <u>防災関係</u> 機関に応援を要請し、実施する。			
						所要の修正



現 行	修 正 案	備 考
<p><b>第4節 避難場所等の設置・運営</b></p> <p>第1項 避難場所等の開設</p> <p>1 指定緊急避難場所の開設</p> <p>(2) 自主避難場所</p> <p>市本部未設置時に自主避難を求められた場合、指定緊急避難場所のうち、あらかじめ自主避難場所として指定した指定緊急避難場所を防災危機管理課長の指示により開設する。</p> <p>また、<u>避難準備情報</u>を発令したときは、その発令に合わせて指定した、指定緊急避難場所の開設準備を行う。</p> <p>4 避難場所等開設時の対応</p> <p>また、大規模災害時など避難場所等が著しく不足し、特に必要と認められるものが発生した場合、当該災害について政令で定める区域及び期間に設置する避難場所等についての特例措置として、消防法第17の規定は適用しないとされている。</p> <p>第2項 避難場所等の管理・運営</p> <p>1 避難場所等の運営</p> <p>避難場所等の開設後は、避難所運営マニュアルに基づき運営するが、<u>災害の状況により地域団体が主体となり、避難所運営組織の設置等により運営する。</u>特に指定避難所においては、以下の事項に留意した運営をする。</p> <p>※ペットの対応については、本編第17章「動物愛護」を参照のこと。</p> <p>第3項 避難場所等の統合及び閉鎖</p> <p>統合・閉鎖に当たり、総務部避難所統括班が総合的な調整をし、<u>避難場所等</u>担当職員、避難所運営組織並びに市本部総務部広報班及び総合政策部出張所班は、地元の自治会長等にその旨連絡する。</p> <p>2 避難場所等の閉鎖</p> <p>統合時又は避難勧告等の全地域解除等による避難場所等の閉鎖について、<u>避難場所等</u>担当職員又は避難所運営組織は、(中略)施設が通常使用できる状態に戻す。</p>	<p><b>第4節 避難場所等の設置・運営</b></p> <p>第1項 避難場所等の開設</p> <p>1 指定緊急避難場所の開設</p> <p>(2) 自主避難場所</p> <p>市本部未設置時に自主避難を求められた場合、指定緊急避難場所のうち、あらかじめ自主避難場所として指定した指定緊急避難場所を防災危機管理課長の指示により開設する。</p> <p>また、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令したときは、その発令に合わせて指定した、指定緊急避難場所の開設準備を行う。</p> <p>4 避難場所等開設時の対応</p> <p>また、大規模災害時など避難場所等が著しく不足し、特に必要と認められるものが発生した場合、当該災害について政令で定める区域及び期間に設置する避難場所等についての特例措置として、消防法第17<u>条</u>の規定は適用しないとされている。た</p> <p>第2項 避難場所等の管理・運営</p> <p>1 避難場所等の運営</p> <p>避難場所等の開設後は、避難所運営マニュアルに基づき運営するが、<u>可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるよう努める。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</u>特に指定避難所においては、以下の事項に留意した運営をする。</p> <p>※ペットの対応については、本編第17章「動物救護」を参照のこと。</p> <p>第3項 避難場所等の統合及び閉鎖</p> <p>統合・閉鎖に当たり、総務部避難所統括班が総合的な調整をし、避難所担当職員、避難所運営組織並びに市本部総務部広報班及び総合政策部出張所班は、地元の自治会長等にその旨連絡する。</p> <p>2 避難場所等の閉鎖</p> <p>統合時又は避難勧告等の全地域解除等による避難場所等の閉鎖について、<u>避難所</u>担当職員又は避難所運営組織は、(中略)施設が通常使用できる状態に戻す。</p>	<p>国のガイドライン改定に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>県地域防災計画の修正 熊本地震対策関連 [避難所の運営体制の強化]</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考																						
<p><b>第9章 要配慮者の支援</b>  <b>第1節 避難における支援</b></p> <p>第1項 避難勧告等の発令時の配慮等  避難勧告等を行う際、市長は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等要配慮者への伝達や夜間における伝達には、特に配慮する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。この際、地理に不案内な観光客等にも配慮する。</p> <p>2 要配慮者利用施設（津波災害警戒区域の場合は避難促進施設）への情報伝達  要配慮者利用施設の入所者は避難に時間を要することから、迅速な伝達に努める。</p> <table border="1" data-bbox="151 667 1305 1241"> <tr> <td>土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達</td> <td>◆ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法については、佐波川の場合は避難判断水位に、柳川・馬刀川の場合は氾濫注意水位に達した時点で FAX により伝達する。</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>津波災害警戒区域内の避難促進施設への情報伝達</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>資料編 [要配慮者関係]  ● 2-14-1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設  ● 2-14-2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（佐波川）  ● 2-14-3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（馬刀川・柳川）  ● 2-14-4 津波災害警戒区域内の避難促進施設</p> <p><b>第2節 生活環境の確保</b></p> <p>第1項 避難場所等の設置・運営における配慮</p> <p>1 避難場所等の管理・運営における配慮  市は、避難場所等の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮として、主に以下のような対応を行う。  なお、避難場所等の運営時における要配慮者への留意事項の詳細は、資料編のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="151 1871 1294 2001"> <tr> <td>◆ 要配慮者用スペースの確保  ◆ 避難場所等における安否確認等（入所状況の把握、外部からの問い合わせへの配慮）  ◆ 要配慮者対応の相談窓口</td> </tr> </table>	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	(略)	浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法については、佐波川の場合は避難判断水位に、柳川・馬刀川の場合は氾濫注意水位に達した時点で FAX により伝達する。	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	津波災害警戒区域内の避難促進施設への情報伝達	(略)	◆ 要配慮者用スペースの確保 ◆ 避難場所等における安否確認等（入所状況の把握、外部からの問い合わせへの配慮） ◆ 要配慮者対応の相談窓口	<p><b>第9章 要配慮者の支援</b>  <b>第1節 避難における支援</b></p> <p>第1項 避難勧告等の発令時の配慮等  避難勧告等を行う際、市長は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等要配慮者への伝達や夜間における伝達には、特に配慮する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。この際、地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客にも配慮する。また、外国人に対しては、県が開設している多言語コールセンターの利用や（公財）山口県国際交流協会が設置する山口県災害時多言語支援センターが開設された場合の情報提供などを<u>する。</u></p> <p>2 要配慮者利用施設（津波災害警戒区域の場合は避難促進施設）への情報伝達  要配慮者利用施設の入所者は避難に時間を要することから、迅速な情報伝達に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1418 667 2573 1247"> <tr> <td>土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達</td> <td>◆ 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法については、佐波川の場合は避難判断水位に、柳川・馬刀川の場合は氾濫注意水位に達した時点で FAX により伝達する。</td> </tr> <tr> <td>高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達</td> <td>◆ <u>水防法に基づき、県が想定最大規模の高潮による浸水想定区域を公表した場合は、伝達基準等を決めた上で、FAX 等で対象施設に情報伝達をする。</u></td> </tr> <tr> <td>雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達</td> <td>◆ <u>水防法に基づき、市が想定最大規模降雨に伴う雨水出水浸水想定区域を公表した場合は、伝達基準等を決めた上で、FAX 等で対象施設に情報伝達をする。</u></td> </tr> <tr> <td>津波災害警戒区域内の避難促進施設への情報伝達</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>資料編 [要配慮者関係]  ● 2-14-1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設  ● 2-14-2 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（佐波川）  ● 2-14-3 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（馬刀川・柳川）  ● 2-14-4 津波災害警戒区域内の避難促進施設</p> <p><b>第2節 生活環境の確保</b></p> <p>第1項 避難場所等の設置・運営における配慮</p> <p>1 避難場所等の管理・運営における配慮  市は、避難場所等の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮として、主に以下のような対応を行う。<u>県は、市からの応援要請があれば、広域的な福祉支援を実施するものとする。</u>  なお、避難場所等の運営時における要配慮者への留意事項の詳細は、資料編のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1418 1877 2558 2007"> <tr> <td>◆ 要配慮者用スペースの確保  ◆ 避難場所等における安否確認等（入所状況の把握、外部からの問い合わせへの配慮）  ◆ 要配慮者対応の相談窓口の設置（要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じる</td> </tr> </table>	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	(略)	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法については、佐波川の場合は避難判断水位に、柳川・馬刀川の場合は氾濫注意水位に達した時点で FAX により伝達する。	高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ <u>水防法に基づき、県が想定最大規模の高潮による浸水想定区域を公表した場合は、伝達基準等を決めた上で、FAX 等で対象施設に情報伝達をする。</u>	雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ <u>水防法に基づき、市が想定最大規模降雨に伴う雨水出水浸水想定区域を公表した場合は、伝達基準等を決めた上で、FAX 等で対象施設に情報伝達をする。</u>	津波災害警戒区域内の避難促進施設への情報伝達	(略)	◆ 要配慮者用スペースの確保 ◆ 避難場所等における安否確認等（入所状況の把握、外部からの問い合わせへの配慮） ◆ 要配慮者対応の相談窓口の設置（要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じる	<p>県地域防災計画の修正</p> <p>水防法の改正に伴う修正</p> <p>水防法の改正に伴う修正</p> <p>県地域防災計画の修正  要配慮者支援体制の強化（熊本地震関連）</p> <p>県地域防災計画の修正</p>
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	(略)																							
浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法については、佐波川の場合は避難判断水位に、柳川・馬刀川の場合は氾濫注意水位に達した時点で FAX により伝達する。																							
(新設)	(新設)																							
(新設)	(新設)																							
津波災害警戒区域内の避難促進施設への情報伝達	(略)																							
◆ 要配慮者用スペースの確保 ◆ 避難場所等における安否確認等（入所状況の把握、外部からの問い合わせへの配慮） ◆ 要配慮者対応の相談窓口																								
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	(略)																							
洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法については、佐波川の場合は避難判断水位に、柳川・馬刀川の場合は氾濫注意水位に達した時点で FAX により伝達する。																							
高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ <u>水防法に基づき、県が想定最大規模の高潮による浸水想定区域を公表した場合は、伝達基準等を決めた上で、FAX 等で対象施設に情報伝達をする。</u>																							
雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ <u>水防法に基づき、市が想定最大規模降雨に伴う雨水出水浸水想定区域を公表した場合は、伝達基準等を決めた上で、FAX 等で対象施設に情報伝達をする。</u>																							
津波災害警戒区域内の避難促進施設への情報伝達	(略)																							
◆ 要配慮者用スペースの確保 ◆ 避難場所等における安否確認等（入所状況の把握、外部からの問い合わせへの配慮） ◆ 要配慮者対応の相談窓口の設置（要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じる																								

現 行	修 正 案	備 考								
<p>◆ (新設)</p> <p>◆ 生活環境への配慮</p> <p>◆ 情報の伝達手段等への配慮</p> <p>◆ 物資・食料の供給時の配慮</p> <p>2 福祉避難所の設置及び要配慮者の移送 災害の状況や要配慮者の障害の状態、心身の健康状態を踏まえ、看護・福祉関係団体等と連携するなどにより必要なスタッフを確保した上で、福祉避難所を開設し、要配慮者を移送するものとする。</p> <p><b>第3節 保健・福祉対策の実施</b> 第2項 保健対策</p> <p>◆ 県及び市の保健師等による避難場所等、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導</p> <p>◆ 県精神保健福祉センター、山口健康福祉センター等におけるメンタルヘルスケア</p> <p>◆ 訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスの<u>早期</u>実施</p> <p>第3項 福祉対策 被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズも（略）継続的な福祉サービス（要配慮者の<u>巡回</u>把握、福祉サービス等の提供、生活資金等の支援など）を実施する。</p> <p><b>第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給</b> 第1節 食料の供給</p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、社会福祉課、保険年金課・<u>市民課</u>（物資輸送班）、農林水産振興課、おもてなし観光課・商工振興課（商工観光班）、教育委員会（学校教育課）、消防本部</p> <p>災害発生直後の対応のなかでも、食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策である。市は、避難所に避難した<u>方</u>をはじめ、被災して在宅生活をしているが自ら食料を確保できない者、災害応急対策に従事している行政職員や関係者等も含め、食料を供給する。</p> <p>第1項 食料の供給</p> <p>1 食料需要の把握 応急用食料の需要の把握については、次により実施する。</p> <table border="1" data-bbox="151 1896 1294 2005"> <tr> <td>避難場所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>在宅避難者、一時縁故先などへの避難者</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	避難場所	(略)	在宅避難者、一時縁故先などへの避難者	(略)	<p><u>ため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置)</u></p> <p>◆ <u>介護支援専門員などの福祉人材が不足する場合における県への応援要請</u></p> <p>◆ 生活環境への配慮</p> <p>◆ 情報の伝達手段等への配慮</p> <p>◆ 物資・食料の供給時の配慮</p> <p>2 福祉避難所の設置及び要配慮者の移送 災害の状況や要配慮者の障害の状態、心身の健康状態を踏まえ、看護・福祉関係団体等と連携するなどにより必要なスタッフを確保した上で、福祉避難所を開設し、要配慮者を移送するものとする。<u>市は、要配慮者の移送手段が不足する場合、県に応援要請を行うことができるものとする。また、外国人旅行者を含む観光客の移送について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。</u></p> <p><b>第3節 保健・福祉対策の実施</b> 第2項 保健対策</p> <p>◆ 県及び市の保健師等による避難場所等、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導</p> <p>◆ 県精神保健福祉センター、山口健康福祉センター等におけるメンタルヘルスケア</p> <p>◆ 訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスの<u>実施</u></p> <p>第3項 福祉対策 被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズも（略）継続的な福祉サービス（要配慮者の把握、福祉サービス等の提供、生活資金等の支援など）を実施する。</p> <p><b>第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給</b> 第1節 食料の供給</p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、<u>職員課</u>、社会福祉課、保険年金課（物資輸送班）、<u>健康増進課</u>、農林水産振興課、おもてなし観光課・商工振興課（商工観光班）、教育委員会（学校教育課）、消防本部、<u>上下水道局</u></p> <p>災害発生直後の対応のなかでも、食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策である。市は、避難所に避難した<u>者</u>をはじめ、被災して在宅生活をしているが自ら食料を確保できない者、災害応急対策に従事している行政職員や関係者等も含め、食料を供給する。</p> <p>第1項 食料の供給</p> <p>1 食料需要の把握 応急用食料の需要の把握については、次により実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1418 1875 2561 1990"> <tr> <td>避難所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>在宅避難者、一時縁故先などへの避難者</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	避難所	(略)	在宅避難者、一時縁故先などへの避難者	(略)	<p>要配慮者支援体制の強化 (熊本地震関連)</p> <p>県地域防災計画の修正 要配慮者支援体制の強化 (熊本地震関連)</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>
避難場所	(略)									
在宅避難者、一時縁故先などへの避難者	(略)									
避難所	(略)									
在宅避難者、一時縁故先などへの避難者	(略)									



現 行		修 正 案		備 考
旅行者	(略)	旅行者	(略)	所要の修正
(新設)	(新設)	災害対策業務従事者	◆ 総務部職員班が把握する(消防対策部・上下水道対策部を除く。)	
救助活動に従事する者	(略)	救助活動従事者	(略)	
(新設)	(新設)	上下水道災害対応業務従事者	◆ 上下水道対策部が把握する。	
(新設)		3 食物アレルギー対応食料等の必要数の把握	市(総務部避難所統括班)は、各避難場所等からの報告により、食物アレルギーや食事制限等に関する情報を把握する。なお、必要に応じて健康福祉部救護班に助言を求める。	所要の修正
3 食料の応急供給方針の決定		4 食料の応急供給方針の決定		
4 食料の調達・輸送・配付	市(総務部避難所統括班)は、協定業者等から食料を調達し、指定の集積地(防府市スポーツセンター体育館(ソルトアリーナ防府))に集め、健康福祉部救助班、ボランティア等による仕分けの後、各避難場所等へ輸送する。避難場所では、避難場所等の収容者や自主防災組織の協力を得て配付する。 なお、食料の調達・輸送・配付時の留意事項等詳細については、資料編のとおりとする。	5 食料の調達・輸送・配布	市(総務部避難所統括班)は、協定業者等から食料を調達し、指定の集積地(防府市スポーツセンター体育館(ソルトアリーナ防府))に集め、健康福祉部救助班、ボランティア等による仕分けの後、 <u>生活環境部物資輸送班(民間事業者に委託した場合は当該事業者)</u> が各避難場所等へ輸送する。 <u>各避難場所等</u> では、収容者や自主防災組織の協力を得て配布する。 なお、食料の調達・輸送・配布時の留意事項等詳細については、資料編のとおりとする。	県地域防災計画の修正 (県総合防災情報システムの活用)
資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]	● 3-14-2 食料の調達・輸送・配付時の留意事項	資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]	● 3-14-2 食料の調達・輸送・配布時の留意事項	
5 県への要請	市の能力のみでは、食料の供給ができない場合、 <u>産業振興部農林水産班</u> により、県へ応急用米穀等の供給を要請する。 <u>県による食料の供給については、資料編のとおりとする。</u> なお、県が調達した食料については、実施機関である市が直接引き取ることを原則とする。	6 県への要請	応急用食料の供給は、 <u>市を実施機関とし、県は市の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。</u> なお、 <u>食糧の不足状況や入出荷の管理等については、県総合防災情報システムの救援物資管理機能を活用するものとする。</u> <u>県による食料の供給については、資料編のとおりとする。</u>	
(新設)		(1) 応急用米穀の供給	<u>救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合は、市(農林水産班)は、県(救助総務班)へ応急用米穀の供給を要請する。</u> なお、県が調達した食料については、実施機関である市が直接引き取ることを原則とする。	
		(2) 副食等の供給	<u>市(避難所統括班)は、通常の供給方法では副食等の確保が難しい場合は、県(救助総務班)へ供給を要請する。</u>	
		(3) 食料の輸送	1 輸送方法 <u>県が調達した食料の市への輸送については、資料編のとおりとする。</u> <u>ただし、市が指定する集積地から各避難場所等への輸送については、生活環境部物資輸送班(民間事業者)に委託した場合は当該事業者)が行う。</u>	
6 災害救助法に基づく食料の供給		7 災害救助法に基づく食料の供給		



現 行	修 正 案	備 考												
<p><b>第2節 応急給水活動</b></p> <p>主な担当関係機関：<u>山口健康福祉センター</u></p> <p>飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要となるが、大規模災害の発生時には、給水施設・設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が<u>まひ</u>することが考えられる。市は、迅速に飲料水を確保し、応急給水の実施等を行う。</p> <p>第1項 応急給水活動</p> <p>1 被害状況の把握</p> <p>なお、市は、被害調査結果について、「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」及び「水道施設被害状況報告書」を山口健康福祉センターを<u>通して</u>県生活衛生課に報告する。</p> <p>2 応急給水方針等の決定</p> <p>上下水道対策部水道整備班は、被害調査結果を踏まえ、以下の応急対策事項を協議の上、<u>決定</u>する。</p> <p>3 <u>給水体制の確立</u></p> <p>市長（上下水道対策部上下水道班）は、災害が発生した場合、<u>給水状況や住民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。</u></p> <p>5 応援の要請</p> <p>市長は、飲料水の確保及び供給ができないときは、協定に基づき、関係会社、日本水道協会山口県支部に対し、応援を要請する。</p> <p>市長から応援要請を受けた日本水道協会山口県支部は、管内の市に<u>応援要請</u>を行う。</p> <p><b>第3節 生活必需品等の供給</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、社会福祉課、保険年金課、<u>市民課</u>（物資輸送班）、おもてなし観光課、商工振興課（商工観光班）</p> <p>主な担当関係機関：<u>山口健康福祉センター</u></p> <p>第1項 生活必需品等の供給</p> <p>1 生活必需品等の需要の把握</p> <p>生活必需品需要の把握については、次により実施する。</p> <table border="1" data-bbox="151 1835 1294 1988"> <tr> <td>避難場所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>在宅避難者、一時縁故先などへの避難者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>旅行者</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	避難場所	(略)	在宅避難者、一時縁故先などへの避難者	(略)	旅行者	(略)	<p><b>第2節 応急給水活動</b></p> <p>主な担当関係機関：<u>県生活衛生課、日本水道協会山口県支部</u></p> <p>飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要となるが、大規模災害の発生時には、給水施設・設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が<u>麻痺</u>することが考えられる。市は、迅速に飲料水を確保し、応急給水の実施等を行う。</p> <p>第1項 応急給水活動</p> <p>1 被害状況の把握</p> <p>なお、市は、被害調査結果について、「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」及び「水道施設被害状況報告書」を県生活衛生課<u>及び</u>山口健康福祉センターに報告する。</p> <p>2 <u>応急給水計画の策定</u></p> <p>上下水道対策部水道整備班は、被害調査結果<u>や住民の避難状況などを</u>踏まえ、以下の応急対策事項を協議の上、<u>応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立</u>する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>5 応援の要請</p> <p>市長は、飲料水の確保及び供給ができないときは、<u>協定等</u>に基づき、関係会社、日本水道協会山口県支部に対し、応援を要請する。</p> <p>市長から応援要請を受けた日本水道協会山口県支部は、管内の市町<u>及び</u>地方支部に<u>応援要請</u>を行う。</p> <p><b>第3節 生活必需品等の供給</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、社会福祉課、保険年金課（物資輸送班）、おもてなし観光課・商工振興課（商工観光班）</p> <p>主な担当関係機関：<u>(削除)</u></p> <p>第1項 生活必需品等の供給</p> <p>1 生活必需品等の需要の把握</p> <p>生活必需品需要の把握については、次により実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1418 1835 2561 1988"> <tr> <td><u>避難所</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>在宅避難者、一時縁故先などへの避難者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>旅行者</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	<u>避難所</u>	(略)	在宅避難者、一時縁故先などへの避難者	(略)	旅行者	(略)	<p>所要の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>字句の修正</p>
避難場所	(略)													
在宅避難者、一時縁故先などへの避難者	(略)													
旅行者	(略)													
<u>避難所</u>	(略)													
在宅避難者、一時縁故先などへの避難者	(略)													
旅行者	(略)													

現 行	修 正 案	備 考																																								
<p>4 生活必需品の調達・輸送・配付</p> <p>市（健康福祉部救助班）は、協定業者等から生活必需品を調達し、指定の集積地（防府市スポーツセンター体育館（ソルトアリーナ防府））に集め、健康福祉部救助班を中心とする職員、生活環境部輸送班、ボランティア等による仕分けの後、各避難場所等へ輸送する。避難場所等では、避難場所等の収容者や自主防災組織の協力を得て配付する。</p> <table border="1" data-bbox="142 436 1332 573"> <tr> <th colspan="2">資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]</th> </tr> <tr> <td>●</td> <td>3-14-11 生活必需品の調達・輸送・配付時の留意事項</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>3-14-12 生活必需品等の調達・供給経路図</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>3-14-13 県による救助物資の送達</td> </tr> </table> <p>5 県への要請</p> <p>市の能力のみでは、生活必需品の供給ができない場合、県への供給を要請する。</p> <p><b>第 1 1 章 事前措置の指示及び応急公用負担</b></p> <p><b>第 2 節 応急公用負担</b></p> <p>第 7 項 知事の権限</p> <p>1 救助法を適用した場合（救助法第 7 条、第 8 条、災対法第 71 条、第 81 条）</p> <p>(1) 従事命令</p> <table border="1" data-bbox="151 1293 1288 1572"> <tr> <td>権限行使の要件</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>命令の対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>命令の内容</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>命令の手続き</td> <td>◆ 公用令書を交付して命じる。 (救助法第 7 条第 4 項)</td> </tr> <tr> <td>実費弁償</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>扶助金の支給</td> <td>◆ 救助法第 12 条の規定による（協力命令についても同様）。</td> </tr> </table> <p><b>第 1 2 章 建物及び宅地の応急対策</b></p> <p><b>第 1 節 応急危険度判定</b></p> <p>災害により被災した建築物は、倒壊や使用部材の落下等の危険がある。市は、二次災害を防止するため、迅速な応急危険度判定の実施により被災建物の安全性を早急に把握する。</p>	資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]		●	3-14-11 生活必需品の調達・輸送・配付時の留意事項	●	3-14-12 生活必需品等の調達・供給経路図	●	3-14-13 県による救助物資の送達	権限行使の要件	(略)	命令の対象	(略)	命令の内容	(略)	命令の手続き	◆ 公用令書を交付して命じる。 (救助法第 7 条第 4 項)	実費弁償	(略)	扶助金の支給	◆ 救助法第 12 条の規定による（協力命令についても同様）。	<p>4 生活必需品の調達・輸送・配布</p> <p>市（健康福祉部救助班）は、協定業者等から生活必需品を調達し、指定の集積地（防府市スポーツセンター体育館（ソルトアリーナ防府））に集め、健康福祉部救助班を中心とする職員、生活環境部物資輸送班、ボランティア等による仕分けの後、各避難場所等へ輸送する。避難場所等では、避難場所等の収容者や自主防災組織の協力を得て配布する。</p> <table border="1" data-bbox="1403 436 2594 573"> <tr> <th colspan="2">資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]</th> </tr> <tr> <td>●</td> <td>3-14-11 生活必需品の調達・輸送・配布時の留意事項</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>3-14-12 生活必需品等の調達・供給経路図</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>3-14-13 県による救助物資の送達</td> </tr> </table> <p>5 県への要請</p> <p>市の能力のみでは、生活必需品の供給ができない場合、県への供給を要請する。</p> <p><u>なお、生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、県総合防災情報システムの救援物資管理機能を活用するものとする。</u></p> <p><b>第 1 1 章 事前措置の指示及び応急公用負担</b></p> <p><b>第 2 節 応急公用負担</b></p> <p>第 7 項 知事の権限</p> <p>1 救助法を適用した場合（救助法第 7 条、第 8 条、災対法第 71 条、第 81 条）</p> <p>(1) 従事命令</p> <table border="1" data-bbox="1412 1283 2549 1562"> <tr> <td>権限行使の要件</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>命令の対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>命令の内容</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>命令の手続き</td> <td>◆ 公用令書により命じる。 (救助法第 7 条第 4 項)</td> </tr> <tr> <td>実費弁償</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>扶助金の支給</td> <td>◆ 救助法第 12 条第 5 項の規定による（協力命令についても同様）。</td> </tr> </table> <p><b>第 1 2 章 建物及び宅地の応急対策</b></p> <p><b>第 1 節 応急危険度判定</b></p> <p>災害により被災した建築物や被災を受けた宅地は、余震等による倒壊や使用部材の落下等の危険がある。市は、二次災害を防止するため、迅速な応急危険度判定の実施により被災建築物及び被災宅地の安全性を早急に把握する。</p>	資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]		●	3-14-11 生活必需品の調達・輸送・配布時の留意事項	●	3-14-12 生活必需品等の調達・供給経路図	●	3-14-13 県による救助物資の送達	権限行使の要件	(略)	命令の対象	(略)	命令の内容	(略)	命令の手続き	◆ 公用令書により命じる。 (救助法第 7 条第 4 項)	実費弁償	(略)	扶助金の支給	◆ 救助法第 12 条第 5 項の規定による（協力命令についても同様）。	<p>字句の修正</p> <p>県地域防災計画の修正 (県総合防災情報システムの活用)</p> <p>所要の修正</p> <p>県の地域防災計画の修正 (被災建築物・被災宅地の明確化)</p>
資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]																																										
●	3-14-11 生活必需品の調達・輸送・配付時の留意事項																																									
●	3-14-12 生活必需品等の調達・供給経路図																																									
●	3-14-13 県による救助物資の送達																																									
権限行使の要件	(略)																																									
命令の対象	(略)																																									
命令の内容	(略)																																									
命令の手続き	◆ 公用令書を交付して命じる。 (救助法第 7 条第 4 項)																																									
実費弁償	(略)																																									
扶助金の支給	◆ 救助法第 12 条の規定による（協力命令についても同様）。																																									
資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]																																										
●	3-14-11 生活必需品の調達・輸送・配布時の留意事項																																									
●	3-14-12 生活必需品等の調達・供給経路図																																									
●	3-14-13 県による救助物資の送達																																									
権限行使の要件	(略)																																									
命令の対象	(略)																																									
命令の内容	(略)																																									
命令の手続き	◆ 公用令書により命じる。 (救助法第 7 条第 4 項)																																									
実費弁償	(略)																																									
扶助金の支給	◆ 救助法第 12 条第 5 項の規定による（協力命令についても同様）。																																									

現 行	修 正 案	備 考																																																															
<p>第2節 応急仮設住宅の供与</p> <p>主な担当関係部署：建築課、社会福祉課、農林水産振興課</p> <p>災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に收容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に收容するものであるから、その期間は短期間に限定される。被災者の生活確保の観点から、災害により住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供を行うことは、極めて重要である。</p> <p>被災者の一時的な居住の安定を図るため、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対し、救助法に基づき、速やかに応急仮設住宅を供与する。</p> <p>(活動方針)</p> <p>○応急仮設住宅建設に向け、速やかに建設場所の選定を行い、早期着工を図る。 ○応急仮設住宅の計画及び設計の段階において、意志決定の場に女性が参画するよう配慮する。</p>	<p>第2節 応急仮設住宅の供与</p> <p>主な担当関係部署：建築課、社会福祉課、</p> <p>災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に收容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に收容するものであるから、その期間は短期間に限定される。被災者の生活確保の観点から、災害により住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供を行うことは、極めて重要である。</p> <p>このため、これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、公営住宅等の確保に努め、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対し、救助法に基づき、速やかに応急仮設住宅を供与する。</p> <p>(活動方針)</p> <p>○<b>応急仮設住宅建設に向け、速やかに建設場所の選定を行い、早期着工を図る。</b> ○(削除)</p>	<p>所要の修正</p> <p>県地域防災計画の修正 (熊本地震関連[被災者の住まい確保に関する対策])</p> <p>所要の修正</p>																																																															
<p>(主な活動と実施期間)</p> <table border="1" data-bbox="92 791 1279 961"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>直後</th> <th>30分～</th> <th>2時間～</th> <th>24時間～</th> <th>72時間～</th> <th>1週間～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 応急仮設住宅の建設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 応急仮設住宅の供与</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(具体的な活動内容)</p> <p><b>第1項 応急仮設住宅の建設</b>  <u>応急仮設住宅の建設は知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、市長に委任して実施する。この場合、計画及び設計の段階において、意思決定の場に女性が参画するよう配慮する。</u></p> <p><b>1 建設場所の選定</b>  <u>建設場所の選定は、原則として市が行い、公有地等を優先して建設敷地を決定する。公有地の確保が困難な場合は私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と市との間に土地賃貸借契約を締結する。</u>  <u>なお、生活保護法による要保護者を收容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能なことから、国の協力を得て確保する(国有財産法(昭和23年法律第73号)第22条)。</u></p> <p><b>2 応急仮設住宅の建設</b>  <u>応急仮設住宅建設の措置は、県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。</u>  <u>応急仮設住宅は、県が建築業者に契約して建設する。県は、市において建設することが適当と認めるときは、市に対し応急仮設住宅設計図書を示す。この場合、計画及び設計の段階において、意志決定の場に女性が参画するよう配慮する。</u>  <u>県は、応急仮設住宅の建設に関して、一般社団法人プレハブ建築協会の協力を求めるに当たっては、同協会との協定書に基づいて行う。</u>  <u>なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。</u></p>	活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～	1 応急仮設住宅の建設							2 応急仮設住宅の供与							<p>(主な活動と実施期間)</p> <table border="1" data-bbox="1353 791 2540 1087"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>直後</th> <th>30分～</th> <th>2時間～</th> <th>24時間～</th> <th>72時間～</th> <th>1週間～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公営住宅の確保</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 応急仮設住宅の供与</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 建設型応急仮設住宅</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 借上型応急仮設住宅</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 旅館ホテル等の宿泊施設の確保</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(具体的な活動内容)</p> <p><b>第1項 公営住宅の確保</b>  <b>1 住宅提供の要請</b>  <u>市及び県は、災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、市営住宅及び県営住宅の確保に努める。この場合、他の市町、中国・四国・九州各県相互応援協定等に基づき、隣接県等に対しても、必要に応じて住宅の確保、提供を要請する。</u>  <u>独立行政法人都市再生機構等が所管する公的住宅についても、その確保・提供を要請する。</u>  <u>企業の社宅等の提供についても、協力要請を行うものとする。</u></p> <p><b>2 入居条件、手続き等の設定</b>  <u>公営住宅に緊急入居させる者の条件等について定める。なお、要配慮者に配慮するものとする。</u>  <u>被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法(昭和26年法律第193号)、同法施行令(昭和26年政令第240号)、山口県営住宅条例(昭和27年山口県条例第31号)及び防府市営住宅設置及び管理条例(平成9年防府市条例第41号)(以下「公営住宅法等」という。)を準用する。</u></p> <div data-bbox="1389 1801 2564 1982" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>入居期間は、原則として6か月以内とする。</u></li> <li>◆ <u>収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。</u></li> <li>◆ <u>災害による暫定入居として公募除外対象とする。</u></li> <li>◆ <u>入居期間中の家賃及び敷金は免除する。</u></li> </ul> </div>	活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～	1 公営住宅の確保							2 応急仮設住宅の供与							3 建設型応急仮設住宅							4 借上型応急仮設住宅							5 旅館ホテル等の宿泊施設の確保							<p>県地域防災計画の修正 (熊本地震関連[被災者の住まい確保に関する対策])</p>
活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～																																																											
1 応急仮設住宅の建設																																																																	
2 応急仮設住宅の供与																																																																	
活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～																																																											
1 公営住宅の確保																																																																	
2 応急仮設住宅の供与																																																																	
3 建設型応急仮設住宅																																																																	
4 借上型応急仮設住宅																																																																	
5 旅館ホテル等の宿泊施設の確保																																																																	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2項 応急仮設住宅の供与</p> <p>1 対象者及び入居予定者の選定 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市長(健康福祉部救助班)が行う。 入居資格については、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者等、以下の基準を基本とするが、選考に当たっては、要配慮者世帯に配慮する。また、民生委員の意見を聴くなど罹災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。 なお、入居者の決定は、市長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。</p> <div data-bbox="151 814 1299 1075" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 住家が全焼、全壊又は滅失した者であること。</li> <li>◆ 居住する家がない者であること。</li> <li>◆ 自らの資力では、住家を確保することができない者であること。</li> <li>◆ (新設)</li> <li>◆ 要配慮者の優先を基本とするが、入居者が要配慮者のみの仮設住宅団地の出現を避けるためにも、地域コミュニティを考慮した入居者の選定を行うこと。</li> </ul> </div> <p>2 応急仮設住宅の管理 県(厚政課)が市に委託し、市長が公営住宅に準じて維持管理する。供与できる期間は、建築工事が完成した日から2年以内とする。 応急仮設住宅の管理運営に当たり、次の点に配慮する。</p> <p>※ペットへの対応については、本編第17章「動物愛護」を参照のこと。</p> <p>4 救助法に基づく応急仮設住宅の供与 救助法による救助実施のための応急仮設住宅の供与の範囲は、資料編のとおりとする。</p> <div data-bbox="142 1688 1332 1759" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 [建物の応急復旧]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 3-16-3 災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設に関する対象範囲</li> </ul> </div>	<p><u>被災者か否かは、原則として市が発行する当該災害に係る罹災証明書等により行う。</u> <u>なお、一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替える。</u></p> <p>第2項 応急仮設住宅の供与</p> <p>1 供与の目的 <u>公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事(委任を受けた市長)は、救助法の規定に基づき建設(以下「建設型応急仮設住宅」という。)又は民間賃貸住宅等を借上げ(以下「借上型応急仮設住宅」という。)ることにより応急仮設住宅を供与する。</u></p> <p>2 対象者及び入居予定者の選定 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市長(健康福祉部救助班)が行う。 入居資格については、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者等、以下の基準を基本とするが、選考に当たっては、要配慮者世帯に配慮する。また、民生委員の意見を聴くなど罹災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。 なお、入居者の決定は、市長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。</p> <div data-bbox="1418 814 2567 1075" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 住家が全焼、全壊又は滅失した者であること。</li> <li>◆ 居住する家がない者であること。</li> <li>◆ 自らの資力では、住家を確保することができない者であること。</li> <li>◆ 災害時に現実に市に居住していること。(被災地における住民登録の有無は問わない。)</li> <li>◆ 要配慮者の優先を基本とするが、入居者が要配慮者のみの仮設住宅団地の出現を避けるためにも、地域コミュニティを考慮した入居者の選定を行うこと。</li> </ul> </div> <p>3 応急仮設住宅の管理 (1) 建設型型応急仮設住宅 県(厚政課)が市に委託し、市長が公営住宅に準じて維持管理する。供与できる期間は、建築工事が完成した日から2年以内とする。 (2) 借上型応急仮設住宅 <u>県(厚政課)が民間賃貸住宅の所有者と定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。供与できる期間は、原則2年以内で県が定める期間とする。県(厚政課)は、入居契約等転貸借に関する事務を市に委任する。</u> 応急仮設住宅の管理運営に当たり、次の点に配慮する。 ※ペットへの対応については、本編第17章「動物救護」を参照のこと。</p> <p>4 救助法に基づく応急仮設住宅の供与 救助法による救助実施のための応急仮設住宅の供与の範囲(応急仮設住宅に収容する罹災者の条件等)は、資料編のとおりとする。</p> <div data-bbox="1409 1688 2599 1759" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 [建物の応急復旧]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 3-16-3 災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設に関する対象範囲</li> </ul> </div> <p>第3項 建設型応急仮設住宅 <u>応急仮設住宅の建設は知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、市長に委任して実施する。</u> <u>この場合、計画及び設計の段階において、意思決定の場に女性が参画するよう配慮する。</u></p> <p>1 建設場所の選定 <u>建設場所の選定は、原則として市が行い、公有地等を優先して建設敷地を決定する。公有地の確保が困難</u></p>	<p>県地域防災計画の修正 (熊本地震関連[被災者の住まい確保に関する対策])</p> <p>記載箇所の変更</p> <p>県地域防災計画の修正 (熊本地震関連[被災者の住まい確保に関する対策])</p>



現 行	修 正 案	備 考																					
<p>3 応急仮設住宅建設の資機材等の調達</p> <p>応急仮設住宅の資機材は、関係団体（一般社団法人山口県建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会）の協力を得て調達する。</p> <p>用材の確保については、県災害本部農林対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（木材協会）又は生産工場を通じて確保する。このため、関係業者及び木材在荷量の把握資料を整理しておく。</p> <p><b>第3節 公営住宅・民間住宅等の確保</b></p> <p>主な担当関係部署：建築課、社会福祉課</p> <p>被災者の生活安定を図る上で住居の確保は、最も重要であることから、県及び市は、積極的に公営住宅・民間借家の確保に努める。</p> <p><u>(活動方針)</u></p> <p>○公営住宅・民間住宅等を借り上げなど、積極的に公営住宅・民間借家の指導に務める。</p> <p><u>(主な活動と実施期間)</u></p> <table border="1" data-bbox="94 1724 1279 1892"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>直後</th> <th>30分～</th> <th>2時間～</th> <th>24時間～</th> <th>72時間～</th> <th>1週間～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公営住宅の確保</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 民間住宅等の確保</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(具体的な活動内容)</u></p>	活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～	1 公営住宅の確保							2 民間住宅等の確保							<p><u>な場合は私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と市との間に土地賃貸借契約を締結する。</u></p> <p><u>建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場（一次集積所、二次集積所）と調整を図るものとする。</u></p> <p><u>なお、生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能なことから、国の協力を得て確保する（国有財産法（昭和23年法律第73号）第22条）。</u></p> <p>2 応急仮設住宅の建設方法</p> <p><u>応急仮設住宅建設の措置は、県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。</u></p> <p><u>応急仮設住宅は、県が建築業者に契約して建設する。県は、市において建設することが適当と認めるときは、市に対し応急仮設住宅設計図書を示す。この場合、計画及び設計の段階において、意志決定の場に女性が参画するよう配慮する。</u></p> <p><u>応急仮設住宅の建設に関して、一般社団法人プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会）の協力を求めるに当たっては、同協会との協定書に基づいて行う。</u></p> <p><u>なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。</u></p> <p>3 応急仮設住宅建設の資機材等の調達</p> <p>応急仮設住宅の資機材は、関係団体（一般社団法人山口県建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会）の協力を得て調達する。</p> <p>用材の確保については、県災害本部農林対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（木材協会）又は生産工場を通じて確保する。このため、関係業者及び木材在荷量の把握資料を整理しておく。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>県地域防災計画の修正 （熊本地震関連[被災者の住まい確保に関する対策]）</p> <p>記載箇所の変更</p>
活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～																	
1 公営住宅の確保																							
2 民間住宅等の確保																							

現 行	修 正 案	備 考
<p><u>第1項 公営住宅の確保</u></p> <p><u>1 住宅提供の要請</u> 市は、市営住宅及び県営住宅の確保に努める。この場合、他の市町、中国・四国・九州各県相互応援協定等に基づき、隣接県に対しても、必要に応じて住宅の確保、提供を要請する。 <u>独立行政法人都市再生機構等が所管する公的住宅についても、その確保・提供を要請する。</u></p> <p><u>2 入居条件、手続き等の設定</u> <u>公営住宅に緊急入居させる者の条件等について定める。なお、要配慮者に配慮するものとする。</u> <u>被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、同法施行令（昭和26年政令第240号）、山口県営住宅条例（昭和27年山口県条例第31号）及び防府市営住宅設置及び管理条例（平成9年防府市条例第41号）（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>入居期間は、原則として1年以内とする。</u></li> <li>◆ <u>収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。</u></li> <li>◆ <u>災害による暫定入居として公募除外対象とする。</u></li> <li>◆ <u>入居期間中の家賃及び敷金は免除する。</u></li> </ul> </div> <p><u>被災者か否かは、原則として市が発行する当該災害に係る罹災証明書等により行う。</u> <u>なお、一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替える。</u></p> <p><u>第2項 民間住宅等の確保</u></p> <p><u>1 民間住宅の確保</u> 被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として借上げる必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。 民間賃貸住宅の確保に関しては、一般社団法人山口県宅地建物取引業協会、<u>公益社団法人全日本不動産協会山口県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益社団法人日本賃貸住宅管理協会に協力を求めることとする。</u> また、企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行う。</p> <p><u>2 旅館ホテル等の宿泊施設の確保</u> 旅館ホテル等の宿泊施設は施設・設備が整っており、食事等についても確保されることから、旅館組合等との協定の締結により、要配慮者の一時収容先として確保に努める。</p> <p><b>第3節 被災住宅の応急修理</b></p> <p>被災者の生活確保の観点からも、災害により住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急修理を行うことは、極めて重要である。 このため、迅速な被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等の実施に必要な事項を定める。</p> <p><u>第2項 応急修理の実施</u></p> <p><u>1 被災住宅の応急修理</u></p>	<p>(削除)</p> <p><u>第4項 借上型応急仮設住宅</u></p> <p><u>1 借上型応急仮設住宅の確保</u> 被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する借上げる必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。 民間賃貸住宅の確保に関しては、一般社団法人山口県宅地建物取引業協会との協定に基づいて行うものこととする。 また、企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行う。</p> <p><u>第5項 旅館ホテル等の宿泊施設の確保</u> 旅館ホテル等の宿泊施設は施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、旅館組合等との協定の締結により、要配慮者の一時収容先として確保に努める。</p> <p><b>第3節 被災住宅の応急修理</b></p> <p>被災者の生活確保の観点からも、災害により住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して住宅の応急修理を行うことは、極めて重要である。 このため、迅速な被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等の実施に必要な事項を定める。</p> <p><u>第2項 応急修理の実施</u></p> <p><u>1 被災住宅の応急修理</u></p>	<p>県地域防災計画の修正 (熊本地震関連[被災者の住まい確保に関する対策])</p> <p>県地域防災計画の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考																
<p>応急修理は、市長が、建設業者に請負わせて実施する。なお、家主が借家を修繕する場合、親類縁者の相互扶助による場合、会社が自社所有の住居（寮、社宅、飯場等）を修繕する場合のような他の者が行う応急修理は排除しない。</p> <p><b>第14章 文教対策</b>  <b>第1節 応急教育対策</b></p> <p>第1項 児童生徒の安全確保</p> <p>2 学校施設等の被害状況の把握  災害が発生した場合、校長は、災害の規模、児童生徒、教職員及び学校施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、資料編「文教対策実施系統図」により、市教育委員会に対し、報告する。</p> <p>3 在校児童生徒の避難誘導及び安否確認  校長は、あらかじめ策定した「<u>応急対策計画</u>」の避難計画に基づき、教職員に対し適切な避難誘導及び安否確認の指示を与える。教職員は、災害発生状況に応じ、児童生徒の行動に対し、安全確保等の適切な指示を与え、児童生徒を安全な場所に避難させるとともに、速やかに人員や負傷者を確認し、校長に報告する。  また、校長は災害発生時においては、児童生徒の安全確保を第一として、あらかじめ策定した「<u>応急対策計画</u>」に基づき、二次災害発生のおそれが高い危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）の使用の停止、安全な場所への移動等、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第2項 避難所としての活動  <u>学校施設</u>は、大規模災害が発生した場合には、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。  学校が避難所となる場合、避難所の運営は、市又は避難所運営組織が行うものとする。学校は、避難所として施設を開放し、教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。</p> <p>第3項 児童生徒の教育の援助</p> <p>3 学校給食の確保</p> <table border="1" data-bbox="151 1690 1294 1982"> <tr> <td>災害時における被害状況の把握及び安全確認</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校給食物資の確保</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>簡易給食の実施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学校給食調理場の機能が正常化するまでの期間、簡易給食を実施</li> <li>◆ 調理従事者の確保</li> <li>◆ 状況に応じて、被災者炊き出しへの協力</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </table>	災害時における被害状況の把握及び安全確認	(略)	学校給食物資の確保	(略)	簡易給食の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学校給食調理場の機能が正常化するまでの期間、簡易給食を実施</li> <li>◆ 調理従事者の確保</li> <li>◆ 状況に応じて、被災者炊き出しへの協力</li> </ul>	(新設)	(新設)	<p>応急修理は、市長が、建設業者に請負わせるか、又は直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、<u>山口県建設労働組合、(一社)山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン及び山口県管工事工業協同組合と県の協定に基づき提供された業者名簿についても活用できるものとする。</u></p> <p>なお、家主が借家を修繕する場合、親類縁者の相互扶助による場合、会社が自社所有の住居（寮、社宅、飯場等）を修繕する場合のような他の者が行う応急修理は排除しない。</p> <p><b>第14章 文教対策</b>  <b>第1節 応急教育対策</b></p> <p>第1項 児童生徒の安全確保</p> <p>2 学校施設等の被害状況の把握  災害が発生した場合、校長は、災害の規模、児童生徒、教職員及び学校施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、<u>文教対策の実施系統</u>により、市教育委員会に報告する。</p> <p>3 在校児童生徒の避難誘導及び安否確認  校長は、<u>応急対策計画</u>に基づき、教職員に対し適切な避難誘導及び安否確認の指示を与える。教職員は、災害発生状況に応じ、児童生徒の行動に対し、安全確保等の適切な指示を与え、児童生徒を安全な場所に避難させるとともに、速やかに人員や負傷者を確認し、校長に報告する。  また、校長は災害発生時においては、児童生徒の安全確保を第一として、<u>応急対策計画</u>に基づき、二次災害発生のおそれが高い危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）の使用の停止、安全な場所への移動等、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第2項 避難所としての活動  学校は、<u>平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に大規模災害が発生した場合には、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。</u>  学校が避難所となる場合、避難所の運営は、市又は<u>地域住民主体の避難所運営組織</u>が行うものとする。学校は、避難所として施設を開放し、教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。</p> <p>第3項 児童生徒の教育の援助</p> <p>3 学校給食の確保</p> <table border="1" data-bbox="1418 1680 2561 2003"> <tr> <td>災害時における被害状況の把握及び安全確認</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校給食物資の確保</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応急給食の実施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学校給食調理場の機能が正常化するまでの期間、<u>応急給食</u>を実施</li> <li>◆ 調理従事者の確保</li> <li>◆ <u>食中毒の防止対策</u></li> <li>◆ <u>(削除)</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>学校給食と被災者炊き出しとの調整</td> <td>◆ 施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底</td> </tr> </table>	災害時における被害状況の把握及び安全確認	(略)	学校給食物資の確保	(略)	応急給食の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学校給食調理場の機能が正常化するまでの期間、<u>応急給食</u>を実施</li> <li>◆ 調理従事者の確保</li> <li>◆ <u>食中毒の防止対策</u></li> <li>◆ <u>(削除)</u></li> </ul>	学校給食と被災者炊き出しとの調整	◆ 施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底	<p>(熊本地震関連[被災者の住まい確保に関する対策])</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>県地域防災計画との整合性</p> <p>県地域防災計画の修正</p>
災害時における被害状況の把握及び安全確認	(略)																	
学校給食物資の確保	(略)																	
簡易給食の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学校給食調理場の機能が正常化するまでの期間、簡易給食を実施</li> <li>◆ 調理従事者の確保</li> <li>◆ 状況に応じて、被災者炊き出しへの協力</li> </ul>																	
(新設)	(新設)																	
災害時における被害状況の把握及び安全確認	(略)																	
学校給食物資の確保	(略)																	
応急給食の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学校給食調理場の機能が正常化するまでの期間、<u>応急給食</u>を実施</li> <li>◆ 調理従事者の確保</li> <li>◆ <u>食中毒の防止対策</u></li> <li>◆ <u>(削除)</u></li> </ul>																	
学校給食と被災者炊き出しとの調整	◆ 施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底																	



現 行	修 正 案	備 考
<p><b>第 1 5 章 帰宅困難者への支援</b>  <b>第 1 節 帰宅困難者対策</b>  (活動方針)</p> <p>○交通機関等と連携して帰宅困難者の発生状況を把握し、適切な情報提供を行う。  ○観光施設等における観光客の状況を把握し、適切な情報提供を行う。  ○一時滞在が可能な場所に帰宅困難者を誘導し、飲料水等の提供を行う。</p> <p>第 1 項 情報の提供  市は、西日本旅客鉄道株式会社、防長交通株式会社などの公共交通機関と連携し、帰宅困難者の発生状況を把握するとともに、交通機関の被災状況や交通状況等の帰宅に必要な情報提供を行う。また、観光施設やイベント主催者等と連携し、観光客等の状況を把握し、情報提供する。</p> <p>第 2 項 帰宅困難者への支援  1 一時滞在が可能な施設への誘導等  市は、公共交通機関の途絶などによる通勤・通学者や観光客など帰宅困難者の一時的な滞在施設の確保に努めるとともに、滞在期間が長期化する場合には指定避難所へ誘導し、飲料水等の提供等、避難所と同様の対応を行う。その際、可能な限り要配慮者や女性への配慮を行う。  公共交通機関等の事業者は、一時滞在が可能な場所に乗客を誘導するなどの受入れを行う。  観光施設の管理者やイベント等の主催者は、一時滞在が可能な場所に観光客等を誘導するなどの対応をする。</p> <p><b>第 1 6 章 保健衛生・防疫活動</b>  <b>第 1 節 保健衛生活動</b></p> <p>主な担当関係部署：健康増進課、生活安全課</p> <p>このため、市は、医療救護班との連携による避難所等における保健衛生のための体制の整備を図るとともに、被災者の健康管理（保健指導、栄養管理等をいう。以下同じ。）や要配慮者への支援体制を確保する。また、県が行う食品衛生監視班による監視指導に協力し、食品の安全確保を図る。</p> <p>(活動方針)</p> <p>○医療救護班、<u>保健師</u>等と連携し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。  ○食品の保存状態等の衛生管理指導等を行い食品の安全確保を図る。</p>	<p>また、災害が大規模又は広域にわたり、単一の学校又は市で対応できない場合は、<u>県教育委員会及び市教育委員会による対策チーム（リーダー：学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策を速やかに検討し、対応を決定する。</u></p> <p><b>第 1 5 章 帰宅困難者への支援</b>  <b>第 1 節 帰宅困難者対策</b>  (活動方針)</p> <p>○交通機関等と連携して帰宅困難者の発生状況を把握し、適切な情報提供を行う。  ○観光施設等における<u>外国人旅行者を含む</u>観光客の状況を把握し、適切な情報提供を行う。  ○一時滞在が可能な場所に帰宅困難者を誘導し、飲料水等の提供を行う。</p> <p>第 1 項 情報の提供  市は、西日本旅客鉄道株式会社、防長交通株式会社などの公共交通機関と連携し、帰宅困難者の発生状況を把握するとともに、交通機関の被災状況や交通状況等の帰宅に必要な情報提供を行う。また、観光施設やイベント主催者等と連携し、<u>外国人旅行者を含む</u>観光客の状況を把握し、情報提供する。</p> <p>第 2 項 帰宅困難者への支援  1 一時滞在が可能な施設への誘導等  市は、公共交通機関の途絶などによる通勤・通学者や<u>外国人旅行者を含む</u>観光客など帰宅困難者の一時的な滞在施設の確保に努めるとともに、滞在期間が長期化する場合には指定避難所へ誘導し、飲料水等の提供等、避難所と同様の対応を行う。（中略）その際、可能な限り要配慮者や女性への配慮を行う。  公共交通機関等の事業者は、一時滞在が可能な場所に乗客を誘導するなどの受入れを行う。  観光施設の管理者やイベント等の主催者は、一時滞在が可能な場所に<u>外国人旅行者を含む</u>観光客を誘導するなどの対応をする。</p> <p><b>第 1 6 章 保健衛生・防疫活動</b>  <b>第 1 節 保健衛生活動</b></p> <p>主な担当関係部署：健康増進課、高齢福祉課、障害福祉課、生活安全課</p> <p>このため、市は、医療救護班との連携による避難所等における保健衛生活動体制の整備を図るとともに、被災者の健康管理（保健指導、栄養管理等をいう。以下同じ。）や要配慮者への支援体制を確保する。また、県が行う食品衛生監視班による監視指導に協力し、食品の安全確保を図る。</p> <p>(活動方針)</p> <p>○医療救護班、<u>山口健康福祉センター</u>等と連携し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。  ○食品の保存状態等の衛生管理指導等を行い食品の安全確保を図る。</p>	<p>県地域防災計画の修正</p> <p>県地域防災計画の修正</p>
		<p>所要の修正</p>



現 行	修 正 案	備 考
<p>第1項 健康管理活動</p> <p>1 健康管理活動の実施</p> <p>災害時における健康管理は、一次的には市が実施する。<u>医療救護班との連携のもと、災害時保健活動マニュアル等を基に保健師等の活動体制を構築し</u>、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。また、災害対応職員等に対し、メンタルヘルスケアを実施する。</p> <p>被害が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行う。</p> <p>第2項 食品衛生活動</p> <p>1 食品衛生監視班の編成</p> <p>1 班当たりの構成は、2人とし、状況に応じて増員する。</p> <p>2 食品衛生監視班の活動の実施</p> <p>食品衛生監視班は、山口健康福祉センター所長の指揮のもとに、以下の活動を行う。</p> <p>第2節 防疫活動</p> <p>主な担当関係部署：生活安全課、クリーンセンター</p> <p>なお、災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき市長が実施するものであるが、市のみによることは困難であることから、市、県及び他の市町が相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。</p> <p>第1項 防疫活動</p> <p>1 防疫活動組織の編成</p> <p>市は、防疫活動を迅速に実施するため、資料編に掲載する県の実施体系に準じた防疫班を編成する。</p> <p>2 防疫活動の実施</p> <p>防疫活動は、多数の人々が利用する場所（避難場所等）を優先して実施する。災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、市民が行うよう、それぞれ災害の実状に応じ、防疫班が適切な指導及び指示を行う。</p> <p>市で編成する防疫班のみでは実施することが<u>不可能な</u>場合は、山口健康福祉センターに応援を要請する。</p> <p>3 防疫薬剤の使用</p> <p>防疫薬剤の使用に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条及び15条に定めるところによる。</p>	<p>第1項 健康管理活動</p> <p>1 健康管理活動の実施</p> <p>災害時における健康管理は、一次的には市が実施する。<u>市は、災害時保健活動マニュアルを基に、分散配置（要配慮者支援班及び救護班）の保健師を一括配置して組織する保健活動班による活動体制を構築するとともに、避難者（避難所外含む）に対する肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、熱中症の予防対策を行う等</u>、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。また、災害対応職員等に対し、メンタルヘルスケアを実施する。</p> <p><u>なお、被害が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行う。</u></p> <p>第2項 食品衛生監視</p> <p>1 食品衛生監視班の編成</p> <p><u>県は、必要に応じて食品衛生監視班による監視指導を行い、食品の安全確保を図る。</u> <u>食品衛生監視班の1班当たりの構成は、2人とし、状況に応じて増員する。</u></p> <p>2 食品衛生監視班の活動の実施</p> <p>食品衛生監視班は、山口健康福祉センター所長の指揮のもとに、以下の活動を行う。<u>また、市は、食品衛生監視班が行う監視指導に協力する。</u></p> <p>第2節 防疫活動</p> <p>主な担当関係部署：生活安全課、クリーンセンター、健康増進課</p> <p>なお、災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき市長が実施するものであるが、市のみで実施することは困難であることから、市、県及び他の市町が相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。</p> <p>第1項 防疫活動</p> <p>1 防疫活動組織の編成</p> <p>市は、防疫活動を迅速に実施するため、資料編に掲載する県の実施体系に準じた防疫組織（防疫班及び検病調査班）を編成する。</p> <p><u>なお、市の実情により、検病調査班は防疫班と兼ねて編成することができるものとする。</u></p> <p>2 防疫活動の実施</p> <p>防疫活動は、<u>県が実施する業務内容に準じるものとし</u>、多数の人々が利用する場所（避難場所等）を優先して実施する。災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、市民が行うよう、それぞれ災害の実状に応じ、防疫班及び検病調査班が適切な指導・指示を行う。</p> <p><u>市は、市で編成する防疫班及び検病調査班のみでは防疫活動を実施することが困難な場合には</u>、山口健康福祉センターに応援を要請する。</p> <p>3 防疫薬剤の使用</p> <p>防疫薬剤の使用に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条及び<u>第15条</u>に定めるところによる。</p>	<p>県地域防災計画の修正 （熊本地震関連[エコノミークラス症候群等の予防対策]）</p> <p>県地域防災計画との整合性</p> <p>県地域防災計画との整合性</p> <p>所要の修正</p> <p>県地域防災計画との整合性</p> <p>字句の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p><b>第18章 行方不明者の捜索・遺体の処理</b></p> <p><b>第1節 行方不明者の捜索</b></p> <p>主な担当関係部署：社会福祉課</p> <p>第1項 行方不明者の捜索の実施</p> <p>1 市が実施する捜索</p> <p>行方不明者の捜索は、市長において賃金職員等を雇い上げ、捜索に必要な機械器具等を借上げて実施する。捜索により生存が確認された場合は速やかに適切な救急活動を実施する。なお、捜索の要員が市だけでは不足する場合や捜索に当たり関係機関との連携調整を必要とする場合は、県に要請を行う。</p> <p><b>第2節 遺体の処理</b></p> <p>主な担当関係部署：社会福祉課</p> <p>第1項 遺体の取扱い</p> <p>3 遺体収容所の開設</p> <p>防府競輪場に遺体収容所を開設し、収容する。ただし、災害の状況により防府競輪場が使用できない場合は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等）とする。</p> <p>この場合、遺体収容所に適当な既存建物がないときには、天幕、幕張り等の設備をする。</p> <p>5 遺体収容所への搬送</p> <p>防府警察署、徳山海上保安部による検視及び医療救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関の協力を得て遺体収容所に移送する。</p> <p>6 埋火葬許可証の発行</p> <p>遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。また、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。</p> <p>第2項 遺体の埋火葬</p> <p>2 火葬・土葬又は納骨の役務の提供</p> <p>市は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、(中略)他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。</p> <p>県は、市町と連携した広域な埋葬（火葬）の実施を行うほか、関係部局等の協力による搬送体制の確立を図る。また、広域的な視点から遺体の円滑な埋葬（火葬）を支援するため、厚生労働省の火葬データベースを活用する。</p>	<p><b>第18章 行方不明者の捜索・遺体の処理</b></p> <p><b>第1節 行方不明者の捜索</b></p> <p>主な担当関係部署：社会福祉課、<u>消防本部</u></p> <p>第1項 行方不明者の捜索の実施</p> <p>1 市が実施する捜索</p> <p>行方不明者の捜索は、市長において賃金職員等を雇い上げ、捜索に必要な機械器具等を借上げて実施する。捜索により生存が確認された場合は速やかに適切な救急活動を実施する。なお、捜索の要員が市だけでは不足する場合や捜索に当たり関係機関との連携調整を必要とする場合は、<u>県（厚政課）</u>に要請を行う。</p> <p><b>第2節 遺体の処理</b></p> <p>主な担当関係部署：社会福祉課、<u>競輪局、市民課、生活安全課、クリーンセンター</u></p> <p>第1項 遺体の取扱い</p> <p>3 遺体収容所の開設</p> <p><u>市は、防府競輪場に遺体収容所を開設し、遺体を収容する。</u>ただし、災害の状況により防府競輪場が使用できない場合は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等）<u>に開設する。</u></p> <p>この場合、遺体収容所に適当な既存建物がないときには、天幕、幕張り等を<u>設置する。</u></p> <p>5 遺体収容所への搬送</p> <p>市は、防府警察署、徳山海上保安部による検視及び医療救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関の協力を得て遺体収容所（<u>防府競輪場</u>）に移送する。</p> <p><u>また、市は、遺体収容所（防府競輪場）の管理・運営をする。</u></p> <p>6 埋火葬許可証の発行</p> <p><u>市は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。また、市は、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。</u></p> <p>第2項 遺体の埋火葬</p> <p>2 火葬・土葬又は納骨の役務の提供</p> <p>市は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、(中略)他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。</p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>記載箇所の変更</p>

現 行	修 正 案	備 考				
<p>4 遺留品の整理、引き渡し 市は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、(中略)整理の上、引き渡す。 <u>大規模災害時には、多数の埋葬を必要とすることから、近隣市町等、関係者、業界等との間に応援協力を要請し、体制を確立する。</u></p> <p>5 身元不明遺体の遺骨の取扱い 火葬に付した場合の身元不明遺体の遺骨は、(中略)所定の納骨堂等に移管する。 防府警察署は、市に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。</p> <p>(新設)</p> <p><b>第19章 廃棄物処理</b> <b>第1節 ごみ処理</b></p> <p>主な担当関係部署：クリーンセンター</p> <p>(活動方針)</p>	<p>4 遺留品の整理、引き渡し 市は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、(中略)整理の上、引き渡す。</p> <p>5 身元不明遺体の遺骨の取扱い 火葬に付した場合の身元不明遺体の遺骨は、(中略)所定の納骨堂等に移管する。 <u>また、防府警察署は、市に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。</u></p> <p>7 広域火葬 市は、必要に応じ、県(生活衛生班)を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て広域火葬を実施する。 県は、山口県広域火葬実施要領に基づき市町と連携した広域的な埋葬(火葬)に必要な対応を行うほか、<u>葬祭業者、その他事業者との協力により、霊柩車、ドライアイス、棺、骨つぼ等の確保についての情報提供、調整を行う。また、関係部局等の協力による搬送体制の確立を図るものとする。さらに、広域的な視点から、遺体の円滑な埋葬(火葬)を支援するため、厚生労働省の火葬データベースを活用する。</u> <u>その他の事項については、1～6に準ずる。</u></p> <p><b>第19章 廃棄物処理</b> <b>第1節 ごみ処理</b></p> <p>主な担当関係部署：クリーンセンター、<u>生活安全課、建築課</u></p> <p>(活動方針)</p>	<p>記載箇所の変更</p> <p>字句の修正</p> <p>県地域防災計画の修正</p> <p>所要の修正</p>				
<p>○災害に伴うごみの排出量を算出し、<u>清掃関連業者等と連携して人員、資機材等の協力体制を整える。</u></p>	<p>○災害に伴うごみの排出量を算出し、<u>廃棄物処理関連業者等と連携して人員、資機材等の協力体制を整える。</u></p>					
<p>第1項 ごみ処理体制の確立</p> <p>被災地域のごみ処理は、市が実施する。市は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県から人員及び資機材の応援を得て実施する。 なお、ごみ処理に係る体制及び<u>清掃班の編成基準</u>については、資料編のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="142 1633 1335 1772"> <tr> <th>資料編 [廃棄物処理]</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● (新設)</li> <li>● 3-19-1 ごみ処理体制の概要</li> <li>● (新設)</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>県(環境生活部廃棄物・リサイクル対策課)、山口健康福祉センターは、健康福祉センター相互間、市町相互間及び関係団体の応援の調整・指示を行うとともに、他県の応援を必要とする場合に備え、所要の体制を整備する。また、清掃対策に関する技術援助を行う。</p>	資料編 [廃棄物処理]	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (新設)</li> <li>● 3-19-1 ごみ処理体制の概要</li> <li>● (新設)</li> </ul>	<p>第1項 ごみ処理体制の確立</p> <p>被災地域のごみ処理は、市が実施する。市は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県、<u>国関係機関等</u>から人員及び資機材の応援を得て実施する。 なお、ごみ処理に係る体制及び<u>収集運搬体制</u>については、資料編のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1406 1633 2605 1772"> <tr> <th>資料編 [廃棄物処理]</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>3-15-4 清掃施設・機材等の状況</u></li> <li>● 3-19-1 ごみ処理体制の概要</li> <li>● <u>3-19-2 収集運搬体制(ごみ)</u></li> </ul> </td> </tr> </table> <p>県(環境生活部廃棄物・リサイクル対策課)、山口健康福祉センターは、健康福祉センター相互間、市町相互間及び関係団体の応援の調整・指示を行うとともに、他県の応援を必要とする場合に備え、所要の体制を整備する。また、清掃対策に関する技術援助を行う。 <u>なお、被害が甚大で、市町自ら処理することが困難であり、地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託があった場合は、県が災害廃棄物の処理を実施することができる。</u></p>	資料編 [廃棄物処理]	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>3-15-4 清掃施設・機材等の状況</u></li> <li>● 3-19-1 ごみ処理体制の概要</li> <li>● <u>3-19-2 収集運搬体制(ごみ)</u></li> </ul>	<p>県地域防災計画との整合性</p>
資料編 [廃棄物処理]						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● (新設)</li> <li>● 3-19-1 ごみ処理体制の概要</li> <li>● (新設)</li> </ul>						
資料編 [廃棄物処理]						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>3-15-4 清掃施設・機材等の状況</u></li> <li>● 3-19-1 ごみ処理体制の概要</li> <li>● <u>3-19-2 収集運搬体制(ごみ)</u></li> </ul>						

現 行	修 正 案	備 考																																																
<p>第2項 ごみ処理の実施</p> <p>ごみの収集及び処分は、<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）</u>等に定める基準により行うことになるが、被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、緊急度等を勘案し、1次対策、2次対策及び3次対策に分けて実施する。</p>	<p>第2項 ごみ処理の実施</p> <p>ごみの収集及び処分は、<u>廃棄物処理法等に定める基準</u>により行うことになるが、被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、緊急度等を勘案し、1次対策、2次対策及び3次対策に分けて実施する。</p> <p>1 <u>ごみ排出量の推定</u></p> <p>(1) <u>災害廃棄物発生量</u></p> <table border="1" data-bbox="1433 590 2531 961"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>計算式、パラメータ等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害廃棄物発生量</td> <td>被害を受けた建物の総床面積×面積あたり廃棄物重量 ＝（全壊・焼失棟数）×1棟あたり床面積×床面積あたりの 廃棄物発生量</td> </tr> <tr> <td>床面積あたりの廃棄物発生量</td> <td>木造：0.6トン/㎡、非木造：1.0トン/㎡ 火災による焼失：0.23トン/㎡</td> </tr> <tr> <td>津波浸水ごみの1棟あたり廃棄物発生量</td> <td>116トン/棟</td> </tr> <tr> <td>1棟あたり平均床面積</td> <td>木造：118㎡/棟、非木造：329㎡/棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>津波堆積物発生量</u></p> <table border="1" data-bbox="1433 1045 2531 1171"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>計算式、パラメータ等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波堆積物発生量</td> <td>津波浸水面積×平均津波堆積高×堆積重量換算係数</td> </tr> <tr> <td>堆積重量換算係数</td> <td>1.10～1.46トン/㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <u>災害廃棄物の種類別内訳比率</u></p> <table border="1" data-bbox="1433 1255 2531 1549"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">水害、液状化 揺れ、津波</th> <th colspan="2">火災</th> </tr> <tr> <th>木造</th> <th>非木造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃物</td> <td>18%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>18%</td> <td>65%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>コンクリートがら</td> <td>52%</td> <td>31%</td> <td>76%</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>6.6%</td> <td>4%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>柱角材</td> <td>5.4%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) <u>避難所から発生する生活ごみ量</u></p> <table border="1" data-bbox="1433 1633 2531 1801"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>計算式、パラメータ等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所から発生する生活ごみ量</td> <td>災害時における避難者数×一人1日平均排出量</td> </tr> <tr> <td>一人1日平均量</td> <td>生活系ごみ収集量/収集人口</td> </tr> </tbody> </table>	項目	計算式、パラメータ等	災害廃棄物発生量	被害を受けた建物の総床面積×面積あたり廃棄物重量 ＝（全壊・焼失棟数）×1棟あたり床面積×床面積あたりの 廃棄物発生量	床面積あたりの廃棄物発生量	木造：0.6トン/㎡、非木造：1.0トン/㎡ 火災による焼失：0.23トン/㎡	津波浸水ごみの1棟あたり廃棄物発生量	116トン/棟	1棟あたり平均床面積	木造：118㎡/棟、非木造：329㎡/棟	項目	計算式、パラメータ等	津波堆積物発生量	津波浸水面積×平均津波堆積高×堆積重量換算係数	堆積重量換算係数	1.10～1.46トン/㎡	項目	水害、液状化 揺れ、津波	火災		木造	非木造	可燃物	18%	0.1%	0.1%	不燃物	18%	65%	20%	コンクリートがら	52%	31%	76%	金属	6.6%	4%	4%	柱角材	5.4%	0%	0%	項目	計算式、パラメータ等	避難所から発生する生活ごみ量	災害時における避難者数×一人1日平均排出量	一人1日平均量	生活系ごみ収集量/収集人口	<p>字句の修正</p> <p>県の地域防災計画の修正</p>
項目	計算式、パラメータ等																																																	
災害廃棄物発生量	被害を受けた建物の総床面積×面積あたり廃棄物重量 ＝（全壊・焼失棟数）×1棟あたり床面積×床面積あたりの 廃棄物発生量																																																	
床面積あたりの廃棄物発生量	木造：0.6トン/㎡、非木造：1.0トン/㎡ 火災による焼失：0.23トン/㎡																																																	
津波浸水ごみの1棟あたり廃棄物発生量	116トン/棟																																																	
1棟あたり平均床面積	木造：118㎡/棟、非木造：329㎡/棟																																																	
項目	計算式、パラメータ等																																																	
津波堆積物発生量	津波浸水面積×平均津波堆積高×堆積重量換算係数																																																	
堆積重量換算係数	1.10～1.46トン/㎡																																																	
項目	水害、液状化 揺れ、津波	火災																																																
		木造	非木造																																															
可燃物	18%	0.1%	0.1%																																															
不燃物	18%	65%	20%																																															
コンクリートがら	52%	31%	76%																																															
金属	6.6%	4%	4%																																															
柱角材	5.4%	0%	0%																																															
項目	計算式、パラメータ等																																																	
避難所から発生する生活ごみ量	災害時における避難者数×一人1日平均排出量																																																	
一人1日平均量	生活系ごみ収集量/収集人口																																																	
(新設)																																																		
(新設)																																																		
(新設)																																																		
(新設)																																																		



現 行	修 正 案	備 考
<p>(新設)</p> <div data-bbox="154 884 1294 1178" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市は、がれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を作成し計画的な処理を行う。一時的に多大な処理が必要な場合には、被災地各地域に仮置場等を設置する。</li> <li>◆ 県は、市町の処理計画を取りまとめた全体処理計画を作成する。また、必要に応じ、市町の参加する協議会の設置等による情報収集・提供及び相互協力体制づくりを推進する。</li> <li>◆ 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者が行うこととするが、国による特別措置（<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>廃棄物処理法に基づく公費負担）の適用がなされた場合には、市が業者等にその解体処理を依頼する。</li> </ul> </div> <p>5 死亡獣畜処理</p> <p>6 一般廃棄物の処理施設の復旧</p> <p><b>第2節 し尿処理</b> (活動方針)</p> <p>○被災状況を確認し、仮設トイレの設置を行い、し尿の汲み取りを実施する。</p>	<p>5 <u>アスベスト飛散防止対策</u></p> <p>市は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成19年8月環境省 水・大気環境局大気環境課作成）」に基づき、アスベスト飛散防止対策として次に掲げる措置を講じる。</p> <div data-bbox="1418 310 2558 772" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>解体・撤去工事を行う業者に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。</u></li> <li>◆ <u>吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講じるよう指導する。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前除去できる場合は、事前除去するなどの対策を実施する。</li> <li>・事前除去できない場合は、シートで囲い込み、可能な限り薬剤の散布による固化を行うなど関係法令を遵守して作業を行う。</li> <li>・使用の有無が確認できない場合は、シートで囲い込み、薬剤の散布による固化又は十分な散水を実施する上で作業を行う。</li> </ul> </li> <li>◆ <u>吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去を行う業者に対して工事完了後の報告を求める。</u></li> </ul> </div> <div data-bbox="1418 898 2558 1192" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市は、がれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を作成し計画的な処理を行う。一時的に多大な処理が必要な場合には、被災地各地域に仮置場等を設置する。</li> <li>◆ 県は、市町の処理計画を取りまとめた全体処理計画を作成する。また、必要に応じ、市町の参加する協議会の設置等による情報収集・提供及び相互協力体制づくりを推進する。</li> <li>◆ 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者が行うこととするが、国による特別措置（<u>廃棄物処理法</u>に基づく公費負担）の適用がなされた場合には、市が業者等にその解体処理を依頼する。</li> </ul> </div> <p>6 死亡獣畜処理</p> <p>7 一般廃棄物の処理施設の復旧</p> <p><b>第2節 し尿処理</b> (活動方針)</p> <p>○被災状況を確認し、仮設トイレの設置や、し尿の汲み取りを実施する。</p>	<p>H28.5.23 環境省勧告「アスベスト対策に関する行政評価・監視―飛散・ばく露防止対策を中心として―」による反映</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>第1項 し尿処理体制の確立</p> <p>被災地域のし尿処理は、市が行う。市は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整えるものとする。大規模災害発生時には、市の処理機能がマヒすることを前提に、処理体制を構築するものとする。</p> <p>なお、<u>清掃班の編成基準</u>及びし尿処理に係る体制については、資料編のとおりとする。</p>	<p>第1項 し尿処理体制の確立</p> <p>被災地域のし尿処理は、市が行う。市は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整えるものとする。大規模災害発生時には、市の処理機能が停止することも想定されることから、市は、<u>民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整えるものとする。</u></p> <p>なお、し尿処理に係る体制及び収集運搬体制については、資料編のとおりとする。</p>	<p>県地域防災計画の修正</p>

資料編 [廃棄物処理]  
● 3-19-2 し尿処理体制の概要

第2項 し尿処理の実施

1 し尿排出量の推定

し尿排出量は、一人1か月約50リットルとして計算する。

(新設)

2 仮設トイレの設置、し尿の収集

(新設)

- ◆ 対象人員は、100人当たり 小3、大2、女3の計8とする。
- ◆ 立地条件を考慮し、漏えい等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没するものとする。
- ◆ 生活環境部環境班は、迅速な仮設トイレの設置のため、関係業者との間の連絡協力体制を確立する。
- ◆ 仮設トイレの設置等については、要配慮者に配慮するものとする。

資料編 [廃棄物処理]  
● 3-19-3 し尿処理体制の概要  
● 3-19-4 収集運搬体制(し尿)

第2項 し尿処理の実施

1 し尿排出量の推定

し尿排出量は、以下の指標で推計する。なお、正確な数値が判明しない場合は、一人1か月約50リットルとして計算する。

項 目	計算式、パラメータ等
し尿収集必要量	災害時におけるし尿収集必要人数×一人1日平均排出量 = (仮設トイレ必要人数+非水洗化区域し尿収集人口) ×一人1日平均排出量
仮設トイレ必要人数	避難者数+断水による仮設トイレ必要人数
断水による仮設トイレ必要人数	[水洗化人口-避難者数×(水洗化人口/総人口)]×断水率×1/2
非水洗化区域し尿収集人口	し尿収集人口-避難者数×(し尿収集人口/総人口)
一人1日平均排出量	し尿収集量/し尿収集人口

2 仮設トイレの設置、し尿の収集

項 目	計算式、パラメータ等
仮設トイレ必要基数	仮設トイレ必要人数/仮設トイレ設置目安
仮設トイレ設置目安	仮設トイレの容量/し尿の一人1日平均排出量/収集頻度
仮設トイレの容量	400Lとする。
収集頻度	3日/回
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 立地条件を考慮し、漏えい等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没するものとする。</li> <li>◆ 生活環境部環境班は、迅速な仮設トイレの設置のため、関係業者との間の連絡協力体制を確立する。</li> <li>◆ 仮設トイレの設置等については、要配慮者に配慮するものとする。</li> </ul>

(削除)

県地域防災計画の修正

県地域防災計画の修正

県地域防災計画の修正

所要の修正

現 行							修 正 案							備 考																																																	
<b>第3節 障害物除去</b> (主な活動と実施期間) <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>直後</th> <th>30分～</th> <th>2時間～</th> <th>24時間～</th> <th>72時間～</th> <th>1週間～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 障害物除去体制の確立</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 住居関係障害物の除去</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～	1 障害物除去体制の確立							2 住居関係障害物の除去							<b>第3節 障害物除去</b> (主な活動と実施期間) <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>直後</th> <th>30分～</th> <th>2時間～</th> <th>24時間～</th> <th>72時間～</th> <th>1週間～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 障害物除去体制の確立</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 住居関係障害物の除去</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 その他の障害物の除去</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～	1 障害物除去体制の確立							2 住居関係障害物の除去							3 その他の障害物の除去							所要の修正
活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～																																																									
1 障害物除去体制の確立																																																															
2 住居関係障害物の除去																																																															
活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～																																																									
1 障害物除去体制の確立																																																															
2 住居関係障害物の除去																																																															
3 その他の障害物の除去																																																															
第2項 住居関係障害物の除去 2 除去作業の実施 市が賃金労働者等、技術者を動員し、機械器具等を借上げて直接実施する。 労力、機械等が不足する場合は、県(救助総務班)及び <u>周辺市町</u> からの派遣を求める。							第2項 住居関係障害物の除去 2 除去作業の実施 市が賃金労働者等、技術者を動員し、機械器具等を借上げて直接実施する。 労力、機械等が不足する場合は、県(救助総務班)及び <u>隣接市町</u> からの派遣を求める。							字句の修正																																																	
5 その他の障害物の除去  <u>(1) 道路関係障害物の除去</u>  <u>(2) 河川・港湾、漁港関係障害物の除去</u>  <u>(3) 汚物の処理</u>							第3項 その他の障害物の除去  <u>1 道路関係障害物の除去</u>  <u>2 河川・港湾、漁港関係障害物の除去</u>  <u>3 汚物の処理</u>																																																								
<b>第20章 ボランティア活動支援</b> <b>第1節 ボランティアの受入・活動支援</b> 第1項 災害ボランティアセンターの設置 市は、市本部設置後、 <u>社会福祉協議会及び市民活動支援センターと連携して、速やかに防府市社会福祉協議会内に防府市災害ボランティアセンターを開設する。</u>							<b>第20章 ボランティア活動支援</b> <b>第1節 ボランティアの受入・活動支援</b> 第1項 災害ボランティアセンターの設置 市は、市本部設置後、 <u>災害の状況により必要と認めるときは、速やかに防府市社会福祉協議会内に防府市災害ボランティアセンターを開設する。</u>							所要の修正																																																	
第2項 災害ボランティアセンターの運営支援  (新設)							第2項 災害ボランティアセンターの運営支援  <u>7 専門ボランティアの対応</u> <u>災害ボランティアセンターは、専門ボランティアの希望があったときは、市本部各部班の所掌事務を参考に関係班に連絡する。各関係班は、専門ボランティアの受入れが可能な場合は、活動体制等を協議し、ボランティア活動が円滑に進むよう努める。</u>							所要の修正																																																	

現 行	修 正 案	備 考												
<p><b>第 2 2 章 公共施設等の応急復旧</b></p> <p><b>第 1 節 公共土木施設の応急復旧</b></p> <p>第 2 項 施設別応急措置及び応急復旧 災害が発生した場合、市及び各道路管理者等は、(中略)応急復旧工事を実施する(第 7 章「緊急道路啓開」関連)。</p> <p>1 道路・橋りょう・トンネル 被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送路を優先して実施するものとし、各機関のとりべき対応については、資料編のとおりとする。</p> <p><b>第 2 節 公共施設の応急復旧</b></p> <p>第 1 項 安全の確保措置</p> <p>2 二次災害防止措置 災害後の二次災害の防止や応急復旧を効果的に行うため、建物の危険度判定を実施する。 なお、応急危険度判定の詳細については、第 12 章「建物及び宅地の応急対策」を参照のこと。</p> <p><b>第 2 3 章 ライフライン施設等の応急復旧</b></p> <p><b>第 1 節 電力施設</b></p> <p>第 1 項 中国電力の応急対策</p> <p>2 災害発生時の防災体制 災害発生時の活動体制は、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="151 1255 1294 1541"> <tr> <td>防災活動体制</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害対策室の構成及び任務</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災体制時の情報連絡経路</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 支社に特別非常体制が発令された場合の情報連絡経路は、資料編のとおりとする。電気事業法、災対法、河川法、電波法等に基づく報告は、原則として、業務分掌により行う。</li> <li>◆ <u>原子力安全・保安院</u>を始め中央官庁及び関係箇所は、東京支社が対応する。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>第 2 項 県営電力施設の応急対策</p> <p>3 保安対策 中国電力株式会社の<u>措置による。</u></p> <p><b>第 2 節 ガス施設</b> (主な活動と実施期間)</p>	防災活動体制	(略)	災害対策室の構成及び任務	(略)	防災体制時の情報連絡経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 支社に特別非常体制が発令された場合の情報連絡経路は、資料編のとおりとする。電気事業法、災対法、河川法、電波法等に基づく報告は、原則として、業務分掌により行う。</li> <li>◆ <u>原子力安全・保安院</u>を始め中央官庁及び関係箇所は、東京支社が対応する。</li> </ul>	<p><b>第 2 2 章 公共施設等の応急復旧</b></p> <p><b>第 1 節 公共土木施設の応急復旧</b></p> <p>第 2 項 施設別応急措置及び応急復旧 災害が発生した場合、市及び各道路管理者等は、(中略)応急復旧工事を実施する(第 7 章第 3 節「緊急道路啓開」関連)。</p> <p>1 道路・橋りょう・トンネル 被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送<u>道路</u>を優先して実施するものとし、各機関のとりべき対応については、資料編のとおりとする。</p> <p><b>第 2 節 公共施設の応急復旧</b></p> <p>第 1 項 安全の確保措置</p> <p>2 二次災害防止措置 災害後の二次災害の防止や応急復旧を効果的に行うため、建物の危険度判定を実施する。 なお、応急危険度判定の詳細については、<u>第 3 編</u>第 12 章「建物及び宅地の応急対策」を参照のこと。</p> <p><b>第 2 3 章 ライフライン施設等の応急復旧</b></p> <p><b>第 1 節 電力施設</b></p> <p>第 1 項 中国電力の応急対策</p> <p>2 災害発生時の防災体制</p> <table border="1" data-bbox="1418 1241 2561 1526"> <tr> <td>防災活動体制</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害対策室の構成及び任務</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災体制時の情報連絡経路</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 支社に特別非常体制が発令された場合の情報連絡経路は、資料編のとおりとする。電気事業法、災対法、河川法、電波法等に基づく報告は、原則として、業務分掌により行う。</li> <li>◆ <u>経済産業省</u>を始め中央官庁及び関係箇所は、東京支社が対応する。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>第 2 項 県営電力施設の応急対策</p> <p>3 保安対策 <u>必要に応じて、中国電力株式会社の指示により送電を停止する。</u></p> <p><b>第 2 節 ガス施設</b> (主な活動と実施期間)</p>	防災活動体制	(略)	災害対策室の構成及び任務	(略)	防災体制時の情報連絡経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 支社に特別非常体制が発令された場合の情報連絡経路は、資料編のとおりとする。電気事業法、災対法、河川法、電波法等に基づく報告は、原則として、業務分掌により行う。</li> <li>◆ <u>経済産業省</u>を始め中央官庁及び関係箇所は、東京支社が対応する。</li> </ul>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>所要の修正</p>
防災活動体制	(略)													
災害対策室の構成及び任務	(略)													
防災体制時の情報連絡経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 支社に特別非常体制が発令された場合の情報連絡経路は、資料編のとおりとする。電気事業法、災対法、河川法、電波法等に基づく報告は、原則として、業務分掌により行う。</li> <li>◆ <u>原子力安全・保安院</u>を始め中央官庁及び関係箇所は、東京支社が対応する。</li> </ul>													
防災活動体制	(略)													
災害対策室の構成及び任務	(略)													
防災体制時の情報連絡経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 支社に特別非常体制が発令された場合の情報連絡経路は、資料編のとおりとする。電気事業法、災対法、河川法、電波法等に基づく報告は、原則として、業務分掌により行う。</li> <li>◆ <u>経済産業省</u>を始め中央官庁及び関係箇所は、東京支社が対応する。</li> </ul>													



現 行							修 正 案							備 考																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>直後</th> <th>30分～</th> <th>2時間～</th> <th>24時間～</th> <th>72時間～</th> <th>1週間～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般ガス事業者の応急対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 簡易ガス事業者の応急対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 LPガス・燃焼器具の供給対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～	1 一般ガス事業者の応急対策							2 簡易ガス事業者の応急対策							3 LPガス・燃焼器具の供給対策							<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>直後</th> <th>30分～</th> <th>2時間～</th> <th>24時間～</th> <th>72時間～</th> <th>1週間～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ガス事業者（旧一般ガス事業者）の応急対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）の応急対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 LPガス・燃焼器具の供給対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～	1 ガス事業者（旧一般ガス事業者）の応急対策							2 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）の応急対策							3 LPガス・燃焼器具の供給対策							ガス事業法の改正
活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～																																																																
1 一般ガス事業者の応急対策																																																																						
2 簡易ガス事業者の応急対策																																																																						
3 LPガス・燃焼器具の供給対策																																																																						
活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～																																																																
1 ガス事業者（旧一般ガス事業者）の応急対策																																																																						
2 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）の応急対策																																																																						
3 LPガス・燃焼器具の供給対策																																																																						
<p>(具体的な活動内容)</p> <p>第1項 <u>一般</u>ガス事業者の応急対策</p> <p>1 災害時の活動体制 非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、<u>一般</u>ガス事業者は、あらかじめ定めている計画に基づき、必要な活動体制を確立する。</p> <p>2 応急対策 災害により、所管するガス供給施設等に被害が発生した場合における応急対策は、<u>一般</u>ガス事業者があらかじめ作成している計画に基づき、必要な応急措置を実施する。 中国四国産業保安監督部は、<u>一般</u>ガス事業者に対し、災害時における応急措置及び応急対策について必要な指導・助言を行う。</p>							<p>(具体的な活動内容)</p> <p>第1項 ガス事業者（旧一般ガス事業者）の応急対策</p> <p>1 災害時の活動体制 非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、ガス事業者(<u>旧一般ガス事業者</u>)は、あらかじめ定めている計画に基づき、必要な活動体制を確立する。</p> <p>2 応急対策 災害により、所管するガス供給施設等に被害が発生した場合における応急対策は、<u>ガス事業者(旧一般ガス事業者)</u>があらかじめ作成している計画に基づき、必要な応急措置を実施する。 中国四国産業保安監督部は、<u>ガス事業者(旧一般ガス事業者)</u>に対し、災害時における応急措置及び応急対策について必要な指導・助言を行う。 <u>ガス事業者(旧一般ガス事業者)</u>は、経済産業省の「<u>ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン</u>」に基づき災害の発生の防止に関し、相互に連携・協力を努めるものとする。</p>							ガス事業法の改正																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資料編 [復旧対策]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 3-21-9 主な応急復旧措置【<u>一般</u>ガス事業者】</td> </tr> </tbody> </table>							資料編 [復旧対策]	● 3-21-9 主な応急復旧措置【 <u>一般</u> ガス事業者】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資料編 [復旧対策]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 3-21-9 主な応急復旧措置【<u>ガス事業者(旧一般ガス事業者)</u>】</td> </tr> </tbody> </table>							資料編 [復旧対策]	● 3-21-9 主な応急復旧措置【 <u>ガス事業者(旧一般ガス事業者)</u> 】																																																					
資料編 [復旧対策]																																																																						
● 3-21-9 主な応急復旧措置【 <u>一般</u> ガス事業者】																																																																						
資料編 [復旧対策]																																																																						
● 3-21-9 主な応急復旧措置【 <u>ガス事業者(旧一般ガス事業者)</u> 】																																																																						
<p>第2項 <u>簡易</u>ガス事業者の応急対策 <u>簡易</u>ガス事業者は、<u>一般</u>ガス事業者に準じた応急対策をとり、被害の拡大防止及びガス供給の再開に努める。 また、一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。 中国四国産業保安監督部は、<u>簡易</u>ガス事業者に対し、災害時における応急措置及び応急対策について必要な指導・助言を行う。</p>							<p>第2項 ガス事業者(<u>旧簡易ガス事業者</u>)の応急対策 <u>ガス事業者(旧簡易ガス事業者)</u>は、<u>ガス事業者(旧一般ガス事業者)</u>に準じた応急対策をとり、被害の拡大防止及びガス供給の再開に努める。 また、一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。 中国四国産業保安監督部は、<u>ガス事業者(旧簡易ガス事業者)</u>に対し、災害時における応急措置及び応急対策について必要な指導・助言を行う。</p>																																																															
<p>第3項 LPガス・燃焼器具の供給対策 大規模な災害等が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動又は被災者が日常生活を営む上での重要な対策となる。LPガスは、熱源の中でも災害に強い熱源であり、その機動性等から災害時の応急熱源として、特に大きな効果を期待できる。</p>							<p>第3項 LPガス・燃焼器具の供給対策 大規模な災害等が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動又は被災者が日常生活を営む上での重要な対策となる。LPガスは、熱源の中でも災害に強い熱源であり、その機動性等から災害時の応急熱源として、特に大きな効果を期待できるため、市は一般社団法人山口県LPガス協会防府徳地支部と災害時における物資の供給に関する協定を締結している。</p>							所要の修正																																																								

現 行	修 正 案	備 考
<p><b>第4節 下水道施設</b></p> <p>主な担当関係部署：上下水道局</p> <p>第1項 下水道施設の応急対策</p> <p>1 災害活動体制の確保</p> <p>(1) 要員の確保</p> <p>災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、職員の担当業務、担当者を定めた計画に基づき動員を行う。この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるよう留意する。</p> <p>上下水道局の職員が不足する場合の要員の確保について、<u>市総務部と調整を行い、庁内各部局、隣接、近接の市町、県災害対策本部に対して</u>応援を求める。</p> <p>(2) 関係機関及び関係業者への協力要請</p> <p>被災施設の応急処置及び復旧は、通常業者に委託して実施することから、必要に応じ、関係業者等に対し、事前の協議内容に基づき協力を要請する。</p> <p>大規模災害等発生の場合、市内の業者については、被災していることが考えられることから、<u>隣接、近接市町又は県災害対策本部（都市施設対策班）</u>に<u>応援あつせんの要請</u>を行い、必要業者の確保を図る。</p> <p>3 復旧対策</p> <p>(1) 処理場・ポンプ場</p> <p>停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。</p> <p><b>第24章 農林業災害応急対策</b></p> <p><b>第3節 貯木対策</b></p> <p>主な担当関係部署：農林水産振興課</p> <p>第1項 港湾関係貯木場における防災上の措置</p> <p>2 流木応急対策</p> <p><u>港湾において、貯木が流失した場合、徳山海上保安部は、以下の流木応急対策を実施する。</u></p>	<p><b>第4節 下水道施設</b></p> <p>主な担当関係部署：上下水道局、クリーンセンター（環境班）</p> <p>第1項 下水道施設の応急対策</p> <p>1 災害活動体制の確保</p> <p>(1) 要員の確保</p> <p>災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、職員の担当業務、担当者を定めた計画に基づき動員を行う。この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるよう留意する。</p> <p>上下水道局の職員が不足する場合の要員の確保について、<u>市本部各対策部及び県都市計画課下水道班へ</u>応援を求める。</p> <p>(2) 関係機関及び関係業者への協力要請</p> <p>被災施設の応急処置及び復旧は、通常業者に委託して実施することから、必要に応じ、関係業者等に対し、事前の協議内容に基づき協力を要請する。</p> <p>大規模災害等発生の場合、市内の業者については、被災していることが考えられることから、<u>県都市計画課下水道班</u>に<u>応援あつせんの要請</u>を行い、必要業者の確保を図る。</p> <p>3 復旧対策</p> <p>(1) 処理場・ポンプ場</p> <p><u>処理場・ポンプ場の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。</u>停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。</p> <p><b>第24章 農林業災害応急対策</b></p> <p><b>第3節 貯木対策</b></p> <p>主な担当関係部署：農林水産振興課、河川港湾課</p> <p>第1項 港湾関係貯木場における防災上の措置</p> <p>2 流木応急対策</p> <p><u>港湾において、貯木が流失した場合、徳山海上保安部は、以下の流木応急対策を実施する。</u></p> <p>第1項 港湾関係貯木場における防災上の措置</p> <p>2 流木応急対策</p> <p>徳山海上保安部は、<u>港湾において貯木が流出した場合は、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。</u></p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>県地域防災計画の修正 (復旧対応の追記)</p> <p>所要の修正</p>
<p>第1項 港湾関係貯木場における防災上の措置</p> <p>2 流木応急対策</p> <p><u>港湾において、貯木が流失した場合、徳山海上保安部は、以下の流木応急対策を実施する。</u></p>	<p>第1項 港湾関係貯木場における防災上の措置</p> <p>2 流木応急対策</p> <p><u>港湾において、貯木が流失した場合、徳山海上保安部は、以下の流木応急対策を実施する。</u></p> <p>第1項 港湾関係貯木場における防災上の措置</p> <p>2 流木応急対策</p> <p>徳山海上保安部は、<u>港湾において貯木が流出した場合は、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。</u></p>	<p>所要の修正</p> <p>県地域防災計画の修正 (海上保安庁防災業務計画と整合)</p>

現 行

修 正 案

備 考

対 象	応 急 対 策 の 内 容
貯木が流出した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 待機中の曳船、巡視船艇等により極力除去作業を行う。</li> <li>◆ 航路障害物の除去（港則法）</li> </ul>

**第4編 復旧・復興計画**  
**第2章 被災者の生活再建**

第1節 生活相談等の受付

主な担当関係部署：社会福祉課、市政なんでも相談課、課税課、収納課、保険年金課、高齢福祉課、建築課、子育て支援課

第1項 生活相談等の受付

災害発生後には被災者、市民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から、(中略)市は、被災者のための相談窓口を庁舎、出張所等に設置し、相談又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。

特に、庁舎では、税、福祉、建築等の総合支援窓口を設置し、(中略)相談内容の対応への充実に努める。

第4節 住居の確保

主な担当関係部署：建築課

主な担当関係機関：山口県民局

第4項 住宅資金の確保

2 その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障害者世帯又は母子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の福祉資金（福祉費）貸付けや母子・寡婦福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。

第8節 貸付・支給による経済再建の支援

第1項 生活資金の貸付

3 縣市町中小企業勤労者小口資金

資金の種類	◆ 災害資金
貸付の概要	◆ 貸付限度額 100万円以内
	◆ 償還期間 10年以内
	◆ 利率 年2.0%
申込先	◆ 中国労働金庫

(削除)

**第4編 復旧・復興計画**  
**第2章 被災者の生活再建**

第1節 生活相談等の受付

主な担当関係部署：市政なんでも相談課、課税課、収納課、保険年金課、高齢福祉課、建築課、子育て支援課

第1項 生活相談等の受付

災害発生後には被災者、市民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から、(中略)市は、被災者のための相談窓口を市庁舎、出張所等に設置し、相談又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。

特に、市庁舎では、税、福祉、建築等の総合支援窓口を設置し、(中略)相談内容の対応への充実に努める。

第4節 住居の確保

主な担当関係部署：建築課、社会福祉課

主な担当関係機関：山口県民局、県社会福祉協議会

第4項 住宅資金の確保

2 その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障害者世帯又は母子・父子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の福祉資金（福祉費）貸付けや母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。

第8節 貸付・支給による経済再建の支援

第1項 生活資金の貸付

3 縣市町中小企業勤労者小口資金

資金の種類	◆ 災害資金
貸付の概要	◆ 貸付限度額 100万円以内
	◆ 償還期間 10年以内
	◆ 利率 年1.71%
申込先	◆ 中国労働金庫

所要の修正

字句の修正

所要の修正

父子追加

時点修正

現 行	修 正 案	備 考
<p><b>第9節 義援金及び見舞品の受入れ・配分</b></p> <p>第1項 義援金品の受付 義援金品の寄託は発災当日から行われることが予想され、市は、発災後おおむね24時間以内に受付窓口を開設する。 <u>義援品は、原則として、補修又は修繕を要するもの及び中古衣料、中古雑誌等で使用に耐えないもの、また、腐食しやすい食料品等は受け付けない。なお、有効活用の観点から、被災者ニーズの把握に努める。</u></p> <p><b>第3章 公共施設の災害復旧・復興計画</b></p> <p>第1節 災害復旧事業の推進 主な担当関係部署：河川港湾課、道路課、農林漁港整備課、都市計画課、建築課、上下水道局、教育委員会（教育総務課、生涯学習課）、職員課、障害福祉課、</p> <p><b>第4章 被災中小企業・農林水産事業者の復興支援</b></p> <p>第1節被災中小企業者の援助措置</p> <p>第1項 貸付・融資制度の利用の促進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防府商工会議所及び市内金融機関と連携して、防府市中小企業振興資金の活用を促す。</li> <li>◆ (株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の政府系金融機関等の貸付制度による融資を促進するため、これら関係機関に対して、必要な要請を行う。</li> <li>◆ 必要に応じて、<u>県独自の融資制度を設け、被災者に対して低利・長期の融資を行う。</u></li> <li>◆ 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増大を要望し、協力を求める。</li> <li>◆ 地元銀行、その他の金融機関に対して中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。</li> <li>◆ 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定に必要な措置を講じる。</li> <li>◆ 金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について、特別の取扱いを行うよう要請する。</li> <li>◆ 市及び中小企業関係団体を通じて、災害時の特別措置について、中小企業者に対して周知・徹底を図る。</li> </ul> </div> <p><b>第5章 金融対策</b></p> <p>第2節 非常金融措置</p> <p>第4項 各種措置に関する広報 災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、<u>インターネット</u>その他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。</p>	<p><b>第9節 義援金及び見舞品の受入れ・配分</b></p> <p>第1項 義援金品の受付 義援金品の寄託は発災当日から行われることが予想され、市は、発災後おおむね24時間以内に受付窓口を開設する。 <u>小口・混載の義援物資は、内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、負担となることから、個人からは原則として、義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合には、真に必要なものに限定する。</u></p> <p><b>第3章 公共施設の災害復旧・復興計画</b></p> <p>第1節 災害復旧事業の推進 主な担当関係部署：河川港湾課、道路課、農林漁港整備課、都市計画課、建築課、上下水道局、教育委員会（教育総務課、生涯学習課）、職員課、障害福祉課、<u>財政課、防災危機管理課</u></p> <p><b>第4章 被災中小企業・農林水産事業者の復興支援</b></p> <p>第1節被災中小企業者の援助措置</p> <p>第1項 貸付・融資制度の利用の促進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防府商工会議所及び市内金融機関と連携して、防府市中小企業振興資金の活用を促す。</li> <li>◆ (株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の政府系金融機関等の貸付制度による融資を促進するため、これら関係機関に対して、必要な要請を行う。</li> <li>◆ 必要に応じて、<u>県の融資制度を被災者に対して周知を行う。</u></li> <li>◆ 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増大を要望し、協力を求める。</li> <li>◆ 地元銀行、その他の金融機関に対して中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。</li> <li>◆ 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定に必要な措置を講じる。</li> <li>◆ 金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について、特別の取扱いを行うよう要請する。</li> <li>◆ 市及び中小企業関係団体を通じて、災害時の特別措置について、中小企業者に対して周知・徹底を図る。</li> </ul> </div> <p><b>第5章 金融対策</b></p> <p>第2節 非常金融措置</p> <p>第4項 各種措置に関する広報 災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、<u>ウェブサイト</u>その他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。</p>	<p>県地域防災計画の修正 (熊本地震関連[災害対策本部の体制強化](災害時広域受援計画))</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>